

# 会 議 録

## 令 和 7 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和7年12月4日  
令和7年12月17日  
(14日間)

小 海 町 議 会

# 第4回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 招集日（上程、説明、質疑、一部採決、委員会付託）	
開会	5
招集あいさつ・報告	6
同意第6号（人事）	10
議案第45号～51号（条例等）	11
議案第52号～54号（補正予算）	18
陳情第10号	27
第5日 一般質問（1日目）	
第8番 鷹野 文則 議員	29
第2番 小池 喜昭 議員	36
第3番 菊池 一巳 議員	51
第7番 黒澤 敦史 議員	63
第5番 渡邊 晃子 議員	75
第6番 的埜美香子 議員	93
第6日 一般質問（2日目）	
第12番 渡辺 均 議員	112
第14日 最終日（委員長報告、討論、採決）	
開会・報告	130
議員派遣の件	131
議案第46号～51号（条例等）	132
議案第52号～54号（補正予算）	135
陳情第10号～発議第9号	137
議案第55号～57号（条例）	139
議案第58号～60号（補正予算）	141
署名	145

令 7 年 第 4 回  
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和7年12月4日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和7年12月17日 午後4時45分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第10番議員、第11番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和7年12月4日 至 令和7年12月17日 14日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第6号	小海町農業委員会委員の任命同意について	原案同意
議案第45号	南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約について	原案可決
議案第46号	こども家庭センター設置条例の制定について	〃
議案第47号	小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第48号	小海町職員定数条例の一部を改正する条例について	〃
議案第49号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第50号	特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第51号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第52号	令和7年度小海町一般会計補正予算(第6号)について	〃

議案第 53 号	令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） について	原案可決
議案第 54 号	令和 7 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）に ついて	〃
陳情第 10 号	診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上 の引き上げを求める陳情書	採択

《追加議案》

議 件	議 件 名	議決結果
発議第 8 号	診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上 の引き上げを求める意見書	原案可決
発議第 9 号	小海町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に ついて	〃
議案第 55 号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例について	〃
議案第 56 号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正 する条例について	〃
議案第 57 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて	〃
議案第 58 号	令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 7 号）について	〃
議案第 59 号	令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） について	〃
議案第 60 号	令和 7 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）に ついて	〃

会議の顛末	令和7年12月1日 午前10時00分に始め
	令和7年12月17日 午後4時45分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤弘	こども課長 小池司
	教 育 長 黒澤五雄	やすらぎ園所長 井出重信
	総務課長 吉澤君雄	
	町民課長 井出知之	
	産業建設課長 宮澤賢司	
	生涯学習課長 小平文仁	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書 記 中嶋晴基	

### 会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏名	12/4	12/8	12/9	12/11		12/12		12/17
					総産	予決	民文	予決	
第1番	中村 佳太	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	小池 喜昭	○	○	○	—	○	○	○	○
第3番	菊池 一巳	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	小池今朝之	○	○	○	○	○	—	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	—	○	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	○	—	○	○
第7番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	—	○	○
第8番	鷹野 文則	○	○	○	—	○	○	○	○
第9番	篠原 哲雄	○	○	○	○	○	○	○	○
第10番	古谷 恒晴	○	○	○	—	○	○	○	○
第11番	井出 和人	○	○	○	○	○	—	○	○
第12番	渡辺 均	○	○	○	○	○	—	○	○
計		12	12	12	6	12	7	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第10番 古谷 恒晴 議員							
		第11番 井出 和人 議員							

<b>令 和 7 年 第 4 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和7年12月4日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和7年12月4日 午後2時04分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和7年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。昨日までは比較的暖かい日が続いておりましたが、今朝は雪も舞い本格的な冬の到来となりました。早いもので、本年もあと残すところ27日余りになりました。本議会は4月の20日の選挙により、19期の議員12名が新たに誕生いたしました。今日まで定例会常任委員会の視察研修第2回議会報告会等忙しい1年でありました。町のイベントとして、11月9日に行われた小海オペラ劇場「くじらの夫婦」の公演が、未だに強い感動に残っております。プロのオペラ歌手の皆さん、管弦楽アンサンブル・ノーヴァの皆さん、小海くじら合唱団、小海くじら児童合唱団、スタッフ等総勢100名ほどの皆さんによる講演は、鑑賞した人々の心に素晴らしい感動と感激を与えたと思います。町外の皆様も多く来場され、小海町の素晴らしさをアピールできたのではないのでしょうか。もう一度、講演を開催したいものであります。また、11月上旬から地区懇談会が行われ、都市公園整備について、八峰公園、土村公園の説明が行われました。町民説明会、地元説明会を経て書案の縦覧、公聴会が開かれていく段取りになっております。議会にも定例会ごとに全員協議会で説明が行われておりますが、議会としてもしっかりと議論、研究を進めていかなければならないと思っております。</p> <p>ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回小海町議会定例会を開会いたします。なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。これから本日の会議を開きます。</p>

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第10番古谷恒晴君及び、第11番井出和人君を指名いたします。
----	---

### 日程第2 会期の決定

議長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る12月18日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長、的埜美香子君。
----	--

議会運営委員長	ご報告いたします。本日招集の、令和7年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は人事案1件、条例等改正案7件、補正予算案3件、陳情1件の合計12件であり、会期は本日より12月17日までの14日間とする案を作成いたしました。会期中の日程につきまして、一般質問につきましては、8日は6名までとし、残り1名は9日に行います。また、定例会会期中の10日午前10時から、全議員による合同現地視察及び全員協議会を開催しますので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から、議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
---------	---

議長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月17日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
----	--

(異議なしの声)

議長	「異議なし」と認めます。したがって本定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程は掲載したとおりであります。
----	---

### 日程第3 町長招集あいさつ

議 長	<p>日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。 黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>師走を迎え、何かとお忙しい中、令和7年第4回小海町議会定例会をご通知申し上げましたところ、全員の皆様方の参集を賜り、開会できますこと、まずもって厚く御礼を申し上げます。本年を振り返りますと、昨年よりもさらに酷暑が続いた上、干ばつで農作物の定植に大きな影響があった夏でした。その後は冷涼で過ごしやすい秋がなく、10月中旬からは冬の到来を思わせる寒さに見舞われ、温度差に体がついていかない、そんな気候でした。幸いにして、台風による風雨の影響はありませんでしたが、3月の住宅火災においては、1人の生命を失う残念な結果となってしまいました。また、4月には小海町議会議員選挙が行われ、第19期の議員12名が選出されました。議員のなり手不足が話題となる中、当町につきましては15名が立候補し、活気のある選挙戦が行われました。国政では、10月に高市早苗氏が第104代内閣総理大臣に選出され、憲政史上初めての女性の首相が誕生しました。物価高騰対策が注目されておりますが、国の補正予算が決定次第、当町におきましても予算化し、速やかに取り組んでまいります。</p> <p>町の基幹産業の一つであります農業であります。近年は出荷の最終が11月中旬まで伸びてきております。販売額で蔬菜類につきましては、対前年比98%。花卉につきましては71%とのことで、高温干ばつと資材高騰により経営は大変厳しい状況になっております。詳細につきましては、後ほど産業建設課長からご報告をいたします。そして、11月29日土曜日に第31回小海町長杯スピードスケート大会が行われました。強風により大量の木の葉がリンク上に堆積してしまい製氷が進まず、4日間遅れて11月26日のオープンとなってしまいました。大会には、県下19小学校から100人を超える選手が集まり、練習の成果を出し切っております。</p> <p>それでは、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。同意第6号小海町農業委員会委員の任命同意につきましては、3年間の任期が来年1月までとなっていることに伴い、各地区および各関係機関からの推薦を得て、14名の委員を任命いたしましたので、議会の同意を求めるものです。議案第45号南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約につきましては、南佐久郡内町村で持ち回りしていた事務局を佐久穂町教育委員会内に置くこととし、職員1名を配置して事務処理を行うよう改正するものです。以上2件の議案につきましては、本日の採決をいただきますようお願いいたします。次に、議案第46号小海町こども家庭センター設置条例につき</p>

ましては、児童福祉法改正により、センターを設置することが努力義務とされており、当町におきましては令和8年度から設置し、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化のため条例整備をするものです。議案第47号小海町議会議員および小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の改正により、選挙運動用のビラおよびポスター作成に係る経費の公費負担限度額を引き上げるものです。議案第48号小海町職員定数の条例の一部を改正する条例につきましては、業務量の増加やサービス向上に伴う町長部局の職員定数を77名から83名に改め、教育委員会部局の職員数を現状に合わせて改めるものです。議案第49号特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、報酬の見直しにより、各種審議会等の報酬を引き上げるものです。議案第50号特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員の常勤の者等の旅費について県内における終日の日当を県外の日当に合わせるものです。議案第51号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の旅費について、県内における終日の日当を県外の日当に合わせるものです。議案第52号令和7年度小海町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,338万円を追加し、総額を54億4,075万3,000円とするものでございます。歳入の主な内容につきましては、地方交付税のうち、普通交付税を1,098万4,000円増額し、18億3,847万7,000円としました。19款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を2,075万円増額し、3億2,981万円としました。歳出の主な内容につきましては、総務費の企画費でゼロカーボン推進事業補助金を150万円の増額については、利用者が多く当初予算の2倍を超える申請があり、再度増額をするものです。民生費において、社会福祉総務費の18節負補交で社会福祉協議会への財政支援として1,144万円を計上しました。27節繰出金につきましては、介護保険会計の給付費の増額により、162万1,000円を計上しました。4目心身障害者福祉費の委託料につきましては、障害者相談支援事業等の委託費の見直しとして、200万円の増額をしました。22節では、令和6年度の精算による国庫返還金を209万5,000円増額しました。また、児童福祉費では、夏場の遊び場となる保育園廊下のエアコン設置工事として500万円を増額し、ネットワーク工事では、クラウド電話利用により200万円の減額となりました。17節備品購入費は、保育園児専用のバスの購入精算額として418万円の減額をしました。4款衛生費の2目予防費では、1歳までの養育医療費の令和6年度分の精算返還金として、192万

	<p>1,000円を減額。5款農地費では、農地の水路改良費として350万円増額。商工費では、雇用住宅促進事業140万円を増額しました。土木費においては、道路維持費の工事費で、区画線などの増高分として143万8,000円。道路改良舗装費でCBR試験費など132万円を増額しました。教育費では、小海小学校の学校管理費で、下駄箱の更新工事費434万5,000円を増額しました。議案第53号令和7年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出の総額に1077万3,000円を追加し、総額を7億5,146万7,000円とするものでございます。主な要因は、施設介護サービス給付費の増額による補正でございます。議案第54号令和7年度小海町簡易水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出総額を5万6,000円増額し、総額を9,505万6,000円とし、また、資本的支出総額を70万9,000円増額し、8,212万2,000円とするものです。内容は、収益的支出につきましては、企業債利息の確定による増。資本的支出につきましては、量水器の取り替え工事に係る増額でございます。以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。よろしくご審議を賜り、同意および可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。</p>
<p><b><u>日程第4 諸般の報告</u></b></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><b><u>日程第5 行政報告</u></b></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>ご報告いたします。 1件目ですが、11月6日から11月28日まで、地区懇談会を開催いたしました。分館ごとにお集まりいただき、11地区に分けて町民の皆様方と対面での意見交換をさせていただきました。町側からは、現在建設中の児童館について、また次年度以降の事業である障害者・高齢者等住まいと、土村地区、松原高原地区2ヶ所での都市公園整備計画について報告させていただいて、これに対する事業の全体費用や維持管理費用の質問や、タクシー券、クマ対策などについて意見や質問が出されました。全員協議会にて概</p>

	<p>要を報告させていただきます。2件目ですが、民生児童委員の改選があり、12月1日に新しい民生児童委員19名の皆さんの委嘱式がありました。新しい委員14名、再任委員さん5名の19名です。民生児童委員の仕事は多岐にわたり、なり手不足も深刻になっておりますが、町民の皆さんが地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守りと支援活動をお願いしたところでございます。最終日の12月17日には、恒例であります議員職員対象の人権研修会が予定されておりますので、ご参加をいただくようお願い申し上げます。</p> <p>以上報告といたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p> <p>町民課長</p> <p>産業建設課長</p> <p>教育長</p>	<p>【佐久広域連合議会第3回定例会の報告】</p> <p>【長期振興計画審議会の報告】</p> <p>【特別職報酬等審議会の報告】</p> <p>【駅前再整備検討委員会の報告】</p> <p>【佐久環境衛生組合第2回定例会の報告】</p> <p>【介護保険懇話会の報告】</p> <p>【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p> <p>【野菜・花卉の生産販売実績の報告】</p> <p>【学校給食運営委員会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・各課長・所長であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意第6号と議案第45号につきましては、上程から採決まで。議案第46号から陳情第10号までにつきましては、上程から付託までといたします。</p> <p>小海町議会会議規則第55条により、質疑に関しては、同一議員につき、同一議題3回まで。同54条の3項、質疑に関しては、自己の意見を述べることができないとなっております。ご承知おきください。</p> <p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第6 同意第6号</u></p>	

議 長	日程第6、同意第6号、 「小海町農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町長。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。6番的埜美香子君。
6番議員	はい、6番的埜です。お願いします。質問というか参考までに、再任の方が何期目かということをちょっとお願いしたいと思います。
産業建設課長	すみません、ちょっと私わかりませんので後で調べてご報告します。
議 長	他に質疑のある方は。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第6号を採決いたします。 同意第6号を、原案のとおり同意する事に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、同意第6号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。
<b><u>日程第7 議案第45号</u></b>	
議 長	日程第7、議案第45号、 「南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。黒澤教育長。
(教育長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	はい。

	<p>はい、5番渡邊です。お疲れ様ですお願いします。</p> <p>中身については理解するんですけども、令和5年4月1日からこのような佐久穂の教育委員会にということで、令和5年4月からなぜ今、令和7年12月の議会で、この条例改正が出てくるのか。ちょっとわからないんですけどお願いします。</p>
教 育 長	<p>令和5年に佐久穂町の教育委員会にして固定しますという改正を行ってございます。そして今回は先ほど私が説明を申し上げました当該教委、これについては佐久穂町の教育委員会のことを指しているわけですが、教育長会の会長という位置づけのあるものが指名をするという改正でございます。以上でございます。</p>
5 番 議 員	<p>すみません理解が。他の町村もこのタイミングっていうことで。</p>
教 育 長	<p>他の町村も構成団体足並みを揃えて、それぞれの同じ時期の定例会に提案を申し上げまして、可決いただいた暁には県の方へ報告する。そういう事務の流れでございます。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第45号を採決いたします。</p> <p>議案第45号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって、議案第45号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。</p> <p>ここで11時10分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時00分)</p>
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに11時10分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>宮澤産業建設課長。</p>
産 業 建 設 課 長	<p>先ほどの的埜議員の農業委員の任期でございますが、再任の方5名いらっしゃいますが、2期ということで全員が。それ以上の方はいらっしゃらないということでございます。失礼いたしました。</p>
<b><u>日程第8 議案第46号</u></b>	
議 長	<p>日程第8、議案第46号、</p> <p>「こども家庭センター設置条例の制定について」を議題といたします。</p>

	事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。12番渡辺均君。
12番議員	対象の世帯となる実数というか、今まで小海も相応に支援してきたと思うんですが、このセンターが設立されることによって、新たにどんなサービスが支援として加わるのか。その辺をお聞かせください。
町民課長	実際には今対応している家庭その他もございます。その場合は今まで通りの継続的な支援ということになりますので、またそれ以上に今後、学校や保育園、そういう分野の方に入りまして、その中でやはり支援を必要としている家庭や子供、そういうところに目を向けていくということでもありますので、また今後そのような対象者が増えてくるということは考えてございます。
12番議員	この制度については、概して私の目から見ますと、屋上屋を重ねるような感も否めないわけでして、その辺従来とどこがどう具体的に変わっていくのか。例えば今、対象世帯がこれだけだけど、これが設置するという間口が広がって、さらに何世帯に広がるんだとか。そういう実態は把握されておられるんでしょうか？
町民課長	今のところそういうどのぐらい広がるかというところまではちょっと把握はしてございません。ただ今までやはり保健係保健師や子育て支援課というような形で相談者の方が一本化していない。あとその相談に対してなかなか十分な手当ができていないという状況がありましたので、今回のこども家庭センター設置というのは、その相談窓口を一本化することによって、相談の中身、その他を一つに集約しまして、その中から関係部署へと必要な支援を求めていくというような形をとる体制を、組織を変えていくということでもあります。ですので今申し上げた通り今後そのような体制をとっていく中では、ある程度相談窓口が一本化、一つということでもありますので、広く相談を受けてそのニーズに対して各関係機関、各担当部署が対応していくというふうにして、サポートを迅速に行うということですね。やはりそこら辺で今先ほど申しました通り、窓口はいっぱいあるけどどこに行ったらいいかわからないというような子供や世帯がありますので、それをやはりこども家庭センターというところで一本

	化し、その中で必要なものを求めている支援、その他を各関係部署へ振っていくというのがこのセンターの大きな役割ということでございます。
議 長	5番渡邊晃子君。
5番議員	5番です。お願いします。改めてですけれども、第4条の(1)センター長、(2)統括支援員はどなたになるか、お願いします。
町民課長	はい、今現在センター長ということでは係長ポストのもの、保健師という形では考えてございます。今のところこども家庭センターにつきましては、課というレベルの設置ということではなく、係という形の設置を考えてございますので、センター長および統括支援員というところでは保健師を考えてございます。こういう小さな市町村ですとやはり人数的な職員の数というところもございますので、やはり検討の話の中ではセンター長、統括支援員というものは兼務をしてもいいよというようなことを県の方からも伺っておりますので、そのような形、またその下の相談員については社会福祉士または保健師というような形で充てていきたいというふうには考えてございます。
5番議員	はい。先ほど12番議員さんへのご答弁にもあったんですけど、学校や保育園に入っていくというおっしゃり方されたんですけど、今の段階でその学校や保育園とセンターができるということで協議など、今後の何が変わっていくかというかそういう協議はされているのか。その辺りをお願いします。
町民課長	はい。今現在設置につきましては関係部署、教育委員会、子育て支援課、町民課というところとの協議はしてございます。また、今後、学校等との協議ということも考えてございますので、そのような中身につきまして、また仕事の割り振りという部分も各課ございます。そういうところの組織的な役割分担、そういうところもまた今後検討していく。その中で、学校等との協議も進めていくというふうに考えてございます。
議 長	6番的埜美香子君。
6番議員	6番的埜です。ここに2条のところにある位置というのは、豊里57番地1というのは役場ということでしょうか？
町民課長	はい、そうであります。位置、今のところは役場内、いずれ今のところ町民課の一係という方向性を考えてございます。やはり各市町村、設置しているところの中で聞いたり、視察に行ったという中ではやはりそのような形で社会福祉や母子保健等の連携がうまくいけば近場というような部分では、そういう庁舎内ですぐ協議なりができる体制をとった方がいいというような形の方が多いようでございますので、方向性としてはそのような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 9 議案第 47 号</u></b>	
議 長	日程第 9、議案第 47 号、 「小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。5 番渡邊晃子君。
5 番議員	はい。5 番です。お願いします。ちょっと確認ですが公職選挙法施行令の改正自体はいつだったか、お願いします。
総務課長	すいません。改正時期がいつという時期はわかりませんが、これに合わせてということで、それほど前ということではなく、速やかにというつもりで改正をお願いするものです。
5 番議員	ちょっとおわかりにならないってのはどうかと思いますけども、6 月 4 日に公布されたものではないかと思ってて、なぜ今なのか。もしその間にたとえ何かあって不測の事態あって、また議会選挙やったばかりですけど、議会選挙だとか町長選があった場合は、前のものが適用されたのか。ちょっとそのあたりの理解があれなんですけど、どうでしょうか？
総務課長	はい。もしあればということで、あれば影響はあったことと思われまうけれども、実際予定されるものはありませんでしたので、その辺の影響はないものと確認しております。
議 長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 10 議案第 48 号</u></b>	
議 長	日程第 10、議案第 48 号、 「小海町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	

議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。5番渡邊晃子君。
5番議員	はい。5番です。お願いします。いろいろ採用これからあるということでご説明いただきましたが、その中でこども家庭センターという言葉もありましたけど、こども家庭センターでどのような職員を採用したい予定なのかお考えあればお願いします。
総務課長	はい。新たにセンターのみということではなく、関連部署、関連する部署ということになるかもしれませんので、一概にその部署とは言えませんけれども、そこにはこれまで社会福祉士は1名いますけれども、例えば子育て支援係そして義務教育係そういったところにも必要となるのであれば専門職、そういうものを配置ができればという考えもございます。まだ全体像として何名採用できるか、そういうことも確定しておりませんので、柔軟て言いますか、まだ固まったものではございませんけれども、そのような考えをしていって専門職も増やし、こどもさんたちに対応する、その対応を充実した対応ができるようにしていきたい。そういう考えでおります。以上です。
議長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<b>日程第11 議案第49号</b>	
議長	日程第11、議案第49号、 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。6番的埜美香子君。
6番議員	6番的埜です。ただいま説明資料の方で、期日前投票立会人の額が投票立会人の額と同額っていう説明があったと思うんですけど、同額になってな

	いんですけどもう一度説明をお願いします。
総務課長	11 ページです。11 ページの赤い職名ですね。職名の欄、期日前投票管理者というもの、それから期日前投票立会人、この欄を削除するというものがございます。それなので赤くついてますけど、金額は現行のままの数字が赤く印つけているだけなので、それをそれぞれ管理者または立会人の金額とすると、そういうものです。
議長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 12 議案第 50 号</u></b>	
議長	日程第 12、議案第 50 号、 「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 13 議案第 51 号</u></b>	
議長	日程第 13、議案第 51 号、 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。ここで午後 1 時まで休憩といたします。 (ときに 11 時 55 分)
議 長	(ときに 13 時 00 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。議事に入ります前に、さきほど、議会運営委員および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 的埜美香子君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。12 月 11 日(木) 午後 2 時から総務産業常任委員会、視察なし。午後 3 時から予算決算常任委員会、視察なし。12 月 12 日(金) 午後 2 時から民生文教常任委員会、視察なし。午後 3 時から予算決算常任委員会、視察なし。一般質問につきまして、8 日は 6 名までとし、残り 1 名は 9 日午前 10 時から行います。また、10 日午前 10 時から合同現地視察及び全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。以上でございます。
<b>日程第 14 議案第 52 号</b>	
議 長	日程第 14、議案第 52 号、 「令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。 歳入、7 ページ。8 ページ。6 番的埜美香子君。
6 番議員	はい、6 番的埜です。基金の関係ですけど、財政調整基金先ほどその歳入歳出の差額というような説明があったんですけど、あえて充当先というのはないのかどうか、もう一度お願いします。
総務課長	はい。お答えいたします。充当先は、2,075 万円それぞれ例えば主にゼロカーボンの関係でありますとか、それから小海小学校の改修、そういった

	<p>ものに充てるわけですが、便宜的にという部分がございます、毎回お知らせというかご説明させていただいてますけれども、これ通常の基金目的を持つ基金ではございますが、一番基金の中でも弾力性がある基金ということでございまして、年度途中のそういった支出の変化に対応できるような、そういった基金として使ってますので、軽んじて使用するというわけではなく、目的を持って足りない部分、そういうものに充てるということでございますので、資料提出ということであれば、お出しはできますけれども、内容については以上です。</p>
6 番 議 員	<p>はい。6 番です。もう一点すいません。その上の財産売払収入、町有地払下げというふうにありますけど、これ具体的な内容は。</p>
総務課長	<p>はい。お答えいたします。町有地ということですが、これ前回の定例会だったと思うんですけど、前回の全協で大字小海芦谷地区と箕輪の地区の間に蓄電池を設置するという、そういうご紹介をさせていただきました。その事業進行しております、まだ形にはなっていませんけれども、今町との土地の契約、そういうものをしてる最中ではございますけれども、それが地目から大体㎡単価 400 円と、619 平方メートルということでこの計上になりました。まだこれからその土地を取得した後に、いろいろ地役権の設定、他の土地に地役権の設定をしたり、それからあと工事というものは年が明けてからということ聞いています。以上です。</p>
議 長	<p>歳出、9 ページ。3 番菊池一巳君。</p>
3 番 議 員	<p>3 番菊池一巳です。このページに限らず全体に言えることなんですけども、今年人事院勧告がなされたと思うんですけど、私の認識不足でしたら大変失礼なんですけども確かベースアップが勧告されたと思うんですが、今回の報酬審議会でもその件が審議されておられませんし、現状 12 月のこの補正で提出されるべきものだと思うんですが、その辺のところちょっと確認させていただきたいんですが</p>
総務課長	<p>はい、お答えいたします。今現在で人事院勧告、国会が今続いておりますけれども、まだその案が通過していません。議決されていないということにより、今回まだ上程されてないわけですが、今後の動向、見方とするとこれで審議される。決定になるという見込みのようではございます。ちなみに閣議決定というものは、もう 11 月のうちにされています。そういうことで先ほど特別職の報酬審議会の方も開催し、そして審議し、答申をいただいているということでございます。そのように準備は進めておりますので、国の審議が終わりましたら、できれば追加議案というように上程をさせていただければと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>10 ページ。11 ページ。12 番渡辺均君。</p>

12 番議員	民生費の中の社会福祉協議会補助金。これ当初 829 万というのが、約 1,100 万増額になってますけど、この原因を聞かせてください。
町民課長	はい。社協につきましてですが、今回負補交の方、補正をお願いしているというところがございます。この2年間社協の方いろいろと事業見直し、その他改善を行ってきたわけですが、なかなか思うように改善が進めていないというか見込めないという状況でございます。その中でやはりこの事業費を今後事業を見直していくという中ですが、やはり財政支援が必要だということがございます。そこでもって今回内訳としますれば、社会福祉協議会への財政支援ということで、まず 1,000 万円を支援したいという部分でここに 1,000 万計上させていただいております。それとあと、社協会長の人件費ということで、今回町長が会長になりましたので、人件費を削除するというところがございますして 56 万 1,000 円は減額。そしてあと今現在移動販売事業というものを行っておりますが、こちらにつきましても事業費等やはり燃料費その他高騰ということ、あと人件費というものがあまして、実際にかかっている費用というところで今現在の 480 から 200 万円増の 680 万円というような形で、200 万円のプラスの補正をさせていただきたいというような状況でございます。いずれ大きいものとするれば、社協の財政支援ということでありまして、こちらの方をまたお願いしたいということで、1,000 万円というかなり大きい金額が増額になっているという状況であります。
12 番議員	財政支援については私も一旦仕方ないと思ってるんですけども、少なくともここ半年ぐらいで構造的に非常に大きな負担が、支援をしなければならぬ状況っていうのについては、例えば来年度、これが同じようなことになるのかどうかわかりませんが、しっかり部分的な調整で対応しきれぬものなのか、あるいは抜本的に考えなくちゃいけない問題なのか。その辺はどのようにお考えでしょうか？
町民課長	支援につきましては、やはり今のところ中身の事業的なこと、その他もまた考えていかなければいけない部分ではあります。やはり社協として今現在の状況下ではなかなか収益増の見込みが見込めない部分もございませぬ。今後またどのような体制で支援をしていったらいいかということも抜本的に考えていかなきゃいけない。そのような形ではあります。またこの状況がどうかということについては、予算決算の委員会の中で、社協の状況というような形の決算状況みたいな資料等お出しいたしまして、またそこで状況等とまた今後についてご説明を差し上げたいというふうに思っておりますので、ご了承願いたいと思います。
議 長	6 番的埜美香子君。

6 番 議 員	はい。6 番です。今の社協の関係ですけど、委託販売の話が出てきたんですけど、決算委員会の方で決算の状況お知らせということもありましたけど、その移動販売の関係の方の明細というか、内容の方もぜひ一緒に出していただきたいと思います。
町 民 課 長	今回の補正につきまして、内容的につきましては移動販売、あと財政支援の関係、あと身障者の方で出ております相談事業についての増額部分につきまして、またちょっと資料できましたらお出ししたいというふうに思っております。
議 長	12 番渡辺均君。
12 番 議 員	今の 11 ページの社会福祉総務費の下に、老人福祉費となっている。これが 550 万減額になっておりますけど、これの背景を教えてください。
町 民 課 長	後期高齢医療負担の減額ということでしょうか？こちらにつきましてはですね、後期高齢者の医療費等の部分について町の後期高齢者の部分で料金がかかった分の負担を広域連合の方へお出ししております。その分につきまして、今年度につきましては当初の予算よりは負担金が減ったという部分であり、要は医療費が後期高齢でそれほど今年度はかからなかったという部分で、減額の各見込み数値が来ましたので、それに合わせて今回 551 万円を減額させていただいたということでございます。
議 長	12 ページ。5 番渡邊晃子君。
5 番 議 員	はい。5 番です。お願いします。民生費児童福祉費なんですが、保育所費 12 節委託料、改修工事設計監理委託料が皆減になっています。これのご説明をお願いします。
こ ども 課 長	はい。お疲れ様でございます。この改修の委託管理委託料につきましては、屋根の改修工事というので 3 年目の今年最後の年になったんですけども、その工事に関して管理委託の方はせずに、工事の方は工事の方でできたということで、その設計をしていただいたところでの管理委託というところは今回なかったということで、皆減させていただいております。
議 長	13 ページ。14 ページ。15 ページ。12 番渡辺均君。
12 番 議 員	15 ページの土木費の都市計画審議会報酬というのは、3 万 6,000 円から 14 万 9,000 円に上がっている背景を教えてください。
産 業 建 設 課 長	はい、ご苦労さまでございます。都市計画審議会当初予算で 1 回分の予算を上げてございます。そして今町が進めている都市計画公園、これにつきましては、公聴会等を経て公園を告示すると都市計画公園として告示する。その間に都市計画審議会を開いてご意見をいただくということで、その分を計上させていただきました。そして昨年度もあつたんですが、中部横断道の関係もいつこういうことが起こるかわからないもので、当初から

	上げているということでございます。よろしくお願いいたします。
12 番議員	ちょっと今の説明だけではわかんないんですけど、当初3万6,000円というのは、何人で何回やる予定だったのか。それが審議会をさらに3回4回増やして人数を増やすのか、その辺を教えてください。
産業建設課長	はい、当初1回分は今、審議委員の皆さん8名いらっしゃるんですが、中には建設事務所の所長さん以下、報酬がいない方もいらっしゃいますので、そういう方を抜いた予算を当初予算に計上して、そして、今回は公園の都市計画審議会を2回ほど予定してますので、そちらの方を計上させていただきました。
議長	16 ページ。3 番菊池一巳君。
3 番議員	3 番菊池一巳です。教育振興費の中の工事請負費の434万5,000円、下駄箱の更新工事ですけれども、実は7月18日に民生文教常任委員会で学校視察をした折に、学校長から10項目ぐらい修繕箇所の要望がありました。同席しました教育長から調査研究も進めている項目もあり、順次更新してやっていきたいというようなお話がありました。その優先順位からしまして、なぜこの補正でこの項目が最優先で工事が出されたのか、そのいきさつをちょっとお伺いしたいと思います。
教育長	はい、工事請負費434万5,000円でございます。これにつきましては下駄箱を更新をするという内容でございます。そして利用というか使用、これを年度初めから使いたいということです。年度途中で工事を行いますと、例えば名前のシールを貼るとか、そういうことが2回、二度手間になってしまうということと、やはり新入生を迎えるときに新しい体制で迎えた方がいいのかなということで、今回これを計上させていただきました。また先ほどご発言にありました7月18日、ご足労いただきまして校長先生と懇談をしていただきました。そして、10節の需用費につきましては、その中で出ました体育館の渡り廊下の隙間風、こういうものを塞いでいきたいという費用でございます。そしてトイレだとかパソコンルーム、そういうものについては、今検討してるんですが、なかなか上手にいかない部分もございますので、また順次対応してまいりたい。対応してまいりたいということはやるということではなく、考えていきたいということですのでよろしくお願いいたします。
議長	17 ページ。6 番的埜美香子君。
6 番議員	はい。6 番です。給食材料費なんですけど、金額にすればわずかなわけですが、これいつからいつの分とかっていうのがあるのかどうか。お願いします。
教育長	はい、金額にすれば26万円でございます。詳細を申し上げますと、当初

	<p>350円で予算を計上してございました。一食でございます。そして201日の171食程度を見込んでおります。そして実績から申し上げますと、不足をしているということでもあります。栄養士の先生の工夫と配慮、そういう中で食育というものの大切さ、言葉で言いますと量と質を落とさないで何とかという努力をしてきたわけですが、何分にも難しいということで、1食5円相当を4月に遡及をしましてプラスをする。そのような計算をしております。そうしますと、17万円ほどプラスになると。そしてもう一つは、1月からお米の単価が増額になる。その増額になる分が9万円ほどございます。これはこれからの1月、2月、3月分でその程度増額になるということで、それを加味しまして26万円ほど増額をさせていただいたという内容でございます。</p>
議 長	<p>補正予算給与費明細書、18ページ。19ページ。5番渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>はい、5番です。お願いします。予算と直接関係ないんですけども、アの会計年度任用職員以外の職員の備考で育児休業者6人とありますが、この方たちの今後の復帰見込み、来年度どうだとかわかってる限りで結構です。お願いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>すいません。今資料を持っていなくてそれぞれの者わかりませんが、来年度から復帰する方、その次の年度から復帰する方、また年度途中の方。それぞれ予定ありますので、あまり区切りのいいところでというわけにはいかないんですけども、該当者としてはこの人数がいるということでございます。</p>
議 長	<p>20ページ。21ページ。22ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。6番的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>はい、6番です。すいません、14ページに戻っていただいて、衛生費、生活環境衛生費の3目と商工費の3目のゼロからってところが説明なかったんですけど、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>はい、こちら3目し尿処理施設処理費の中の循環形成推進交付金、これは浄化槽に対しての補助ということでございます。国の方からの補助でありまして、これ5年計画の中で何基というような形で出しているものでございますが、やはり当初の計画数よりは見込み数が少なかったという部分でありまして、そちらの方6年度までの部分で精算をかけて、その分を今回お返しするというので、その補助金の返還、6年分の返還ですので当初はなかったものですから、ゼロから10万円というような形で載せさせていただいております。</p>
産業建設課 長	<p>失礼いたしました。松原にある国際交流センターなんですが、以前から保安協会の方に指摘されておりました。施設が漏電してると。漏電してると</p>

	何が起こるかという感電するというので、これを早急に直せということで、この漏電施設、漏電している電気設備を直すということで、ゼロから上げさせていただきます。
議長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<b>日程第 15 議案第 53 号</b>	
議長	日程第 15、議案第 53 号、 「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」 を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
（事務局長朗読）	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
（町民課長説明）	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。歳入、4 ページ。歳出、5 ページ。6 ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。12 番渡辺均君。
12 番議員	保険給付額、5 ページのですね。大きな流れで見ると、在宅介護から施設介護へという流れがこっからある程度読めるんじゃないかと思うんですけども、そんな考え方は妥当でしょうか？町民課長お願いします。
町民課長	はい、今介護保険事業という中ではやはり施設の方のサービスというのは増加していて、居宅のサービスというのは減少しているというような状況はあります。この流れはやはり進むのかなという状況は見込めております。やはり現状を見ましても、要するに居宅介護関係の事業所はやはりなかなか難しい部分が、経営が難しい部分が出てきているようであります。やはりデイサービスや訪問系はやはり減少しているという部分、うちの社協もそうでありますけども、そのような形になっている。逆にまた施設系のホームについては、やはり伸びているという状況。この要因の中にはやはり今まではやっぱ施設への入所という待機期間というものがあるんですけども、今まではかなり長い時間を要したわけですが、今の所は時期が二、三ヶ月ぐらいで早く入れるというような状況になってきています。そういう状況もありまして、やはり皆さん施設の方へ、また昔と違いましてやっぱ息子さんやそういう方々との同居というものが今なかなか少なくなっていく中では、やはり小海町のような地域ですと、やはり独居老老のような世帯が多くなりますから、そうなりま

	すとやはり自宅での介護、居宅介護ということがなかなか難しくなっておりますので、やはり遠くにおるお子さんたちにすれば、施設というような方向を考えるとという傾向が強くなっている。ですので、今後としてもこのような傾向で居宅よりは施設という方が増加していくのではないかと いうふうに、町の方では見てございます
12 番議員	はい。大きな流れよくわかりました。それでこの増と減、それぞれ大きな変動がありまして、やっぱり当初計画で在宅で行かれる方、あるいは施設に移られる方、そういった見通しをなるべくきちっと立てて、あまりぶれのないようなサービス計画っていうのが必要じゃないかと思うんですけど、その辺は課長いかがでしょうか？
町民課長	はい。やはりそこら辺の見込みというものもある程度つけていかなきゃいけないというふうに思っております。いずれこの介護保険事業という と3年ごとの計画の見直しという部分を考えてやっておりますので、その中で3年間の中での推移というものは分析しながら、翌年の3ヶ年間の計画というものに反映していくというふうになっておりますので、大きなぶれがないようにということで、前年度の給付費等もある程度分析しながら翌年度の予算を立てておりますので、また今年度の分析を活かしながら来年度予算等には反映させていきたいというふうに思っております。
議 長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 16 議案第 54 号</u></b>	
議 長	日程第 16、議案第 54 号、 「令和 7 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。宮澤産業建設課長。
（産業建設課長説明）	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。収益的収入及び支出、3 ページ上段。資本的収入及び支出、3 ページ下段。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。12 番渡辺均君。
12 番議員	この収支決算をどのように読んだらいいのか、実は正直よくわからないところもあるんですけども、一つ、現状のこういう決算の中身で、町民に

	<p>上水を安定的に供給するということが、例えばライフラインを担保するっていう意味でこういう決算の中で十分に賄われているというふうに判断していいものかどうか。ご判断をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか？</p>
産業建設課長	<p>はい、十分に補われているかという点、全くそんなこともなく常に危機的状態でございます。水というものの、自然の中の水というものには限りがありまして、それを安定供給するために水道係2名の者が頑張っておりますが、なかなか自然相手のところもありましてうまくいかないという中で、町では計画的に建設改良費、水道管の送水管等の敷設替えを順次やっており、将来的に古い管を更新していく事業をしております。そのために先輩方が小海町上水道事業から簡易水道事業に変えていただきまして国庫補助等入るようになりましたので、そういう有利な国庫補助等使わせていただきまして更新していくということで、全然安心してこれから将来に向かっていくことはできない。という中でどっかでもお話ししました通り、川東については安定供給を図るために配水池が必要だと、そういう町全体の供給計画、そういうものを立てて、これからもそれに向かってやっていく次第でございます。以上でございます。</p>
12 番議員	<p>非常にパクツとしたつかみの話でね。例えば、この排水管の敷設替え工事。これは現在、敷設替え工事の必要とされる埋設管が何キロぐらいあるのか。それが耐用年数が切れている場合には不安材料になるわけですから、それを何年ぐらいでその改修していくんだと。それについては、ここに出てきてる毎年おおむね3,000万ぐらいでやっていけば、5年10年は大丈夫だと。そういう計画というのはお持ちじゃないんでしょうか？</p>
産業建設課長	<p>はい。そもそも認識上、町ではまだ昭和の時代に敷設した管が全部敷設替できておりません。それが終わってから計画的に比較的新しい管を更新していくということでございます。ただ管につきましては、ダクタイル鋳鉄管につきましては40年、45年とも言われてます。そして今流行りの耐震型のGX管につきましては、100年ということで考えております。っていうことの中で、何が何でも耐用年数が過ぎたから変えるということではなく、とてとても小海町の中、配水池が湧水でやっていることから非常に管に圧がかかります。そういう圧がかかったところで弱いところを順次直していくとっていう中で、今抱えているものは別荘地それから小海原線、そしてJRの敷地の中を走っている釜掛線。こういうまだ更新ができないところを順次やっていく。それから比較的更新が新しいところはその後やっていくという計画でやっておりますので、何も計画がなくやっけるわけじゃなく、そういうことを考えてやっております。</p>

議 長	他にございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第 17 陳情第 10 号</u>	
議 長	日程第 17、陳情第 10 号、 「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書」を議題といたします。陳情書の朗読及び審査は、付託した委員会をお願いいたします。 以上を持ちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 委員会付託</u>	
議 長	本日、議題としてまいりました議案第 46 号から議案第 54 号及び陳情第 10 号は、会議規則第 39 条の規定により、掲載した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審査の程をお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は 8 日、午前 10 時から行います。これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 14 時 04 分)

<b>令和 7 年 第 4 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 5 日」	
*	開会年月日時 令和 7 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分
*	閉会年月日時 令和 7 年 12 月 8 日 午後 4 時 46 分
*	開会の場所 小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<b><u>○ 開 会</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。一般質問に当たりご挨拶申し上げます。</p> <p>本定例会の一般質問は本日 6 名、明日 1 名の合計 7 名が行います。毎回申し上げるようですが、一般質問は議員必携にもありますように、一般質問は最も華やかで意義のある発言の場であり、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場であると記載されております。</p> <p>今定例会より定例会日程に一般質問を 2 日間設けてまいります。また、来年早々には町長選挙が行われ、新たな町政が誕生します。公約、施政方針をただしたりするには、一般質問は非常に重要な手段であります。</p> <p>近隣町村議会の中には、毎回全員が一般質問を行っている議会もございます。本議会でも来年 3 月定例会から多くの方が積極的に一般質問を行うことを期待いたします。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員数は 12 人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>なお、議会の ICT 化促進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。</p>
<b><u>○ 議事日程の報告</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>本日の議事日程は、掲載したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、所長であります。</p>
<b><u>日程第 1 「一般質問」</u></b>	

議 長	<p>本日は、第8番 鷹野文則議員から第6番 的埜美香子議員までの6名の一般質問を会議規則第61条の規定により行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>
<h2><u>第8番 鷹野 文則 議員</u></h2>	
議 長	<p>初めに、第8番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>
8番議員	<p>おはようございます。8番、鷹野文則です。通告に従い一般質問をさせていただきます。</p> <p>共通の認識を持ちたいという思いから、あえて質問させていただきます。</p> <p>今、想定を上回るスピードで進む人口減少や少子高齢化、人件費、物価の上昇によって医療環境は激変しています。病院の倒産や統合がこのように多く行われている時代はこれまでになく、病院は今まで経験したことのない極めて厳しい環境にあります。</p> <p>医業利益で見た赤字病院の割合は現在7割を超えています。コロナ禍前の2019年と比べると20ポイント上昇しております。これだけ高い割合で赤字病院が存在したことは、過去に例がありません。</p> <p>政府も短期経営支援として、診療報酬改定時期をまたずして、医療介護機関に補助金等の直接的支援を行う方針を示しています。診療報酬は公定価格ですから、物価や賃金が上がっても診療報酬に転嫁はできません。ですから医業収入は以前と変わらないのに経費が増大し、経営を圧迫しています。</p> <p>小海分院も例外に漏れず医業利益が大幅に悪化し、大きく赤字となっているようです。小海分院の経営悪化は、南佐久南部地域の医療網が著しく脆弱になるため、速やかな対応が求められるところです。多くの診療所に影響を及ぼすと思われます。</p> <p>町は平成23年より小海分院に対して特別交付税措置を講じて、現在1,500万の助成をしています。小海分院、小海診療所の財政支援について、単純な運営補助は行わない基本方針があったかと思いますが、今も同じでしょうか、お尋ねします。</p>
町民課長	<p>おはようございます。お疲れさまでございます。</p>

ただいまの鷹野議員の質問でございますが、確かに小海分院、また小海診療所が抱えている経営課題というところにつきましては、町としても深刻に受け止めております。

確かに特にコロナ禍以降、収益の減少や医師の働き方改革を受けての労働環境の変化、また、今後、施設整備の更新や人口減少を考えた中では、経営が厳しい状況であるという現状に対しまして、町としても必要な支援を行うことは重要性を強く認識しております。

今現在、小海診療所のほうの補助はないわけでございますが、小海分院につきましては財政の支援をしているという状況でございます。その基本方針としましては、平成21年度に特別交付税の省令改正が行われまして、厚生連の病院が公的病院として認定されまして、これに基づきまして不採算地区の公的病院への運営補助が特別交付税の対象になるということになりました。

この改正によりまして運営補助の一部を小海町が負担し、これを小海分院に補助するという形になってまいりました。平成21年度から支援額は年額3,000万円という形でございます。特別交付税に基づく支援措置が継続される限り、引き続き安定的な支援がなされるという形で行っていくという取組になってございます。

その中で南部5町村との協定ということでございまして、平成15年4月に南佐久の南部広域行政推進協議会、いわゆる小海町以南の町村と長野県厚生連との間で結ばれた合意書がございまして、その中には病院経営の健全化を図るために、開設当初に限り財政支援が行われることが定められております。ですが、特別交付税に基づく補助が100%ということでありましたので3,000万円の支援は、交付税が続く限りは支援するという方針を今、取ってございます。

また、平成28年度の特別交付税措置の変更ということがございまして、そのときに制度改正によりまして特別交付税の算入が100%から80%になるということでありました。これによりまして残りの20%に相当する額については、南部の5町村で負担するということでもあります。その中で3,000万のうちの半分を小海町が負担するということになってございます。

そして、交付税がある限りということで、3,000万円の支援額が継続されているわけでございます。3,000万円のうちのいわゆる20%、充当率が80%ですので20%の約600万を5町村が負担するという形が現在、取られているという状況でございます。このときも特別交付税法に基づいた補助が継

	<p>続される限りは、この3,000万円の支援を続けていくということで方針を取ってございます。</p> <p>今後に対してですが、実施している特別交付税の内容についても今後、小海分院や小海診療所の地域医療の維持の重要な役割を果たしていることを踏まえまして、町としても引き続き必要な財政支援を行う方針、また、財政状況が厳しい中では、地域住民の健康と安全を守るためには財政支援を継続していく、地域医療の充実に貢献していきたいというふうには考えてございます。</p>
<p><b>8番議員</b></p>	<p>細かく説明いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただ、基本的に運営補助は行わないというのが原則でしたよね。これについては公立病院についても独立採算が原則というふうに、特別交付税措置の要綱の中でもなっておりますので、公的病院である厚生連についても同じだというふうに思いますが、独立採算原則ということは今回の私、個人的な意見でございますけれども、病院の赤字の理由の中の賞与の月数の減算、賞与、ある、なしという場合はまた別ですけれども、月数の減算については、やっぱりこれは厚生連内部で対応していくべき問題だというふうに、私、個人的には思います。</p> <p>ほかに意見としまして、経営合理化の中で人員削減により収益を保つというような案がありますが、これについては医療の基準が下がってしまいますので、要は医療の質が下がることにつながると思います。一般の病棟の場合、看護でいいますと患者さん1.4人に対して看護師1人というのが今原則です。ほかに2人に看護師1人、それから2.5人に看護師1人というような基準が幾つかございます。</p> <p>例えばこの基準からいくと1.4というのは今、言われている7対1と呼ばれる看護体制ですけれども、患者14人に対して10人の看護師が必要というのが今、標準的な病棟の看護単位です。それを2.5だと確かに6人にできます。4人削減することができますけれども、この2.5というのは今、介護施設の標準的な基準です。ということは、やはり医療の質が格段に下がることを意味しています。一般的な人員配置が1.4人ですので、それを下げるということは時代に逆行するというふうに思います。</p> <p>現在、特別交付税により小海分院に助成しておりますが、その内容についてちょっとお伺いします。</p> <p>算定要綱の額と助成見込額のどちらか低いほうを採用するというふうになっていると思うんですけれども、それは算定額には0.8を乗じるという</p>

	<p>ふうになっています。それより低い助成見込額に対しても0.8を乗じるのか、ちょっと教えてください。</p>
町民課長	<p>特別交付税でございますが、算定額という部分もございます。実質の助成額があります。交付税の中で算定する額ということで、これだけの金額というところもございます。実質今、町が助成している額というのは3,000万というところでございます。これにつきましては、特別交付税の計算の中ではどちらにも0.8を掛けているということで算定額に対しても0.8、助成額に対しても0.8ということでございまして、その分は特別交付税が交付されるということでもあります。</p> <p>また、残りの2割という部分については、先ほど申しましたとおり町村で負担するということとなりますので、所在地域の小海町につきましては、そのうちの半分、50%は見ます。残りの半分は4村でまた分担していくというような形でございます。</p> <p>ですので、どちらにも0.8の交付税の算定率を掛けたものが交付されるという形にはなりません。</p> <p>以上です。</p>
8番議員	<p>分かりました。</p> <p>3,000万というのは南部1町4村が今3,000万で、小海町は1,500万でしたね。それで1,500万のうち1,200万が特別交付税で措置されていて、300万が町の負担という、8割と2割ですのでそういうことでしたね。特別交付税は地域医療の確保を目的として、特に経営が厳しい公立及び公的病院に対して、地方公共団体が行う支援を補填するための財政措置です。これにより地域による医療体制を維持し、医療サービスの質を向上させることが期待されております。</p> <p>公立、公的病院に関しては、明らかに不採算と思われる事業に関しても継続していかなきゃいけないので、地元所在地の町村が補助を認めた場合、特別交付税措置をするという意味ですよね。その中の不採算地区病院は、過疎地や医療資源が不足している地域に位置する病院が対象で、昭和では特殊診療部門運営費補助金というのがあって、これは今の厚労省、昔の厚生省が扱っていた補助金ですけども、それが現在の特別交付税に代わってまいりました。</p> <p>小海分院については先ほど課長、言ったように当初3,000万措置して、28年から1町4村で3,000万の補助をするというふうになってまいりました。それで、これについては先ほど言ったように、単なる運営の補填とい</p>

	<p>う意味ではなく、不採算地区における医療体制確保のための助成だというふうに私、認識しております。</p> <p>国の特別交付税措置の基準は小海分院で、不採算地区病院で算定すると、算定額でいくと1億3,320万になります。それで、そのうちの8割が交付税で地元負担が2割というふうに、非常に有益な補助であります。</p> <p>ただ、これは地方公共団体が行う支援を補完するための財政措置というふうになっていますので、小海分院の場合、町がどのように支援するかというのが一番重要な問題になってまいります。現在も支援しているということで、意義は変わりないと思うんですけども、やはりこれだけ医療環境が急激に悪化する中、小海分院が地域のニーズに応えた機能を維持するために、やはり特別な支援が必要だと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>ただいま申されたとおり財政的な支援、確かに医療改革、その他、働き方改革というような中では、基準値のちゃんとした医師または看護師の配置が必要であるというふうに感じてございます。</p> <p>その中で町としてということではございますが、今現在分院への財政支援ということでありまして、実際のところ8月に小海分院より病院について支援の申入れがあったということではあります。補助の増額を検討してもらいたいということではございます。</p> <p>その中で協議ということで、先ほど申しました南部広域行政協議会で、それにつきまして進められている段階であることをご理解いただきたいというふうに思います。町独自という部分もございますが、5町村共同での支援措置を行っていくと、特別交付税に基づく支援額について、継続的な取組に基づきまして安定的に行われている現在の中でも、また今後、支援の増額に関する調整について5町村の間で協議、結果を踏まえて、慎重に判断していきたいというふうに思っている状況でございます。</p> <p>今現在もそのことにつきまして病院、また、5町村の中で協議を進めているという状況でありまして、これにつきましては各町村の財政状況や支援を必要とする、地域医療の維持、発展を目的とする広域的な視点も調整が必要であると。また、小海分院がかかえる経営課題や医師不足、地域人口の減少などの要因も考えまして、適切な支援を確保していきたいというふうには思っております。</p> <p>この中では、やはり5町村の中では、引き続き特別交付税を基にした支援策で他の財政支援を検討しながら、小海分院の運営を支えていくための方</p>

	<p>法を模索していくという状況でございます。現時点ではまだ方向性が決定しているわけではございません。5町村の協議を通じまして、具体的な方向性を見いだしていくというふうに思っております。</p> <p>今後も協議結果に基づきまして適切な対応を検討し、地域医療の充実と住民の健康維持に貢献できるよう、引き続き努力、検討していきたいというふうに現在は思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>8 番議員</b></p>	<p>当然1町4村の南部広域行政として、考えていただくとところなんですけれども、やはり所在地である小海町として、どれだけ強い姿勢で臨んでくれるかというのが、やはり南部広域の中での方向性を示してくるものだと思います。</p> <p>小海分院も新築から20年経過する中、医療機械等も大分古くなってまいりました。現在のどうも時期としては、電子カルテの更新というのが差し迫った課題のようです。電子カルテにつきましては、幾つか施設はありますけれども、一番最初に導入したのが小海分院であります。ですから何回か更新はしていると思うんですけれども、その中で一番早く更新時期が訪れるのが小海分院です。</p> <p>電子カルテについては、ほかの医療機器と違って生産性がないというか、その機械自体でお金を生むものではございません。ですが、今のデータ化の時代に電子カルテというものは必要不可欠なものであります。これが大体、今、分院で更新するのに1億8,000万ぐらいかかるようです。</p> <p>やはり分院に対する特別交付税措置については、医療機器等の更新について優先的に考えてもらうとか、やはり我々住民が標準的に特別最先端の医療というんじゃなくて、標準的な医療を普通に受けられるという体制をいつでも保っていてもらいたいなという思いと、また、今の経営の悪化というのは新規事業、やはり足かせになると思います。新たな企画についてもやはり資金が必要ですので、そういう部分も加味していただきたいと思います。</p> <p>それで、現在、小海診療所の存続が厚生連の中で、まあ現在といっても少し前からそうなんですけれども、小海診療所は分院ができたことによって、診療所があるのは何ていうんですかね、二重でもったいないのではないかという意見が厚生連の中で多くあります。</p> <p>そういう中で従前、特別交付税、町から頂いた時分から小海分院、小海診療所、老健こうみ、この小海3つの施設を相対的に捉え、特別交付税措置</p>

	<p>の中に含めていってもらいたいみたいな意見があったと思うんですけども、その辺は現在どうでしょうか。</p>
町民課長	<p>その辺につきましては、現状のところでは診療所、老健につきましては、特別交付税の対象というふうには考えていないのが現状でございます。特別交付税について算定して補助するという部分では、小海分院を中心に考えているというような状況でございます。</p> <p>先ほど申された施設整備や新規医療関係ということも、確かに現在数回、分院のほうとも話し合いをしている中では出てきている課題でございます。それも含めまして、やはり特別交付税の算定の中で支援をしていくということを今、南部の協議会の中でも検討している状況ということでございますので、またご理解をお願いいたします。</p>
8番議員	<p>分院は直接的、特別交付税の対象になるからいいんですけども、診療所に関しては、さほど大きく赤字が出ることはない施設なので、それも大丈夫で、ただ老健に関しては、やはり適当な補助金というのが見つからないというのが現状です。先ほど言ったように、3施設で経営の補填を考えていってもらいたいという部分に行き着いたと思うんですけども、そういう中で老健、最初50床だったんですけども、80床に増床しています。それも地元町村の強い要望ということで増床したんです。</p> <p>それはそれでよかったと思うんですけども、現在やはりこれだけ急激な人口減少が起きてくると、その80床をどうするか考えていかなければいけない時期に来ていると思います。分院の補助金を活用しながら80を回していくのか、病床を再度検討し直すのか。病床じゃない、介護用ベッド、という時期が来ているというふうに思います。</p> <p>そういう中であとほかに4村の村営の診療所からいいますと、やはり先ほど来言っておりますように、この地域の医療形態、分院を中心にいろいろ考えてあります。この今の連携体制があるから、村の診療所は1人の医師で対応できているわけです。</p> <p>1人で村の診療所をやっているとすると、村から出るのにもちょっと佐久市まで買物に行くとか、そういうのにもやはり制限がかかってくる。そうなってくると、なかなか村の診療所へ行くお医者さんがいなくなってくるという。それをカバーしているのが分院の救急体制だというふうに思います。</p> <p>小海分院の救急車受入れですけども、令和5年に関しては500件を超えております。この近隣の同規模病院、例えば千曲、それから雨宮、恵仁会、</p>

	<p>金澤とか同じくらいの規模の病院、この中で救急車、受け入れている数は100件から200件の間ぐらいです。それ、500件を受け入れているという100床以下の病院は、この近辺には存在しません。あと、軽井沢病院あたりもありますけれども、そこより断然に多いです。</p> <p>そういう中で本当は今、医師の働き方改革の中で、小規模な病院は救急やらないほうが働き方改革を推進するには楽です。でも分院の使命として分院の先生方、昼夜問わず働いてくれております。これによって村の先生は休日ができるし、村を離れるということも自由が利くようになってまいります。こういうことから小海分院の衰退は、南佐久南部地域における医療水準の根幹をなすところであります。</p> <p>つきましては、やはり病院所在地であります小海町の南部広域行政の中でリーダーシップを発揮していただきたく、いい方向へ進めていただきたいと思います。</p> <p>こんなんでもとまりませんが、質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	以上で第8番 鷹野文則議員の質問を終わります。
<h2><u>第2番 小池 喜昭 議員</u></h2>	
議 長	次に、第2番 小池喜昭議員の質問を許します。小池喜昭君。
2番議員	<p>第2番、小池喜昭でございます。よろしくお願いいいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>初めに、町の防災・減災についてでございますけれども、近年、国内において火災や自然災害が多発しております。今年だけでも被害が大きかったものに次のようなものがございます。</p> <p>2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災については、焼失面積約3,370ヘクタール、死者1人、焼失住宅87戸、鎮圧したのが3月9日と12日間かかりました。また、鎮火が確認されたのは4月7日であり、1か月以上の長期にわたりました。</p> <p>2月28日は県内上田市武石の林道熊沢線付近で林野火災があり、負傷者1人、林野被害約100ヘクタールあり、鎮圧まで3日、鎮火まで4日かかりました。</p> <p>大雨や台風による被害も発生しております。皆様のご記憶にもございませぬと思いますが、8月6日から11日までの大雨は、北海道から九州地方までの19道府県の全国的に被害があり、死者8名、負傷者49人、住宅は1万</p>

	<p>1,373戸の被害がございました。</p> <p>9月3日から15日までの大雨も、北海道から九州地方までの22都道府県と全国的に被害があり、特に9月5日の静岡県牧之原市から吉田町にかけての竜巻は国内最大級、風速75メートルの竜巻で、全損住宅も多数あり、全国で死者2人、負傷者95人、住宅5,543戸の被害でした。</p> <p>直近では、11月18日夕方に大分市佐賀関で発生した大規模火災の被害は死者1人、焼失住宅約180戸、佐賀関半島での焼失面積は約5ヘクタールであり、20日に住宅のある半島部分は鎮圧しましたが、28日の大分市災害本部会議で半島部分は本日鎮火、無人島の蔦島については、現時点でようやく鎮圧状態となったと発表がありました。蔦島では10日間たっても鎮火には至っておりません。多くの災害のお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げ、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。</p> <p>このように全国で起きている災害は広範囲で長期間の傾向もあり、いつ何とき我が小海町でも災害の発生が起これるかもしれない現在、町では一連の防災訓練が必要だと思います。小海町の防災訓練が11月16日日曜日に実施されました。</p> <p>1つは身を守る安全行動訓練の実施で、地震発生時の対応訓練として防災無線から緊急地震速報の放送が流れ、各個人宅で1分間のシェイクアウト訓練を実施いたしました。</p> <p>もう一つは、消防団との合同練習では、私の地元八那池地区においては、消火栓を利用した放水消火訓練及び災害時における土のうの作り方訓練を行いました。住民参加で大変中身のある訓練になりました。</p> <p>町全体の防災訓練の結果はどのように把握しておりますか。そして、どのような課題がありましたか。また、この防災訓練以外にも、令和7年度小海町防災訓練の各地区での取組内容を町として状況の把握をされておりますでしょうか。その状況を検証して、どんな課題があったか、お尋ねいたします。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お疲れさまでございます。お答え申し上げます。</p> <p>今回11月16日の日曜日ですが、町の防災訓練ということで各地区での防災訓練をお願いし、実施していただいております。防災訓練につきましては町内34地区ございますが、13会場というような形で、合同訓練というような形で実施されているところが多かったようでございます。</p> <p>内容につきまして、先ほど議員さん申された消火栓を使用したり、また、消火器等を使った初期消火訓練が11会場で、また、防災の学習ということ</p>

	<p>で1会場、また、救助訓練ということで1会場というような形で、各地区それぞれの指定された場所で行われております。</p> <p>このように多くの地区で合同訓練を行うという部分では、地域間の連携が強化され、参加者同士の意識共有が図られるというふうに町としては考えてございます。</p> <p>また、訓練後に先ほど申された課題ということでございますが、反省点その他の中で町のほうとして取り集めた集計の中では、大きな課題という部分で上げられたものはございませんでしたが、参加者の中にはやはり訓練することができてよかったということと、このような訓練を行うことが非常に大事であるというような認識の意見が多く寄せられていたというような状況でございます。これらの意見、訓練実施が住民の防災意識を高める一助になればという形に考えております。</p> <p>毎年実施している訓練ですが、同様の内容を繰り返し行うということには、意義があるというふうに考えてございます。防災訓練は一度だけの実施で終わるものではなく、反復することで、いざというときに冷静に対応できる力が養われるというふうに町のほうでも考えてございます。そのために継続的な実施が重要であるというふうに認識しております。ですので、今後も訓練内容の充実を図りながら、地域住民の防災意識向上に努めてまいりたいというふうに思います。</p> <p>また、各地区の防災等はどのようなところについては、ちょっとまだ町のほうとしても十分な把握ができていないというような部分もありますので、また、こちら担当課のほうで、また区長さん等を通じて調査していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>いろいろ細かい地区で訓練が、いろんな訓練がされたというような報告もありまして、ぜひ全体でというような話もありますが、自主防災組織について令和7年3月第1回定例会で、現篠原哲雄議長が一般質問で行った自主防災組織は各地区に組織されていますかの質問に対して、以前は各地に自主防災組織はあったようですが、現在その組織が機能しているかは区によってまちまちです。町として自主防災の組織をどのように整えていくか検討しますとのご回答でした。</p> <p>ご検討された結果並びに自主防災組織の数並びに、そして、自主防災組織を各地で立ち上げていくのか、お尋ねいたします。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>ただいまの質問にお答え申し上げます。</p>

	<p>3月に篠原議長のほうからの一般質問でもございました。ですが、今現在というところでは町のほうとしてもまだ実質的な数というところは、ちょっとまだ把握をできていないのが現状でございます。今後そこら辺の組織の部分について把握をした中で、自主防災組織というものについて考えていきたいというふうには思っております。</p> <p>確かに町としても自主防災組織は、地域の防災力を高めるためには、非常に重要な役割を担っているというふうに町としても考えてございます。町としては、各地区に自主防災組織を立ち上げることを推進していきたいというふうには考えてございます。できるだけ多くの地域で組織を形成していただけるように、町としても働きかけていきたいというふうに思っておりますし、また、自主防災組織を立ち上げる際には、町としても積極的なアドバイス等を行い、必要な支援を提供できるようにということで考えてございます。</p> <p>地域ごとに特性やニーズというものが、またまちまちというふうにも考えてございますので、効果的な防災活動の展開ができるようなサポートをしていきたいというふうに町としては考えております。地域の住民が自分たちの手で防災力を高めていけるような支援というふうに、町としても位置づけてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今までに自主防災組織の数がどのくらいか、完全にはまだ把握し切れていないということがありましたし、防災組織につきましては各地で立ち上げていくのをぜひ町のほうも協力していただいて、全地区で防災組織ができるというような形に持って行っていただければと思いますので、お願いいたします。</p> <p>町には防災会議体がありますか。自主防災組織を立ち上げ、各地との連動を図って行っていただきたいので、ぜひその辺の町のお考えをお聞かせいただけますか。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>町の防災合議体ということでございますが、これにつきましては、町としては小海町防災会議というものがございます。この会議は災害基本法の第16条6項に基づきまして設置されてございます。町内の防災に関する計画や重要事項を審議する組織として位置づけられてございます。会議の会長は町長が務めまして、委員につきましては町内外の関係機関から選出された委員をもちまして、地域、小海町の特性を踏まえながら、防災対策を協</p>

	<p>議していくという組織がございます。</p> <p>また、今ご提案のございました自主防災組織の協議体というようなものにつきましても、立ち上げていくということも重要ではないかというふうに考えてございます。町として各地区の自主防災組織の立ち上げや連携強化を進める中では、重要ではないかなと。また、自主防災組織同士の連携を深めるためにも、防災力を一層強化する重要な課題であるというふうには認識してございます。</p> <p>もし自主防災組織の協議体の設立が必要であるという場合には、また各地区の組織活動を支援しつつ、その設立に向けてまた検討していきたいというふうにも考えてございます。防災の地域の連携が不可欠、また、今後も地域間での情報共有や協力体制の強化ということは、より一層防災力の向上を目指していく中では、重要というふうに町としては考えてございます。</p>
2 番議員	<p>ぜひ防災会議体などを含めて、その会議の中で各地区との連動が強く図れるように、実施をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、避難所についてお尋ねします。</p> <p>小海町で指定緊急避難所、指定避難所の場所と数と、どのくらいあるか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>指定緊急避難場所は22か所でございます。町関係の施設及び関係地区公民館というような施設にプラスしまして、その施設等の庭や駐車場、グラウンドというところも含めて、それが緊急指定避難所ということでございます。</p> <p>また、指定避難所につきましては24か所ということになりまして、町関係の施設及び各地区の公民館というような形になります。指定緊急避難所と指定避難所というところでは、ほぼ同じ、同数というような形でございます。</p>
2 番議員	<p>町のホームページで避難所一覧というのが出てくるとは思いますけれども、避難地及び避難所施設一覧というのでいけば19、避難所施設一覧というのでは25か所というふうになってはいますが、この辺のすみ分けが私たち住民には、はっきりと分からないで、今の22か所と24か所の、ここの違いはどのようになっておりますでしょうか。</p>
町民課長	<p>そこら辺につきましては、19か所というところではありますが、それにプラスアルファのところはまだ載っていないという部分でありますので、これ</p>

	<p>は確認したいと思います。</p> <p>先ほどの指定避難所の中に25が、24と申しましたが、この1か所につきましては福祉避難所のやすらぎ園のほうが入っておりますので、それはまた抜きまして24か所というふうにお答えいたしました。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>ぜひホームページのほうも、今お話ししたような形であれば早急に変更をしていただければと思います。</p> <p>各避難所の収容人数及び備蓄品の種類、数量はどのくらいか。また、備蓄庫の空調などの整備はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>各避難所における備蓄品ということになりますが、現在、備蓄品につきましては町の総合センター、役場、八那池にございます防災倉庫に備蓄品が保管してあるというような状況でございます。</p> <p>しかし、指定避難所への全て配備があるというわけではございませんので、課題となっているのが、やはり各地区の公民館への備蓄品の配付というところが今、課題というふうに考えてございます。これにつきましては、やはり備蓄品の保管や管理方法等につきまして、どうするべきかという部分が重要な課題検討の中となっております。</p> <p>また、次に空調につきましてですが、小中学校を除く全ての避難所については、暖房設備というものがあ程度備わっているというふうに思っております。しかしながら夏季の冷房設備については、多くの避難所で十分には整備されていないというのが現状だというふうに思っております。</p> <p>近年は地球温暖化によりまして猛暑対策というような形が出ておりますので、そこら辺の早急な対応が必要ではないかなというふうに課題を持ってございます。今後また町の総合センターや小学校、楽集館などにエアコンを設置していくということで、また計画を進めていきたいというふうに今現在考えてございます。</p> <p>また、最初申されました収容人数についてですが、指定避難所全体で今現在約8,100人ぐらいということで、収容可能だというふうに町のほうでは積算をしてございます。1人当たり3.3平米のスペースを確保してというふうに考えてございます。多く考える中では小中学校や小海高校の体育館もありますので、そこら辺が1,000人近くの人が収容できるというふうな形で考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>避難所についてその収容人数が8,100人、どこにどれだけというのがホー</p>

	<p>ムページに載ったりしていないので、ぜひその辺は、小海高校は1,000人、本村公民館は、庭は何人、北牧グラウンドは何人とおおむねホームページに記入されていれば、皆さんどこに多く集まっているのか、どこに多く行けるのかできると思いますので、ぜひその辺は追加していただければと思いますので、お願いいたします。</p> <p>次に、福祉避難所、福祉指定避難所の数と施設の数はどうなっておりますか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>福祉避難所の数は、指定福祉避難所ということで町が今指定しているものは、やすらぎ園というふうになってございます。ほかに今現在は協定を結んで、福祉避難所として老人保健施設こうみがあるというのが現状でございます。</p>
2番議員	<p>福祉避難所の現状と今後の整備、取り組みについて、人的連携等について、町はどのようにお考えでございますでしょうか。</p>
町民課長	<p>今後の取り組み、整備というところでございますが、現在、福祉避難所の状況については、主にやすらぎ園が中心というふうになっているのが町の状況でございます。福祉避難所としての役割を果たしているというふうになってございますが、こちらの収容人数につきましても、200名ほどというふうに町のほうとしては見込んでございます。</p> <p>また、老人保健施設こうみにつきましても、協定に基づきまして施設利用対象者が優先というような形ではございますが、避難所とすることになってございます。</p> <p>今後といたしましても、芦谷のほうにございます特別養護老人ホームこうみの里など、他の福祉施設とも協議を行った中で、追加の福祉避難所の指定を進めていきたいというふうに考えてございます。このような施設を新たに指定していくことで福祉避難所の充実を図りまして、より多くの方々が安心して待機できる環境、そういうものを整えていきたいというふうに考えてございます。</p>
2番議員	<p>福祉避難所、福祉指定避難所というのが、住民がどこを見てもすぐ分かるように、やすらぎ園であるとか老健であるとかいったところも、どこかに掲示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>災害時、障害のある方とか高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの特別な配慮が必要な方の福祉避難所への移送手順、マニュアルはできておりますでしょうか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>輸送手段、避難体制ということでございますが、福祉避難所への避難が必</p>

	<p>要な方々につきましては、町としましても包括支援センター、また社会福祉係、保健係につきましては、日頃から把握しているという状況でございます。災害時におきましては、町民課を中心といたしまして避難活動を行う必要に応じて、速やかに避難ができるような体制を整備してございます。また、地域の住民の支援を得るということも重要であると考えてございまして、今現在、地域で作成しております地域ささえあいマップなどを活用しまして、地域の皆さんとの連携を強化しながら、災害時には地域住民の協力を得て、必要な方々を避難所へ移送するための手段も確保していきたいというふうな形で考えてございます。</p> <p>これによりまして避難が必要な方がスムーズに福祉避難所に移動できるような形、そういうものを地域全体で支援していくということを方針的に考えて、実施していきたいというふうに考えてございます。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>福祉避難所へ輸送することが決まっておるといふのであれば、ぜひそういった福祉施設への避難訓練も実際には行っていただきたいと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。</p> <p>続いて、避難所開設訓練について、これも3月定例会で現篠原議長が一般質問で、避難所の開設訓練を総合センターで実際の災害を想定して町民参加で行ったら、の質問に対して、防災マップがあと2地区でそれができた中で、それも加味して全体的な訓練として計画していければと思っておりますのご回答でした。</p> <p>そこでお尋ねいたします。</p> <p>災害マップは全地区で完成されたのでしょうか。また、避難所開設訓練を総合センターで実際の災害を想定して、住民参加で実施する計画はどのようになっていますか、お尋ねいたします。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>防災マップ等につきましてはですが、今現在、町の中で作成を進めておる中では今年度、馬流地区と溝の原地区という、この2地区がございまして、この2地区の今年度マップが完成するという状況でございますので、マップが完成した中で来年度以降につきましては、そのマップ等も活用した中で、防災訓練というものを進めていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>町としましても住民主体での実施が重要だと考えてございまして、避難所としての役割を果たすという部分では総合センター、また、各地区の公民館が最初に避難する場所というところでございまして、そこに関わる住民の皆様の理解と協力が欠かせない部分もありますので、住民が主体と</p>

	<p>なって避難所で開設方法を学び、訓練するというところで、実際の災害時に迅速に対応できることを考えております。</p> <p>町としても福祉避難所も含めまして各避難所における訓練、また、町職員を中心に実施していく必要もあるというふうに考えてございますので、特に災害時に避難所を円滑に運営するためには、住民と町職員が一体となって協力体制が重要であるというふうに考えてございますので、その点も含めまして今後、町の住民と町職員と一緒に実施するような訓練計画、そういうものを進めて考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>マップがあと2か所、現在進行中だということですので、完成した暁には総合センターでこういった住民参加型の訓練を行えるよう、ぜひ計画をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、防災トイレについてお尋ねいたします。</p> <p>7月13日に総合センターで防災ボランティア講座が開催されました。NPO法人日本トイレ研究所の島村氏を講師に招いて、災害時のトイレ問題と対策についての講座でした。ライフラインが災害に遭った場合、過去の避難所で今必要なものは何ですかと聞いたら簡易トイレが一番多く、我が町でも災害時に避難所などに簡易トイレが必要不可欠だと思います。</p> <p>災害トイレの備蓄状況、どのような種類のトイレがどのくらい、どこに備えてあるか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>災害用トイレということでございます。</p> <p>トイレにつきましては、テント付きの簡易トイレというものが備蓄としては34基で、去年度より自動ラップ式の災害用のトイレというものを2基、これはトイレをした後に汚物については、袋に入って自動的に縛って捨てられるというようなものでございます。あと、洋式の仮設トイレということでございまして、こちらは工事現場等にあるようなトイレですが、それが4基ということでございます。</p> <p>いずれにしましても八那池の防災倉庫というところにあります。あと、ラップ式のトイレにつきましては、役場の4階というようなところにあってございます。</p> <p>今後につきましても、トイレというものは先ほど議員さんもおっしゃったとおり、避難所ではかなりの重要なものになってまいりますので、計画的に数量を増やしていきたいというふうには考えてございます。</p>
2番議員	<p>ぜひトイレの数、増やしていただいて、万が一のときに備えていただければ</p>

	<p>ばと思います。また、先ほどの訓練の開設のときに併せて、トイレの使用手順だとかマニュアルができておりますでしょうか。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>マニュアル等も今後、作成しなければいけないというところではございます。実際にやはりトイレの設置、使用手順というものは、また重要になってくる部分であります。避難所の運営においても、非常に重要な要素であります。</p> <p>避難所設営時の衛生面を確保するためにも、トイレの設置が迅速に行われる必要があると思いますので、災害時に使用する仮設トイレや簡易トイレの設置場所や使用方法については、やはり日頃から確認しておくということが求められますので、そこら辺を重視していきたいというふうに思っております。</p> <p>町も防災訓練や避難所開設訓練の際に、また、トイレの設置方法や使用手順についても訓練に加えていく予定であります。これによりまして実際の災害時のトイレの設置がスムーズに行えるよう、また、町職員や地域住民が事前に操作方法を習得できるようにしていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>また、健康福祉まつりのような各種イベントの中でも、こういう災害トイレの設置コーナーみたいなのを設けまして、トイレの組立て方法や使用方法を周知するというのも重要ではないかというふうに考えてございます。こうした取組を通じまして、避難所のトイレの使用が混乱なくできるよう、住民の皆様事前に理解していただくということが大事であるというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>ぜひ避難訓練とかその他の防災訓練等のときに、災害用トイレの組立て方ですとか、そういったものを住民に十分説明できて、町の職員の方が来なくても、その地域でトイレが必要であれば設置できるような訓練を、ぜひ実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、鳥獣害対策についてお尋ねいたします。</p> <p>総務省は12月5日、4月から11月までの熊による人身被害が全国で、速報値で230人を上回ったと発表されました。4月以降の全国の犠牲者は11月20日現在で過去最多の13名、4月10日までの熊の出没件数は公表していない北海道、生息していないとされる九州、沖縄を除き3万6,814件でありました。</p>

県内では、大町市で6月にタケノコ狩りに竹やぶに入った40代の男性が死亡、12月5日現在の速報値で県内の犠牲者1人、負傷者14人、里での熊の目撃情報が1,273件でした。

さらに先週4日の朝には、野沢温泉村で除雪中の78歳の男性が顔や左太ももを熊に爪で引っかかれて緊急搬送されました。

小海町でも熊の情報が町のホームページでも3件の情報があります。熊の被害の可能性が身近に迫ってきております。

熊の話をしささせていただきますと、昨年NHKラジオの子ども電話相談室で、小学生がどうして熊が人間の生活するところに出てきて、人に危害を加えるのですかという質問に対して、大学教授が1つは熊の数が増えたこと、1つは山の手入れが行き届いていないこと、1つは熊を法律で駆除できないこと、1つは山の木の実が不作であることなど、いろいろな要因があると答えておりました。

また、多くのテレビ報道もありますが、熊の学習能力は優れております。おりなどで捕獲した熊を麻酔銃で捕まえたり、熊を山里に戻しても、熊は人間を怖いと思わず、また人里に現れると思います。

今月6日の信濃毎日新聞にも掲載されていましたが、環境省の担当者は、個体数の増加や人の生活範囲に餌があると学習した熊が増えている可能性があるという見ていると掲載されておりました。人里に現れた熊は駆除しなければならないと思います。

私は長年、長野県知事から委嘱された長野県自然保護レンジャーに所属しております。研修会などで熊の生態を学び、熊の生息地はほぼ決まっております。多くの犠牲者が出るのはその生息地に近いところで、母熊と子熊が一緒に生活しております。生息するところから近いところで被害が多いそうです。親熊が子熊を守るために攻撃するそうです。ただ、雄熊は単独行動で1日に50キロも移動することがあるそうです。生息地でなくても、今後はさらなる熊に対する注意が必要だと思います。

環境省は11月8日に、今年度の補正予算対策に過去最大となる34億円を盛り込み、そのうち熊捕獲に関わる費用や狩猟免許などをもち、専門知識のある自治体職員であるガバメントハンターの人件費や生ごみなど、熊を引き寄せる誘因物の撤去に係る費用などに充てるための交付金事業が28億円、充てるそうです。

長野県でも、国の経済対策及び補正予算案を踏まえて速やかな熊対策の推進を行い、補正予算案を3,251万2,000円、計画中です。市町村におけるゾ

	<p>ーニング管理の導入を支援する予定だそうです。</p> <p>町では、現在している鳥獣類対策や野生動物の生息状況や人間活動などを考慮して、地域を区分し、ゾーンごとに管理目標に基づいた対策を行うことで、人と動物のすみ分けを図るゾーン管理について、町はどのようにお考えでございますか、お伺いします。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>町の鳥獣害対策についてでございますが、ゾーニングの件も兼ねまして今現在やっている鳥獣保護対策、農作物の被害及び住民安全の確保ということを目的にやっております。</p> <p>ただ、主な取組としては電気柵、ワイヤーメッシュ柵、それから防護柵の整備支援、有害鳥獣ということでちょっと詳しくお話をしますと、一般のご家庭、農業従事者の皆さんには作物が荒らされないよう、鳥にやられないよう侵入防止ネット、電柵、そういうものに関して2分の1の補助、年間で5万円が上限でございます。小海町に住んでいて農業に従事している人が対象として、設置後に写真つきの実績報告を提出するという制度でございます。</p> <p>そして、30アール以上の田畑を複数の者で、共同で耕作している場合には、鳥獣侵入を防ぐためのワイヤーメッシュ、いわゆる四角になっている、ああいうものを設置しているものについて全額支援しております。</p> <p>なかなかゾーンングというのと熊の生態を考えますと、まだ我々も勉強不足のところがありまして、昨今、12月1日に猟友会の皆様と対策会議を開きました。その中でゾーンング、どこに生息しているというところから始まって、何をこれから支援していかなくてはいけないか、そして何が必要かということは今まではイノシシ、鹿、そういうものを対象に考えていたんですが、これからは熊も入れて考えていかなければいけないということで、国の補正予算もお聞きしているんですが、そういうものに応えられるように今、猟友会の皆様とお話をして、これからそういうものをつくっていくということでございます。</p> <p>ゾーンングについては今の鹿柵という、ああいう軽微なものではちょっと難しいのではないかとことを考えまして、そこら辺もちょっと猟友会の皆様と意見を聞きながら、考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>今までの鳥獣害対策は、どちらかというと農産物のほうに目が向いておっ</p>

	<p>たんですが、今は、全国的に熊は人のところに危害を加えるというようなことで、ぜひそちらのほうに向いていただければと思います。</p> <p>そこでお尋ねします。</p> <p>町では、鹿、熊、イノシシの個体数が現在どのくらい町内にいるか把握されておりますでしょうか、お尋ねいたします。</p>
産業建設課長	<p>これが誠に申し訳ございませんが、今年度の野生鳥獣の正確な個体数というものを町単独で把握することが、ちょっと困難なことと考えております。第二種特定鳥獣管理計画に基づいたものによりますと、令和元年度にニホンジカの推定個体数は関東山地で1,370頭、これ令和元年の話ですので八ヶ岳で2,130頭、合計で3,500頭となっております。この関東山地というのは、中部山系の東山のほうということで伺っております。</p> <p>これが鹿でございますが、イノシシについては分布や生息状況に明確な境界がないということで、指定個体数は把握できておりません。ですが今年、猟友会の鳥獣駆除で24頭が捕獲されていると、そして、最近では国道141の八那池地籍のところに大きなイノシシが出現しているということで、こちら辺を中心になんかの数があるんじゃないかというふうに推測しております。</p> <p>そして、熊についてでございますが、広域的な分布の中でこれも令和2年度の推定個体数となるんですが、秩父山系339頭、八ヶ岳221頭、合計で560頭ぐらいいるんじゃないかというふうに、令和2年度の推定でございますが、なっております。それで特にこの秋頃を中心に、出没が増えている傾向があるということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
2番議員	<p>熊の推定、令和元年とはいうものの560頭、秩父山系は339、八ヶ岳が221ということで、八ヶ岳の東山麓ですか、それとも西山麓も含めて八ヶ岳全体でしょうか。お聞かせいただけますか。</p>
産業建設課長	<p>申し訳ございません、ちょっともう一回、係の者に聞いてお答えします。</p>
2番議員	<p>私がいろんなところで学んだり、教わったりしている中では、熊が非常に生息しているのは東斜面、要するに西日が多く当たるところ、八ヶ岳でいえば茅野側、秩父山系でいえば小海側というふうにお聞きしておったんですが、生息地はそういう形であっても、雄熊は1日に先ほどお話ししたように50キロも動くので、どこに出てもおかしくはないというふうに思っております。</p>

	<p>ぜひそういった把握、できるようになってくれば、どこに駆除をしに行けばいいかとかいうことも分かると思いますので、また、その個体数の把握は小海町だけでは無理だと思いますので、ぜひ県とか協力し合いながら押さえていっていただければと思います。</p> <p>今年9月1日に施行されました緊急銃猟が可能になりました。鳥獣類が市街地など人の生活圏に現れ、危険を及ぼす可能性がある場合、銃による確保が可能になりました。この制度は市町村長の判断で発砲できる特例的な措置となりました。</p> <p>これを受けて、環境省の発表ですと12月3日現在、全国で緊急銃猟で発砲まで至ったケースは41件とお聞きしております。我が小海町でも緊急銃猟により熊の駆除が可能になりました。万が一の場合、町としては特に熊の駆除について、先ほどの猟友会との連携をもう一度お伺いいたします。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>地区懇談会を回っていますと、やっぱり熊の対策が多いということで町長以下、緊急に緊急銃猟、そして、猟友会の皆さんと連携会議を開きなさいということで12月1日、実施させていただきました。その中で出た意見とこれからの対策についてお話しします。</p> <p>まず熊の出没や人的被害のおそれがある場合には、猟友会と綿密な連携を取るということで、これは両者一致しておりました。今までも町の係の者と猟友会の皆さんがイノシシ、鹿等出没した場合には、その対策として現地確認ですとか、そういうことを役場の職員と一緒にやっております。そういうことで対策をやっていたんですが、現場確認、追い払い等の初動対策、要請とか人的被害のリスクというのが、あまり今までなかったということであれなんです、熊については今後予想されるのが人的被害ということで、かなりのリスクが高いということで緊急出動、捕獲後の処理や報告の手續等の体制をもう一度猟友会の皆さんと確認しました。</p> <p>そして、特に緊急の場合には町が猟友会の緊急出動体制を確保するという、住民の安全確保等を優先に対応できるようにということで具体的にお話をしますと、まず緊急銃猟ができる人ということで現在、町は6名程度の委員の皆さん、登録をしておるんですが、これ30名ほどいる猟友会の皆さん全員が登録できるわけではなく、第一種猟銃免許、それから2回以上1年間に訓練をしていると。それから3年以内に銃器を使った捕獲をしているという、この3要素がそろって緊急銃猟の登録ができるということで確認をしますと、現在全員ではないんですが、20名の皆さんがその資格を持っているということで、これにつきましては本人の同意を得まして、</p>

今の意向ですと20名の方全員を登録してくれということでお話を伺っています。

これはなぜかという、やっぱり最初に頼んだ人が何かの用事で出られない場合には、次へ次へというふうに層を厚くしておいたほうがいいんじゃないかということで、緊急銃猟につきましては20名の方をこれから登録していく予定です。

そして、その資格として訓練を年2回以上、それから3年以内に実際に捕獲をやっているということで、捕獲が得意なら実際にやっていただければ結構なんです、訓練をやる場所というのを毎年2回以上ということで、その訓練をやる費用の補助、そういうものをしてくれないかということも出されました。

それから捕獲についてなんですが、まず緊急銃猟をやる前に熊のおりが町にもあるんですが、実際にこれが使えるのかどうかということが分からず、そういうものをちゃんと使えるように整備する。そして、熊の捕獲をちょっと増やして整備していただきたいという、こういうところをちょっと今回の予算で設置、整備していきたいというふうに考えております。

それから、公務員ハンターということでございますが、この間の1日の意見でお聞きすると、公務員ハンターというのを設置していくのも全国的な流れなんです、うちの猟友会とすればとにかく猟友会の人と綿密に連絡を取ってやっていただければ、早急にはそういうことがなくてもいいんじゃないかというお話を聞きました。

ただ、今後のことを考えると人材不足、そういうものを考えていくと、そういうものも用意していったほうがいいんじゃないかということで考えております。

そして、実際に東馬流でふんがあったときに確認を誰がするかというので、詳しくふんだけで熊の出没なのか、そういうことが実際には判断できないとなると、風評といういろいろな情報が出回って、住民の皆さんを不安に駆らされるということで、しっかりと最初に出たものをちゃんと知っている、知識がある者が確認して、判断をしたほうがいいんじゃないかということでご意見をいただきました。

そのほかにもいろいろあるんですが、主なことはこういうことで、これを今後お聞きした中で整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

2 番議員	<p>今の猟友会の方の訓練とかそういったところに補助をぜひつけていただいて、すぐ出動できるような、また、出動したときにはどのくらい報酬をあげるかとかいうのも、ぜひ考えていっていただきたいと思います。</p> <p>最後に、国・県でも熊対策の修正予算案を検討中です。我が町でもぜひ必要な修正予算を組んでいただき、町民の安全・安心の確保に全力で取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第2番 小池喜昭議員の質問を終わります。</p> <p>少し早いですけれども、1時まで休憩をいたします。</p> <p>午後は、3番 菊池一巳議員の質問から始めたいと思います。</p> <p>以上で1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時27分)</p>
<h3><u>第3番 菊池 一巳 議員</u></h3>	
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>第3番 菊池一巳議員の質問を許します。菊池一巳君。</p>
3 番議員	<p>3番議員、菊池一巳です。議員として3回目の定例会で初めて一般質問をさせていただきます。4月の選挙に立候補するに当たって、町民の声を町政に届け、そして提案、提言に心がけ、物言う議員として活動したいとの思いを唱えました。今回の一般質問を皮切りに、この思いを実践してまいりたいと思います。</p> <p>それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。</p> <p>初めに、鳥獣害対策についてお伺いします。</p> <p>先ほど、2番、小池議員と重複する点もあると思いますが、再確認のための答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>東北を主に全国で熊の人的被害が毎日のように報道され、災害的状況だと国もその対策に本腰を入れ始めました。獣害を防ぐことは、安全で平穏な暮らしに欠かせなくなってきました。</p> <p>小海町では、かねてより主に鹿による農作物への被害が発生し、その対策として防護柵等の設置などの対策が取られていますが、今年の鳥獣害の被害状況及び熊の目撃状況などお知らせいただきたいと思います。</p>
産業建設	<p>ご苦労さまでございます。</p>

<p>課長</p>	<p>把握している鳥獣害の被害状況ということでございます。</p> <p>今年度の鳥獣被害については、まずブロッコリー農家の方が30アール、3反の被害報告がありました。定植した後に食べられてしまったということで、出荷までに至らなかったということで、場所は杉尾になります。鹿柵がされていない場所だったので、被害が大きかったとのことでした。</p> <p>それから、八那池の小倉原でも白菜の苗2,000株を食べられてしまったと報告がありました。小倉原は鹿柵がしっかりとされているところなのですが、どこから鹿が入ってきてしまったかちょっと分からないんですが、そのような被害がありました。この被害に遭った農家さんの話によりますと、鹿柵やわなのおかげで昔よりは大幅減ったということでございますが、鹿柵の補助を継続的にこれからもやっていただき、被害を最小限にしていきたいという報告がされました。</p> <p>それから、中部森林組合による林業被害のほうでございしますが、カラマツの苗木の被害、ほとんどなかったということでございます。千代里牧場を抜けた先にカラマツの再造林地がありますが、数か所、鹿に被害を被ったということでございます。今後も、引き続き定期的な巡視やワイヤーメッシュネットの設置を行ってまいります。</p> <p>それから、熊の目撃情報でございしますが、私どもが把握している件数は5件、そしてその中でふんの情報が2件ございまして、そのほか目撃情報で、これはよかったのかどうか分からないんですが、放送をして気をつけてくださいという広報をしたんですが、それがかえって皆さんの不安をあおったのかなという意見もいただきました。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、鹿などによる被害対策として、猟友会に捕獲を依存しているのが現状だと思われませんが、その猟友会員が高齢化などの課題に直面し、後継者の確保もままならないという全国的な課題となっております。現に小海町でも、昭和50年代には120人ほどの会員がいたようですが、現在は34名、そのうち、わなのみの会員が6名という現状であり、会員の高齢化も顕著のようです。</p> <p>そこで、猟友会員確保のために支援策を講じていただけないかお伺いします。</p> <p>活動費としての支援策の一つとして、ライフル銃の購入時、20万から30万するようですけれども、この補助、銃弾購入時の補助、1発600円ぐらいす</p>

	<p>るそうです。</p> <p>それから、有害鳥獣駆除の出動手当の増額、現行では年額8,000円となっておりますけれども、移動手段の燃料代等を考慮すると、とても割に合わないとのことでもあります。</p> <p>それから、鹿の駆除1頭につき、今1万円の捕獲料となっておりますけれども、ちなみに南牧村では1頭1万5,000円のように。県から1頭につき7,000円の補助もあるようですので、ぜひ捕獲料の引上げも考慮していただきたいと思います。</p> <p>以上、何点か申し上げました点、検討の余地があるかどうかお伺いしたいと思います。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>先ほども申しましたが、12月1日に猟友会の皆様と連携協議の場を設けました。その中で、今、菊池議員が言ったとおりのことが全て出されまして、要望とすれば、そのようにしてくださいということでございます。</p> <p>詳細にいきますと、まずライフル銃の補助ということでございますが、これはライフル銃に限らず、わなのほうもみんな個人の持ち出しだということで、補助をしてくれないかという意見が出されました。その答えは、ちょっとこれについては大変に難しい問題があると。銃の所有、そういうものに関しての補助ということで、これはちょっと持ち帰らせて検討させてくださいということでございます。</p> <p>そして、いろいろな面で鹿が出たとか、熊が出たとか、イノシシが出たとかで猟友会の皆さんに緊急的に出動していただきます。そのときに、おっしゃるとおり8,000円の賃金ということで、これについても安過ぎるなということで意見を頂戴いたしました。</p> <p>それから、鹿の駆除をしますと、尻尾を切っていただいて報告書を作っていただいて、やると1万円の補助をしていますが、これについてもできることならもうちょっと上乗せをしていただきたいと。それに関わる銃弾費だとか様々な経費がかかって、こんなことをやっていると、ますます猟友会に入る皆さんが減ってしまうということの意見を頂戴いたしました。</p> <p>このことにつきまして、全てのことでございますが、円滑に進めるために日常の活動に関わる経費等の支援、そして猟友の免許試験や講習会の受講費の費用、それについても補助をしてくれないかという意見もございまして、全てを含めまして、ちょっと持ち帰らせていただいて、有害鳥獣の駆除、報償金について単価の引上げ等、町でちょっと検討をしますので、お待ちくださいということで事業をこれから考えていきたいというふうに</p>

	<p>考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
3番議員	<p>ぜひ前向きにご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、熊の緊急銃猟についてですけれども、町では緊急銃猟に対応する捕獲者リストを作成したと過日、新聞紙上に書いてありました。</p> <p>また、12月1日ですか、猟友会の会員の皆さんと町との懇談会が開催されたようではありますが、先ほど課長からも報告がありましたように、会員の方のお話によりますと、緊急銃猟4つの条件などの説明がなされ、状況説明や猟友会の現状把握に終始し、具体的に町から対応方針の決定事項が示されなかったと若干不満の声を聞いております。</p> <p>確かに緊急銃猟実施に当たっては、安全確保の範囲や射撃を行う場所、タイミングの判断など、自治体に難しい判断と重い責任が課せられていることは承知しております。こうした課題への対応として、即座に地元の猟友会、警察と連絡、連携が取れ、熊を処理するまで短時間で済むための訓練を行い、経験を積む必要があるとの指摘もなされております。</p> <p>近年、住宅街で餌を探すアーバンベアの脅威が深刻化し、人とのすみ分けに向けた環境整備が課題となっております。現に、本年の熊による人里への出没、人的被害の多発は、餌となるドングリの不作や人間を恐れない熊の増加などの要因があると言われておりますが、小海町でも2022年7月4日、小海中学校のグラウンド付近に熊が出没、千曲川を渡り、町社協付近の河川敷の茂みで一夜を過ごし、川の上流に移動したとの出没事例もあります。</p> <p>本年の熊の全国的な災害級の被害は、決して対岸の火事ではありません。早急に対応方針の決定をされるよう要望したいと思いますが、町の対応についてお伺いします。</p>
産業建設課長	<p>おっしゃられるとおりで、この対応については、12月1日の懇談会では私たちのほうから具体的な回答を示すことができませんでした。これについては大変に申し訳なかったとは思っておりますけれども、猟友会の皆様の意見を聞いて、早急にこの対策を考えていくということでご理解をいただいた次第でございます。</p> <p>緊急銃猟については、被害の拡大や人身への危険度がかなり高いということで、限定された場所に実施する予定でございます。県や猟友会と連絡網や名簿を整備して、今後は行動手順や安全対策の確認、そして保険関係、捕獲後の処理方法、実施状況の記録、報告なども含め、運用の体制を整え</p>

	<p>てまいります。</p> <p>この緊急銃猟をやるときに、建物ですとか、そういうものに被害を与えた場合には、町が全て補償するという事も決まりでございます。そういうことも含めて、詳細に制度を構築していかななくてはいけないということで、皆さんの意見を聞いて、今後構築していくという予定で考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
3番議員	<p>早急な対応を望みたいと思います。</p> <p>最後に、公務員ハンターの確保についてお伺いします。</p> <p>小諸市では、全国に先駆けて野生の熊や鹿などの鳥獣害管理、捕獲を行うガバメントハンターと言われる市の職員が活躍しており、成果も上げているようです。ちなみに今回の長野県議会で、熊対策に関して自治体単位で対応するには限度があるとの一般質問を受けて、知事からガバメントハンターなどを念頭に外部の専門人材、知見を取り込んで対応していくとの答弁がなされております。</p> <p>そこで、猟友会員の支援育成と並行して、将来を見据えて公務員ハンターの設置も考慮したらと思いますが、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>公務員ハンターについて、2通りの方法があると考えております。</p> <p>小諸市さんの場合には、市の職員がガバメントハンターをやっているということですが、職員がかつては大型バスの免許を取ってバスの運転をするのと同じで、狩猟免許を取ってハンターとして活躍するという公務員自ら資格を取ってやる方法。</p> <p>それから、猟友会などの若手の職員を雇って、公務員ハンターとして活動していただく方法があるかと思われます。</p> <p>それで12月1日の猟友会に諮った中では、まず町の職員がやるというのは、かなり覚悟とハードルが高いと考えております。よくお聞きするのが、わなとかをやると撲殺をしなくちゃいけないとか、そういうことというのがかなり負担になってくるということで、じゃ、銃に関してもやってくるのかなりの精神的にあるんじゃないかというふうな議論がされまして、じゃ、猟友会の皆様から町が雇って活動していただくという方法はどうかというふうにお聞きしたら、やっぱりそれもちよっとなという意見を聞いたんですが、町とすれば、これからの人材不足ですとか、そういうことを考えると、これは整備していかななくてはいけないということで考えております。</p> <p>この公務員ハンターの導入を視野に入れた資格取得について支援を行う</p>

	<p>と。そして、現場で捕獲、監視、個体管理などを確実にできる人材を検討していくということでございます。これまでどおり地域の猟友会との連絡を維持しつつ、安全かつ効率的な鳥獣対策を実施していきたいということで、まとめになりませんが、一応そんなことで考えております。以上でございます。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。  それでは、次の質問に移らせていただきます。  帯状疱疹の対応についてお伺いいたします。  今回、帯状疱疹について一般質問するに至った経緯で、私事で恐縮ですが、本年8月に私が罹患したと私の身近に5歳刻みのはざままで罹患した人の多さに驚き、またNHKの特番で帯状疱疹の怖さについて放映されたことによります。  初めに、資料要求をしました小海町帯状疱疹予防接種実施要綱及び小海町帯状疱疹予防接種費用助成交付金要綱の要旨についてお伺いします。  条例は議会の議決が必要ですが、規則及びそれに準ずる要綱等については、町長管理で定めることができるとされております。  令和7年4月1日から帯状疱疹ワクチンが定期予防接種ワクチンに指定されました。これは予防接種を希望する者に対して、発症率を低減させ、重症化を予防するためのワクチンの接種費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減並びに健康の保持及び推進を図ることを目的とするものです。  ちなみに町では、定期予防接種ワクチンに指定される1年前に50歳以上の者に接種費用の一部を助成する要綱を定め、いち早く対応した経緯があります。  そこで、この要綱に示されました対象者及び助成額の内容等につき、また予防接種事業実施要綱の国からの補助額の内容及び助成金の支給の流れなどについて、要旨の説明をお願いしたいと思います。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お疲れさまでございます。  ただいまのご質問でございます。  こちら資料つづりということでございますが、1ページ、2ページになります。  こちらにつきまして小海町帯状疱疹の予防接種事業実施要綱ということでございます。  こちらにつきましては、要綱の中身として、65歳以上の町民を主たる対象</p>

として帯状疱疹の予防接種を補助する事業ということでございます。これが今、議員さんもおっしゃられたとおり国で定めた定期接種ということで、補助事業でありまして、対象者は65歳以上の住民や免疫機能障害を持つ60歳以上の方々ということでございます。

接種にかかる自己負担額は、不活化ワクチンがお一人6,000円の負担でできると。また、生ワクチンについては2,000円の負担でできるということでございます。

補助回数といたしましては、不活化ワクチンにつきましては2回の接種が必要ですので、2回とも負担額が6,000円できるということでございます。生ワクチンにつきましては1回で済みますので、2,000円の個人負担ということになります。

また、これは今年の令和7年4月1日から定期接種となりましたので、65歳の方が対象というふうとうたってございますので、既に65歳以上の方への経過措置ということで、5歳刻みで100歳までの方が対象というような形で接種できるようになってございます。令和7年度については、100歳以上の方は全て対象ということになってございます。5歳刻みの年齢に到達した際には、定期接種を受けられるということになります。例としましては、66歳の方は、70歳になれば定期接種の対象になるということになります。

また、次の資料の3ページ、4ページに記されておりますのが、小海町の帯状疱疹の予防接種費用の助成交付要綱ということになります。こちらが令和6年度に定期接種前に町のほうで作りました要綱でございます。

帯状疱疹の予防接種を受ける町民に対して経済的な負担を軽減し、健康維持を促進することを目的としまして、この事業は、いわゆる先ほど申しましたものとは違いまして、任意で接種をする方への町の単独での助成事業ということでございます。

こちらにつきましては、対象者は50歳以上の町民でありまして、助成金の額につきましては、ワクチンが先ほど言いました2種類ございますが、不活化ワクチンは2回接種して上限1万までの補助、生ワクチンは1回接種で5,000円までの補助ということになります。

こちらは、接種後に領収証等の証明書を添付していただいて申請するというような形で町のほうで審査をしまして、助成金を皆様のほうへお出しするというような形になってございます。

助成の関係の中の財源というふうなご質問でございますが、こちら接種費

	<p>用というような形でいきますと、不活化ワクチンというのが今、定期接種の料金が約2万2,550円ほどということでございます。現状、今、定期接種では6,000円を払えば接種ができますよということでございます。この額、町の財政の状況や他の市町村との個人負担の状況を見まして設定してございます。</p> <p>今、町でもインフルエンザというものの予防接種はやっておりますが、インフルエンザについては接種が4,730円、それに対しての自己負担が1,000円というような形になりますし、コロナについても接種費用が1万7,000円ほどかかりますが、自己負担として4,000円払えば受けられるというような状況にはなっております。</p> <p>実際のところ、この補助についてですが、財源としては基本的には交付税措置というふうになってございますので、带状疱疹のワクチンにつきましても、ある程度の人口的な中で勘案しまして、人数等、多分計算の中で出ているとは思いますが、その中で接種費用、要するに2万2,500円の3割負担ということでございますので、残りにつきましては個人負担と町の一般財源というような形になってくると思われまます。</p> <p>これはインフルエンザ等も同じでございまして、交付税措置の中で3割負担という形になっているようです。</p> <p>また、コロナにつきましても、去年までは補助助成がありましたけれども、今年度につきましても、国のほうも財源がないというようなことなので、今のところは町の一般財源の持ち出しというような形になってございます。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>要求をしました資料及びいただいた要綱の趣旨説明を受けまして、3点ほど提言させていただきたいと思っております。</p> <p>まず1点目ですが、1年先んじて定めた要綱に定められた不活化ワクチンの助成額ですが、ワクチン接種費用が今、申されたように2回で4万4,000円弱ほどかかるところを、最高で1万円の助成額となっており、残金の3万4,000円が自己負担となっております。</p> <p>これに対して、5歳刻みの自己負担金は、1回分6,000円の負担金が2回で自己負担金額は1万2,000円で済むとなっております。</p> <p>この表にありますように、接種者を増やすためにも経済的負担の軽減を図り、後者、いわゆる先ほどの1万2,000円の負担ですね、後者と同額の補助とすることができないか伺いたいと思っております。</p>

	<p>ちなみに課長から申されましたように、インフルエンザは実質4,730円のところを1,000円、コロナワクチンは1万7,000円のところを4,000円という負担で済んでおります。これらを加味して今、私が申し上げたように後者と同額の補助となることが可能かどうかお伺いしたいと思います。</p>
<b>町民課長</b>	<p>現状、この任意接種のほうの要綱につきましては、定期接種になる前の要綱でございます。いずれ定期接種となったときにはというような形で作成してございます。</p> <p>町としましては、定期接種で負担のほうを軽減するという形を考えてございまして、任意接種のほうの1万円については、現状のままの金額というようなことで今現在は考えてございます。定期接種の年齢というところになったところで接種をしていただいて、補助の対象というような形でできればというふうに考えてございますので、またあと、先ほど申しましたように補助の中の財源というところも加味しながら、またあと、先ほども申しましたが、他町村というところの兼ね合いというところもありまして、同等ぐらいの金額という形で考えてございますので、今のところ任意接種のほうも現状の金額というところで考えてございますので、ご理解をお願いします。</p>
<b>3番議員</b>	<p>国の補助に先んじて、1年前にこの要綱を作られたということを考えますと、今現在、他町村の動向とか、1万円を堅持するとか、そういうことではなく、後ほどまた表についても質問させていただきますけれども、やはり事の重大さを考えれば、金額の負担が少なく、誰でも容易に接種できるというような方向でぜひ検討をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、2点目ですけれども、次に、資料提供をしていただきました接種状況によりますと、5歳刻みの対象者には、それぞれ個人通知がなされています。</p> <p>実施状況は、この表のとおり指定後、半年少々で対象年齢の約50%の町民の約3割が接種済みとあります。この数値は、私個人の見解としては、接種率は決して高くないと解します。</p> <p>さらには、町独自の50歳以上についてもこの表のとおりでありまして、一目瞭然で十分に周知及び認知されていない現状が垣間見えます。</p> <p>带状疱疹ワクチンが定期予防接種ワクチンに指定された背景には、日本人の9割が予備軍で、80歳までに3人に1人が発症すると言われ、発症がこの25年で70%増加しているとデータに裏打ちされたものだと思います。</p> <p>また、気になるデータとして、带状疱疹は水痘带状疱疹ウイルス、別名V</p>

	<p>Zウイルスにより抵抗力が落ちたときに発症すると言われております。帯状疱疹の怖さは帯状疱疹後神経痛と言われ、50歳以上で2割、80歳以上で3割が神経痛に悩むようです。</p> <p>また、6%の人が2回以上罹患するとも言われております。</p> <p>そして、2014年以降、ここが大事なんですけれども、40歳以下の人が4割罹患しているという現実があります。その要因として、小児の水ぼうそうワクチンの定期接種が行われ、親世代が水ぼうそうウイルスに触れる機会が減って、結果として免疫力が増殖するという効果が薄れてきたことが要因のようです。</p> <p>これらの現状を踏まえて、将来的には現行の50歳以上から、30代以上の町民の希望者にワクチン接種ができる仕組みを考慮していただきたいと思いますが、検討していただけるかどうかお伺いしたいと思います。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>実際に罹患率、そういうものが多いという状況ということでございます。実質のところ、国のほうからの通知という形の中では、再発という部分はあまり低いというような形でうたわれておりまして、いわゆる2回接種、不活化ワクチンの発症効果率が96.6%だというようなこと、また持続的にも約10年以上保たれるというようなことがうたわれてきておりますので、定期接種で十分かなというふうな形は考えてございます。</p> <p>また、今言われたように、低年齢化させていくというような話でございます。こちらにつきましては、町のほうとしましても情報収集、いわゆる県や国の情報等の収集をした中で、どのようなふうに移していかというのを見定めた中で、ワクチンの接種の年齢を下げる、その他どうするかということを検討していきたいというふうに考えてございます。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>ぜひ調査研究をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、3点目ですけれども、この示された一覧表のように接種者が思うように伸びておりません。国指定のワクチン接種については、最近、テレビでの広報がされております。</p> <p>また、65歳以上の対象者には個人通知がなされておりますが、そのはざまの町民には、町のホームページや公民館報等で周知されているとのことですので。</p> <p>この予防接種を広く知っていただくために、防災無線の定期的な周知や回覧、個人通知などの手段を駆使し、町民に広く知らしめる努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>ただいま申されたように予防接種等、定期接種、その他町民への周知とい</p>

	<p>うことでございます。</p> <p>やはり带状疱疹の定期接種が7年4月1日からということでございますので、その対象者につきましては、個別通知や予診票も併せて送らせていただいております。</p> <p>また、町民の皆さんにより情報を伝えるために今、申された広報やホームページ等でも、また幅広く周知はしておりますが、その部分で、まず足りない部分については、またいろいろな機会を通じて、また情報発信をしていくというようなふうを考えてございます。イベントその他でも、そういうものをできればというふうにも考えてございます。いずれ定期接種を中心とした予防接種の広報に努めてまいるということでございます。</p> <p>また、定期接種がなかなかされていないような場合でしたら、また必要に応じまして、再度勧奨の通知をそういう皆様方にまたお出しして、接種を呼びかけていくというようなことも方法として考えておりますので、また幅広く周知ができるように検討してまいります。</p>
<p><b>3番議員</b></p>	<p>ぜひ積極的な広報をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、その折には、発症したら72時間以内に受診をし、薬の投与をしないと、効果が薄れてしまうということがテレビでも強調されておりました。ぜひその点も強調してお知らせをしていただければと思います。</p> <p>それでは、最後に、合宿のまち小海への提言です。</p> <p>スポーツ合宿で地域の活性化に取り組んでいる事例として、菅平のラグビーはあまりにも有名ですが、全国では四国の徳島県がスポーツ合宿の勧めということで、野球、サッカー、バスケット、テニス、陸上など、県内各地に地域活性化の切り札として推奨をしております。</p> <p>また、近くでは、東御市が高所プールのGMOアスリートパーク湯の丸の屋内プール、陸上施設、屋内運動場、宿泊施設などを整備し、スポーツ選手の応援と地域活性化を目指しております。</p> <p>また、長野市の飯綱高原にサッカー場を新設して、Jリーグの新たな合宿地化を目指しているなどの事例がございます。</p> <p>そこで、過日開かれた鎰掛区の地区懇談会の席上でも発言がありましたが、今年の夏に松原の町営グラウンドで開催された女子高校生のソフトボール大会、八峰サマーカップと銘打って、埼玉、新潟、静岡、山梨などの県外及び県内の伊那などから15チームが参加し、3日間競技をしたようであります。選手はもちろん同行した保護者らから、更衣室、トイレの使い勝手のよさや3年計画で600万円かけて整備されたグラウンド状況も好評</p>

	<p>で、高原の爽やかさと相まって評判もよく、また町の八峰の湯の無料提供や飲料水の差し入れなどに感激し、継続した大会にしてほしいとの要望もあり、合宿についても前向きな話があったようです。</p> <p>また、今年初めて長野県大会が8月に開催され、8チームが参加し、盛大に競技が行われたようです。これらの実績からソフトボールの合宿の聖地としての下地は十分に具備していると思います。</p> <p>しかしながら、ここで問題点も露呈されました。といたしますのは、松原湖周辺にこれらの関係者を受け入れる宿泊施設が不足しているという点がございました。かつては、松原に存在したホテル、民宿などでラクロス、軟式野球などの合宿を受け入れた実績もあり、冬には中学のスケートクラブが合宿をしたり、大学のスケートクラブが合宿をしたりと通年での合宿の実績もありました。</p> <p>合宿のまち小海への一歩として、宿泊施設の確保に旧松原保育園の合宿所への改修や多少話は飛躍しますが、松原湖高原の貸別荘が利用度も高く好評だと聞きました。温泉施設の近辺に合宿にも対応できる宿泊施設を建設するなど、合宿のまちづくりによる地域活性化対策を講じていただけないかお伺いしたいと思います。</p>
<p><b>生涯学習 課 長</b></p>	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>おっしゃられるとおり、ソフトボールに関して去年、今年とかなりのチームが集まって盛大に行われているようでございます。スケートセンターですとか、総合グラウンドですとか、そういった町民の健康増進や交流の場として重要な役割を果たしているスポーツ施設、数多くございます。これらの施設を積極的に合宿の場として活用することにつきまして、地域の活性化、大きな効果をもたらすということを考えております。</p> <p>具体的に言いますと、地域経済の効果というのが上げられます。</p> <p>まず、宿泊施設、それから飲食店、コンビニやスーパーなど、そういったところへの経済効果というところで大いに期待されるところでございます。</p> <p>また、夏場の観光シーズンですとか、そういったところだけでなく、合宿を呼び込むことによりまして、地域に人を呼び込むというよい機会になるのではないかと考えております。</p> <p>それから、合宿を行ってもらうことによりまして、町の認知度が高まるということがあります。先ほどありましたようにサマーカップですとか、ソフトボールで来られた皆さん、こういった皆さんの口コミの情報、こうい</p>

	<p>ったもので町の情報が外に広がるということで、大いに発信をしていただいているところでございます。</p> <p>ほかにも参加者の皆さんが合宿だけでなく、特産品ですとか観光に触れてもらうことによりまして、そういった情報が広がって町の知名度が上がるといふところを期待しているところでございます。</p> <p>また、さらに合宿を通じまして、外部の皆さんと地域の住民の皆さんが交流をするということで、地域全体がスポーツの関心を高めてもらうことにより、大いに活性化するということを目指しているところでございます。</p> <p>申されますとおり、課題としては宿泊施設の不足等がございます。おっしゃられますとおりサマーカップですとか、8月に何校か合宿を張ってもらったわけですが、そういった中でも、かなり宿泊施設の確保に大変苦労したということをお聞きしております。</p> <p>また、先ほど冬のスケートというお話もありましたが、南佐久スケート協会のほうからも、スケート合宿をしたいよということで施設整備をお願いしますという要望も上げてもらっております。そういったものにつきましては、まずは既存の宿泊施設、これを最大限に活用するというのが大前提でありますけれども、おっしゃられますとおり休業している民宿ですとか施設、そういったものが数多くございます。こういったものを活用することによりまして、何とか確保できないかということで事業者の皆さんと現在協議を進めているところでございます。</p> <p>いずれにしましても、多くの皆さんに合宿地として選んでいただいて、お越しいただくということを検討してまいりたいということでお願いします。</p>
3番議員	<p>以上、3項目ほどにわたりまして一般質問させていただきました。職員の皆さんには、懇切丁寧な答弁ありがとうございました。</p> <p>以上で私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>以上で、第3番 菊池一巳議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第7番 黒澤 敦史 議員</u></b></p>	
議長	<p>次に第7番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。</p>
7番議員	<p>7番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。</p> <p>本年も残り僅かとなりました。来年の春先には、町長選が予定されており</p>

ますが、前回の議会一般質問において、黒澤町長からは次の4年間も町政を担っていきたいという表明がありました。町長には、これからの時代にふさわしい町の姿や住民が将来に希望を持てるような方向性をぜひとも示していただきたいと考えております。

私が本日の一般質問で取り上げるのは、まさにそのこれからの町の在り方を考える上で、避けては通れない町内各区最小のコミュニティーの持続可能性についてです。

人口減少と少子高齢化が進む中で、住民の暮らしの根幹を支え、またつながりの根幹である区をどのように維持し、どのように次の世代につないでいくか、今後の町政の方向性を大きく左右する最重要課題の一つであると私は考えています。人口が減少し高齢化が進んでいく中で、住民がまず目の当たりにするのは、暮らしの場となる各区の状態です。子供の数が少なくなった、子供の姿が少なくなった、空き家が目立つようになってきた、今までできていた行事がこの先は維持できなくなるかもしれない。こうした人口減少と少子化、高齢化の影響が真っ先に表れる場所が区であり、住民は日々の暮らしの中で、おのずとその影響を受けることになります。

私は、平素から人口減少や少子高齢化は政府が国の課題として本腰を入れて取り組むべきものであると考え、主張してきました。しかし、国の取組を待っている間にも、課題は確実に深刻化していきます。だからこそ、町としても足元の暮らしを支えるこの区についての対策を同時に進めていかなければならないと考えています。

今回の一般質問が今後の町政運営において、この問題をより一層重要な政策課題として捉えていただくきっかけとなるよう、前向きな議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、質問の前提となる地域運営の基盤である各区の役割とそれを維持していかなくてはならない理由について整理させていただきます。

人口減少と少子高齢化が急速に進行する中であって、各区は長年にわたり生活基盤の維持から文化の継承に至るまで、極めて多面的な役割を果たしてきました。具体的には、水路や農道、林道など小規模インフラの保全、環境美化、防災活動、住民の保健推進委員、さらには葬祭など住民相互の互助機能、神社などの祭礼や各種行事を通じた地域文化の維持発展など、役場だけでは担い切れない多くの役割を住民の協力と努力によって守り続けてきた歴史があります。

こうした区の活動は、地域の暮らしを支える基盤として機能し、地域社会

	<p>そのものを形づくる土台であるといつて過言ではありません。しかしながら、近年では担い手不足の進行により、これまで地区が行ってきた活動の持続可能性そのものが揺らぎ始めています。</p> <p>特に、作業や役務の負担が一部の方々に集中してしまう状況は、多くの区で顕在化しており、それが担い手の疲労や地域活動の縮小を招き、参加者が減ることで負担がさらに増えるという悪循環を生じさせつつあるように思います。</p> <p>また、当町は千曲川と国道が南北を貫くという特徴を持ち、山間部と国道沿線、農業地域、住宅地域、商業地域など、各区の成り立ちや歴史、文化的背景には大きな差異があります。山間部の区においては、農道や林道の維持、山林の管理、水路の保全といった作業が長く住民の手によって維持されてきましたが、人口減少と高齢化により、従来の形での継続が難しくなりつつあります。</p> <p>一方、比較的若い世代が多い区においても共働き世帯の増加や生活スタイルや意識の変化に伴い、区の活動へ参加する時間の確保が難しい、あるいは活動意義の共有がしにくいといった状況が見られます。</p> <p>このように区ごとに事情は大きく異なるものの、共通して従来どおりの運営が難しいという課題を抱えている点は、町として認識しておくべき重要な現実であると考えます。</p> <p>ここで伺いますが、これまで述べてきたような認識を私は持っていますが、町は区の持つ機能や役割をどのように捉え、またどのように定義しているのでしょうか。</p> <p>さらに、各区の現状を町として、どのような状態にあると評価しているかお聞かせください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>お疲れさまです。</p> <p>区の持つ機能や役割ということでございます。</p> <p>区の運営につきましては、住民にとって大変重要で行政とも密接な関係を持っております。</p> <p>大きく2つに分かれると思います。</p> <p>1つは、各地区による自主的な運営、お祭り、祝賀式、環境美化運動、草刈り、道普請など集落において決定して自主運営するものです。</p> <p>もう一つは、行政からの依頼によるものでありまして、行政情報の伝達、それから農業委員さんや民生児童委員さんなど役員さんの選出の依頼、また選挙の投票所の運営、行政関係の配布物の配布や回覧など様々な依頼に</p>

	<p>応えていただいております。</p> <p>大きく2つの活動、運営によって成り立つと思うんですけども、これによりまして各地区の代表の農業委員さん、それから民生児童委員さんをはじめ、各種の委員さん、団体が構成されまして、町の中で運営されているということでございます。</p> <p>また、行政のお知らせを全戸配布や回覧などによりまして、防災行政無線による行政情報の広報、そのほかもしておるといふ役割もあると思います。区の役割がないと、行政が機能しないほど重要性が高いものと認識しております。</p> <p>区の総体をまとめるものとして、区長会というものを年2回開催しております。春と秋でございます。このところで意見交換等もし、各地区、やはり山間部と中心部とでは課題が異なると思いますので、そのような意見交換も行っているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>7番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>区がないと行政が機能しないというほど大切なものだというお答えだったと思います。ありがとうございます。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、各区は長い年月をかけて地域の暮らしを支えてきました。その営みは、先人たちが積み上げてきた知恵と努力の結晶であり、今もなお大切に受け継がれてきています。</p> <p>一方で、人口構造や生活環境が大きく変わりつつある現在、これまでと全く同じ形で活動を続けていくことが難しくなっている区が増えていることも事実であります。この状況を前に、私たちには従来のやり方を急激に変えるということではなく、地域の現状に合わせて、少しずつ無理のない形へと整えていくという視点が必要であると思います。</p> <p>各区が担ってきた役割の意義を尊重しつつ、何が本当に大切な活動であり、どのような方法なら地域として無理なく続けられるのかを住民同士で丁寧に確かめ合っていくことが重要だと感じます。例えば行事や役務についても、廃止や縮小を前提に議論するのではなく、それぞれの目的を改めて整理し、方法や頻度を工夫することで負担を軽減するといった形が現実的ではないでしょうか。</p> <p>従来の形式を尊重しながらも省力化できる部分は少しずつ工夫し、住民の皆さんが参加しやすい体制へと移行していく、このような積み重ねが結果として区の持続可能性につながるものと考えます。</p>

	<p>具体的には、あくまでも一つの案というか例ですけれども、道普請やごみ拾いなども決められた日時に全員が一斉に集まって行うだけでなく、ある程度自由度を持ってエリアを分担し、各自が都合のつく時間帯に対応する仕組みへ変えていくことも一つのアイデアだと思います。参加しやすさを高め、負担を面として薄く広く分散させていくことができれば、活動の継続性は高まります。</p> <p>また、若い世代が多い地区でも、仕事や子育てとの両立の難しさから、地区活動へ参加しにくいという声があります。そこで、参加しやすい時間帯の見直し、役割の細分化など生活様式の変化に寄り添った工夫を進めることも有効だと思います。大きな制度変更を前提とするのではなく、身の丈に合った改善を一つ一つ積み重ねることで、長い目で見た地域の強さを取り戻すことにつながると考えます。</p> <p>さらに、あくまでも一例ですけれども、オンライン掲示板などでの回覧板や連絡網なども補助的手段ではありますが、住民の手間を減らし、情報共有を円滑にすることで一定の負担軽減に寄与します。</p> <p>私は、こうした少しずつの見直しを積み重ねていくことこそ、区を守り地域の暮らしを未来につなげていくために求められる姿勢であると思います。伝統や価値を大切にしながら、地域の実情に合わせて緩やかに形を変えていくといった緩やかな転換が、今の時代にふさわしい区運営の在り方ではないでしょうか。</p> <p>ここで質問ですが、以上申し上げた区運営の緩やかな見直しについて、町はどのようにお考えでしょうか。あわせて、町内で把握されている区の運営方法の工夫や変更の事例がありましたら、ぜひご紹介ください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>区が主体となる行事運営につきましては、区長さんはじめ、役員の皆さんで決定されていると思いますので、緩やかな転換、そういった工夫は区において行っていることと思います。</p> <p>行政で依頼している事項につきましては、ほぼ従前どおりで実施をしております。あまり目立った見直しや変更はございません。ただ昨年、令和6年度の後期区長会におきましては、区長さんから他の地区の区費ですとか、道普請、草刈りの回数、あとその他区民の交流事業、そういったことを知ることができれば参考になるというような意見が出されまして、各区長さんへのアンケートを実施した経緯があります。</p> <p>あわせて、後期区長会後の懇親会、12月実施の後、職員と区長さんとの懇親会があるわけですけれども、これについても回答をいただいたところで</p>

	<p>ございます。</p> <p>本年度、令和7年度の前期の区長会におきまして、各区の行事や区民作業の回数、区費などをまとめたものを資料としたところでございます。今月23日に区長会を予定しておるんですけども、その後期の区長会では、会議後に懇親会の代わりに区をグループ分け、幾つかに分かれていただいて、懇談会を開催して、そのまとめた資料に対しての情報交換ができるよう、そんな予定をしております。</p> <p>議員さん言われたとおり、区の負担軽減、それから持続可能な方法を考え、今の時代にふさわしい対応を模索していけるよう考慮していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>7番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>区長会というところで、区長さんたちとの情報交換が図られているということかと思えます。大変すばらしい取組じゃないでしょうか。</p> <p>現在、区の負担を軽減し持続可能な区運営へと移行するためには、町としての具体的な支援策が求められています。その中で、本町において長年実施されてきた集落支援事業は、地域を支える重要な制度です。</p> <p>これまで本事業は、各区の行事や活動、公民館など共有施設の維持、環境整備などを支え、地域の活力の維持に寄与してきました。しかしながら、制度の趣旨が地域活動全般の支援にある一方、現場で生じている担い手不足という根本課題に対して、どこまで効果的に作用しているかという点については、改めて検証が必要な時期に来ていると考えています。助成があって活動を続けられている地区がある一方で、担い手の減少によって事業を活用する余力そのものが落ちている地区もあるように思います。制度が実態に合う形で機能しているかどうか、状況を丁寧に点検していく必要があると思えます。</p> <p>また、各区は地理的条件、住民構成、歴史的背景が大きく異なります。にもかかわらず、制度が前例踏襲的に画一的なメニューで運用されている場合、区ごとのニーズを十分に反映し切れず、制度の効果が発揮されにくい側面があります。特に山間部の区では、道路維持や水路管理など特有の作業が求められますが、そうした負担実態に直接的に対応できているのか。現場の声を十分に拾い上げる必要があると考えます。</p> <p>一方で、若い世代の多い地域では、行事への参加意義が共有されにくい、活動時間を確保しにくいといった課題に対し、制度を活用して新たな参加</p>

	<p>の仕組みや役割分担の導入を模索することも可能であるはずですが。しかし、現状では、制度でできることとはこういうもので、ほとんど決まっているという認識が先行してしまい、柔軟な活用が十分に進んでいない側面もあると感じています。</p> <p>以上を踏まえると、集落支援事業を今後も有意義な制度として継続していくためには、支援内容の柔軟化、支援メニューの再整理、地区の状況に応じた選択制の導入、負担軽減や人材確保につながる新しい使い方の検討など、制度そのものを現代の課題に合わせて再構築していく必要があると考えます。</p> <p>そこで伺いますが、町は私たち議会に対して、毎年実績をご報告いただいているかと思いますが、その活用内容について、私が述べてきたような検証や分析を行っていますでしょうか。</p> <p>また、実績の報告を通じて町が感じている課題や所感がありましたら、お聞かせください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>集落支援事業に関する検証、分析というご質問でございます。</p> <p>集落支援事業につきましては、各区から提出される事業計画や実績報告の状況から幾つかの傾向は把握しております。</p> <p>近年では、各区において新規性のある取組、そういったものは難しくなっておりまして、区として実施する事業がないというような声も伺っております。そのため、かつて多かった共同作業や地域の活性化を目的とした事業に比べ、現在は公民館の照明、エアコンの設置、部屋の改修といった軽微な施設の修繕、備品購入等の割合が増加してきているのが状況にあります。</p> <p>また、舗装の補修、水路改修といった従来型の整備事業につきましても、資材費や人件費の高騰により、事業費は上限100万円ですけれども、それでは対応し切れないという案件が増えていることも課題として認識しております。</p> <p>長期的には、要綱の改正も行ってまいりました。Aランク、Bランクというふうに分かれているんですけども、Aランクは工事や修繕事業、Bランクは公民館の備品等の購入です。</p> <p>これまでAランクでは、区民との共同作業ということで、道路の支障木の伐採でも区民の皆さんが出ていただいて、伐採した枝の積み込み作業を区民が行ったり、道路の砕石の敷きならしの工事に対して、区民がならず作業を行うなど、必ず区民が出るということを写真等で確認していた、そう</p>

	<p>いう時期がございました。</p> <p>これに対して、やはり工事現場に区民が参加すると危険が伴う、かえって作業時間が長引く、そんなような意見も出されまして、現在では業者さんが全工程を実施しても、区民に実施したことを周知すれば、それが対象になるというような制度改正を行いました。</p> <p>今後につきましても、事業の目的や効果が発揮されるよう、見直しの声をよくお聞きしまして、地区担当職員を通じまして意見集約をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>新規性がなくて、地域活性化に資するような使い方がちょっと少なくなってきたということかと思えます。申し上げてきたとおり、集落支援事業は検証すべき時期を迎えていると思えます。せっかくのよい制度を生かすも殺すも町の姿勢であるとも思えます。ぜひとも制度の有効性を高めていくため、これまでの検証と支援内容の再検討に取り組んでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、役場職員による地区担当制についてお伺いします。</p> <p>地区担当制は、各区との連携強化、現場の課題把握、きめ細やかな行政支援を目的として設けられている制度であり、町と地域をつなぐ重要な仕組みであると認識しています。</p> <p>しかしながら、現行の地区担当制が地域の実情や課題を十分に把握し、それに基づく支援につながっているかという点については、改めて検証する必要があるように思えます。担い手不足が深刻化する中で、区長や役員の役割が増加しているにもかかわらず、その状況が担当職員に十分に伝わっていない、あるいは職員の通常業務が多忙で現場に足を運ぶ時間が限られているといった課題があるように思われます。</p> <p>私は地区担当制は、単なる情報の伝達役にとどまらず、地域活動の合理化や負担軽減に向けた助言や支援を行うなど、より積極的な役割が求められる時代に来ているのではないかと考えています。例えば、集落支援事業に係る書類や回覧の簡素化、防災訓練の標準化、行事運営の工夫、人材確保に向けた情報提供など、担当職員が区運営の伴走者として機能することで、住民の負担を軽減することも可能になるはずです。</p> <p>こうした地区担当制の機能強化については、行政職員が地域に寄り添う仕組みを制度化している他地域の例も参考になりますが、新潟県十日町市で</p>

	<p>は、行政職員が地域自治組織の会議に参加し、事務局的な調整や事業計画への助言、必要な書類整備の支援を担っているとのこと。あわせて、職員が地区の会議や行事に出向くことで、住民の小さな困り事や潜在的な課題を早期に把握し、庁内で共有して対応につなげる仕組みが機能しています。</p> <p>さらに、交流事業や世代間の支え合い、防災と福祉の連携といったソフト事業についても、職員が企画段階から地域とともに考え、実行を伴走する体制が整えられており、地域主体の活動が継続的に生まれる基盤となっているとのこと。</p> <p>私は、こうした十日町市の取組は当町の地区担当制を考える上でも、大いに参考になると感じています。当町でも、担当職員が単に連絡調整を行うだけでなく、地区活動の負担軽減につながる改善策の提案、地域の将来像や課題を共有する場づくり、小規模な交流事業等、ソフト面での支援、課題の早期発掘等、庁内へのフィードバックなど、行政職員だからこそ担える役割を無理のない範囲で少しずつ広げていくことが重要だと考えています。もちろん職員には地区担当以外の業務があり、これらをそのまま業務量の増として求めることはできません。</p> <p>したがって、職員に過度な負担とならないよう配慮しながら、地区担当制を地域支援の実効性ある制度としていくためには、担当職員のスキルアップや研修の充実、担当区域の適正化、区との定期協議の場の確保、庁内での情報共有体制の強化、住民の声や課題の記録、蓄積、分析の仕組みづくりなど、組織として支える体制整備を段階的に進めていく必要があると思います。</p> <p>以上を踏まえお伺いしますが、当町として現行の地区担当制にどのような課題認識をお持ちなのか。また、私が述べたような機能強化の方向性について、町のご見解を聞かせてください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>地区担当制度につきましては、職員を各集落、7ブロックに分けまして、総括として管理職を充て、地区担当係長に係長職の職員、地区担当委員にその他の職員を割り振りをしておるところでございます。</p> <p>近年は、地元出身でない職員も増えておりまして、地域の慣習、それから人間関係を理解するまでに一定の時間を要する場合があることも課題ということでございます。</p> <p>また、担当する職員の異動によりまして、地域との関係構築に時間を要するという場合がある、そんな課題もございます。</p>

	<p>また、区の役員構成も2年ごとに変わられるという実情がありますので、情報共有や支援の継続性を確保する、そういうことがなかなかできにくい課題というふうに認識をしております。</p> <p>いずれにしましても、議員さんおっしゃるように地区担当の職員が地区運営の伴走者となる、そして活動する、そうすれば機能強化になるというふうに考えられますので、これまで以上に区長さんや役員の皆さんと連絡を密にして、要望の把握と課題の解決に向けて、真摯に取り組んでいくよう職員に徹底していきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>大変難しい課題かとは思いますが、ぜひよろしくお願いします。</p> <p>地区担当制がよりよい、より効果的に区運営の支援となるようご検討いただければと思います。</p> <p>最後に、これらの課題を踏まえ、今後の地域運営の方向性について提案を申し上げたいと思います。</p> <p>人口減少と高齢化の中において、各区が抱える様々な課題は、もはや地域任せでは解決できない問題であることは明らかとなっています。区、住民、そして町がそれぞれの強みと役割を明確化し、できることとできないことを共有した上で、地域運営の再設計を行っていくことが必要だと思えます。</p> <p>区の役割の整理と軽量化、集落支援事業の柔軟化と支援強化、地区担当制の再構築など、複数の施策を組み合わせることで、当町の地域運営は持続可能なものへと変わっていきます。地域運営は、人頼みから仕組みで支える地域運営へと移行していく必要があります、住民が無理なく参加でき、行政が適切に支援し、地域の未来を共に支えていく体制こそが人口減少局面における持続可能なまちづくりの基盤になると思えます。</p> <p>仕組み、制度の面でご提案を今、申し上げたところですが、その前にいま一度立ち止まって考えなければならないのが、どういった社会、地域、区を目指すのかという根本的な思想や理念ではないでしょうか。</p> <p>少し話は変わりますが、先日、11月23日日曜日に第33回人権を考える町民の集いに参加し、子供の居場所事業に取り組まれている幸重忠孝さんの講演を拝聴しました。滋賀県大津市からお越しいただき、大変すばらしいお話で、最後のほうは、私は涙が出るのをこらえながら聞いておりました。講演では、相対的貧困家庭の増加、家庭、学校での人間関係に悩み、生き</p>

	<p>づらさを抱える子供たちが増えている現状を改めて学ぶことができました。少子化にもかかわらず、子供たちが自ら命を絶ってしまう件数が増えているという厳しい現実が、その深刻さを物語っています。</p> <p>講演の内容、詳細については、ここでは省略いたしますが、講演の中で最後に強調されていたのは、子供たちにとっての心のよりどころとなるのは、地域のつながりや豊かな人間関係であるという点でした。本来であれば、最後のとりでとなるはずの家族、家庭に頼れない子供たちが周囲の大人に助けを求められるかどうか、これは公的施設の整備や多額の資金が必要な、そういった取組以前に、住民一人一人が心の通った関係性を地域に築けるかどうかにかかっているという、そういった強いメッセージに心を打たれました。私たちが本来目指す次の世代へ引き継ぐべき社会、地域、区の姿は、まさにこの点にあるのではないかと強く感じます。</p> <p>どうすればそのような関係が築けるのかは簡単な課題ではありません。私も明確な道筋を容易に提示できるものではありません。しかし、まず目指す理想がなければ、その方向へ歩み始めることすらできません。地域住民の福祉を担う町として、行政がどのような理想像を描くのか。町長と役場職員が一体となって、その理念について議論を深めることが必要ではないかと感じています。</p> <p>最後に質問ですが、先日の講演を町長も聞いておられたかと思います。町長は、地域のあるべき姿、あるべき地域住民の関係性をどのように思い描いておられるか、お考えを聞かせてください。</p>
町長	<p>黒澤議員のおっしゃること、縷々大変区の大切さから始まって、ただいまのまとめで幸重忠孝先生の講演のお話に至ったわけですけれども、私もそのお話を聞きまして、本当に心にしみた、胸に突き刺さるものがあったというふうに感じました。</p> <p>その中で、まず私どもが一番心の基本にしなきゃいけないもの、子供に頼られるということだというふうに思います。先生のお話を聞いた中で非常に印象に残ったのが、今、多感な子供たちは叱られると、次に叱られないように自分が悪いんだということを簡単に認めていくことで、どんどん疲弊していってしまうと。何を言っているんだよ、俺は悪くないよというような心がだんだんなくなっていってしまうということが一番私は問題ではないかというふうに思いました。</p> <p>こうした現象はどうして起こるかということは、我々の日常生活の中でもはっきり表れるのは、これはコミュニケーションの差ではないかというふ</p>

	<p>うに思います。日頃から、この触れ合う気持ち、場等々がたくさんあれば、こういった事態にはならないのではないかというふうに感じました。親御さんが貧困で、さらに時間がなくてというような形の中で、そういう事態は起こりやすく、そしてそうしたお子さんができやすくなってしまいうことではないかというふうに思いました。</p> <p>そこで、何が、じゃ、大切か。行政の力が必要ではないかというふうに思いました。誰が助けてくれるといっても、相談するところは行政以外にないと思います。こういったところの配慮、これからお子さんを育てていく家庭に、子育てのまちらしい行政を進めることは私の使命でございます。そういったものを踏まえた中、開かれた行政、どんな相談でも受ける、役場へ行けば何とかなるという気持ちを持っていただく、という気持ちを町民の皆さんが心の底から持っていただくということが実際大切ではないかというふうに思います。</p> <p>私は、職員の皆さんにお願いしているのは、とにかく町民の皆様の話、意見を聞いてくれと、聞く耳を持ってくださいということでございます。聞いて対話することによって、こういったものはだんだん緩和できるのではないかという理想を持っております。この町を進めていくに当たりまして、やはり基本、もともとの大切なこと、やはりそれぞれのコミュニケーションではないかというふうに思っております。そういうものを大切に行政のほうも進めていくというつもりでございます。よろしく願います。</p>
7 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうですね、大変私も共感できる今、町長の考え方だと思います。コミュニケーションが大事だということでした。今の時代、なかなか家族の形態、核家族化が進んでいて、3 世代が同じ家に暮らすということも少なくなってきましたし、昔ほど地域のつながりも少なくなってきました。それが、まさにそういった現象に表れているんじゃないかなというふうに私は思います。</p> <p>そのコミュニケーションを家族であり、地域の中でどうやって増やすことができるのか、それはなかなか本当に難しい話で、大変簡単にはいかないことですが、今、町長は本当にコミュニケーションが大事だということでおっしゃっておられますので、ぜひそれをどうしたら本当に現実世界に落とし込めるのかというのをぜひ町民、そして役場の中で、町長がリーダーシップを発揮していただいて、みんなでそれを話すということが大</p>

	<p>切なのかなというふうに本当に大ざっぱな話になってしまいますが、まずはそこにみんなが気づくことが大事じゃないかなというふうに私も感じました。</p> <p>町におかれましては、今回の議論を一つのきっかけとして、区の持続可能性というテーマにより積極的に取り組まれるよう期待しております。</p> <p>以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で、第7番 黒澤敦史議員の質問を終わります。</p> <p>これより2時30分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時20分)</p>
<h2><u>第5番 渡邊 晃子 議員</u></h2>	
議長	<p style="text-align: right;">(ときに14時30分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>第5番、渡邊晃子です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、一般質問に入る前に、12月8日ということで少しお時間を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>84年前の今日、日本が真珠湾やマレー半島などを攻撃し、領土拡張と権益拡大を生命線、存立危機、存立危機だと思えます。自衛と正当化し、侵略戦争をアジア太平洋地域に拡大し始めた日が84年前の今日であります。</p> <p>戦後80年、侵略戦争の事実に向き合い反省するどころか、高市首相は、従来の政府説明を踏み越え、中国と名指しして戦争することがあり得ると国会の場で公言をしました。大きな外交的失態です。</p> <p>台湾有事で日本の安全が脅かされる危機があるのは、日米軍事同盟と安保法制によってアメリカの戦争に組み込まれるためです。</p> <p>明治大学の山田朗教授、日本近現代史のお言葉を借ります。基本的に外交と軍事の関係は、外交によって枠組みがつくられ、その中でのみ軍事という手段は取られ得るものです。軍事力で状況を変えようとしても、緊張を高めるだけですと述べられています。</p> <p>さらに、戦前になぞらえて、現在進んでいる南西諸島への部隊増強とは、引火しやすいところに可燃物をたくさん置いているようなものです。軍事力増強で影響力を高めるという考えは非常に危うい。日本は平和憲法という独自性を生かして、国際協調のために影響力を発揮することが必要では</p>

	<p>ないでしょうかとおっしゃられています。そのとおりだと思います。</p> <p>今、本当に暮らしが苦しいこのときに、軍事予算ばかり、アメリカが言うなりに増やし続けている現状、私、今回も子育てについてやらせていただきますけれども、日本の教育関係費約5.5兆円、一方で防衛関係費が8.7兆円とも大きくなりました。教育への公的支出は、対GDP比3.0%、OECDの平均は4.3%です。こういった逆立ちと言える政治を改めさせるためにも、私たち、この場にいる皆、町民の皆さんの暮らし、福祉を守るために今もこうして一般質問で議論しているわけですが、私は微力ながら、地方議員の一人として、さらに頑張らねばならないと心新たにしているところです。</p> <p>お時間ありがとうございました。</p> <p>では、一般質問に入らせていただきます。</p> <p>まず、1つ目、保育環境の充実についてです。</p> <p>1つ目、保育所の入所状況について、資料も提出をいただきました。来年度分申請も5日の金曜日までだったかと思うんですけども、それも併せてちょっとお願いしたいと思います。</p>
<p><b>こども課長</b></p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>入所状況というところで、現在、7年の11月1日現在の入所児童数につきまして、全体で92名で、待機児童はございません。</p> <p>年齢別に対しまして、ゼロ歳児が8名、1歳児9名、2歳児14名、未満児合計で31名、それから以上児にいきまして、年少19名、年中22名、年長が20名という状況になってございます。</p> <p>現在、園のほうでは、ICT化に伴いましてコドモンのアプリを利用して、今まで電話連絡等だった出欠席の連絡など、アプリ内で確認ができるようになったことをはじめ、連絡帳ノートで行ってございました家庭の様子、園の様子等が画像つきで共有できております。また、保育園バスの毎日の利用状況も把握できたりしております。</p> <p>まだまだこのアプリ内にはたくさんのアイテムがございまして、毎年少しずつ利用できるものを増やして幅広い利用を進めていきたいと思っております。</p> <p>それから、資料のほうの41ページですか、直近の3年の入所状況というところで、一番左が今年度、7年度、それから右へ行きまして6年度、5年度という状態で、一番下の欄に園児数、それぞれ入っております、括弧内が加配が必要な園児というところで、毎年同じぐらいの人数、加配等が</p>

	<p>必要になっているという状況になります。</p> <p>それから、その横の欄につきましては、職員体制というところで、正規の職員、それから会計年度の職員という形で職員数のほうも入っております。</p> <p>それから、現在、8年度の入所状況というので、まだ正式な数まではいかないんですけれども、現状のいる園児の更新、それから来年度新しく入ってくる園児、それぞれまだ正式な数等はまだ出てはいないんですけれども、おおよそ同じぐらい、90名弱という人数で募集のほうをしております。以上です。</p>
5番議員	<p>ご説明いただきました。</p> <p>5日までの申込みの、今ご説明いただいたんですけれども、未満児さんが大体どれくらいという数字はわかりますか。</p>
こども課長	<p>未満につきましては、10名ほどが出てきております。</p> <p>新規の方が。</p>
5番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>未満さんもそれだけいらっしゃる。7年度、今に関しては、ひよこさん、一番ゼロ歳児さんが多いなというのがすごくよく分かると思います。</p> <p>今年度から在宅育児支援事業が始まりました。この間の補正でも大幅に補正がつけられて、長期振興計画、今度、全協でも協議しますけれども、来年度以降も1年40人にもなっています。ちょっとそういう影響は、未満児さんの申請にあるかなと思って出してもいただいたんですけれども、その辺はどう捉えていらっしゃいますか。</p>
こども課長	<p>在宅育児の支援事業という部分ですけれども、現在42名、世帯にしますと35世帯で、2人の申請が出ているという世帯が7世帯という形で、一応、現状が42名というところなんですけれども、来年度の入所について影響がというところにつきましては、特段、その辺の話は来ておりませんし、入所を予定する方につきましては、事前に相談があったりという形で来ておりますので、これとの兼ね合いの影響というものはないかなと思います。</p>
5番議員	<p>在宅育児支援事業、影響はないというご見解でした。待機児もなし、ゼロということでした。</p> <p>いろいろ資料出していただいたんですけれども、すみません、全部を全部使おうと思っっているわけではないんですけれども、申し訳ないですが、出していただいた子ども・子育て支援計画の中、資料でいうと12ページですが、保育士等を確保し、職員体制を充実させ、待機児ゼロを目指します。</p>

	<p>目指しますとあるので、いるのかなという印象もちょっと持ちちゃうんですが、ゼロということですのでよろしいですね。分かりました。</p> <p>今、在宅育児支援事業の影響はないというご見解だったんですけども、私、いろんなお母さん方とも話していきまして、実際のところ、預けるなど言われている気がするという声が複数聞かれています。待機児ゼロということなんですけれども、隠れ待機児がこの裏にはやはりあるのではないかと、いろんな方とお話をしているところなんです。なので、以前も委員会のほうから要望しましたが、そういうことはない、皆さん、きちんと受け入れますよという強いメッセージをさらに出していただきたい。</p> <p>そこから関連しますけれども、②番、入所基準等の見直しをとるところになります。資料、小海町保育所入所措置基準運用方針というものを提出していただきました。</p> <p>入所をこれに沿ってやられているかと思うんですけども、次の43ページなんですけど、具体的に、④母の出産等というところがあります。お母さんが、上の子を預けていて、お母さんが出産のとき預ける場合、出産前2か月と後3か月というふうにあります。その後は未満児さんの場合、お母さん、下の子を産んで3か月たったなら退園しなければならないと現行になっているのかと思いますけれども、そのあたりは実際のところどうなのか、いわゆる育休退園というものなんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p><b>こども課長</b></p>	<p>この部分につきましては、実際に育休という形で、生まれる間は保育園のほうでお預かりをして、実際に育休に今度入っていくよという部分については、園のほうを1回お休みするという状態です。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>申し訳ありません。私からお答え申し上げます。</p> <p>母親が産前産後休暇中、これにつきましては、当然保育園で保育をします。そして、それが終わりますと育児休暇に入りますと、意味合いは、母親が育児ができるという捉え方をされがちでございますが、実際問題としまして、生後8週間後ですから、2か月とかの子どもさんが自宅にいます。そして保育園児、2歳、3歳の子が、上の子が自宅にいますと、そういうことを想定しますと、小さい子どもさんは夜泣きもして、夜も親御さんは眠れない。そして昼間休もうと思っても、上の子がいますとなかなか休むわけにはいかない。そういう状況の中で、小海町の教育・保育給付の認定に関する条例、この条例がございまして、いろいろとお預かりをする項目はあるんですが、最終的には町長が認める者をお預かりをしますという項目がご</p>

	<p>ざいます。現場には、私から今の説明を何度となくしております。</p> <p>もし議員さん、おっしゃられるような事実がどこかにあるとしたら、また改めて情報提供、こういうことをお願いしたいとお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	<p>今、教育長から説明あったんですけれども、出していただいた子ども・子育て支援計画をつくる时候にも、親御さんからも子どもからもアンケートを取って、そのアンケートの自由記載のところにも、やはりそういう実態があるように書かれているんですね。これはどういうことかと。</p> <p>もし見てもらえるといたうんだしたら、この条例の中も変えるべきだと思いますし、もっとしっかりと退園してもらわなくていいよっていうふうなメッセージを伝えていただかないと駄目だと思います。</p> <p>佐久市の場合、はっきりと去年の4月から、この育休退園というものをやめるといって広報もしっかりされていますので、町長、そのあたりどうなんでしょう、これ。お分かりですかというか、今のご説明の中で、やはりお母さん、2人目産んだ後、退園しなければならないって事実があるんですが、しなくていいと考えていいんですか。</p>
町 長	<p>現場での不都合等々あれば、これは改善していくという方向ではないかというふうに思います。</p> <p>私の手元にはっきりした資料がございませんので、私の私見でございますので、そういった不具合があれば改善していくということをしてしたいと思います。</p>
5 番議員	<p>しっかりと制度としてお願いしたいと思います。</p> <p>私、入所基準等の見直しをということでこういうことを言っているんですけれども、あとちょっとこれ、病人の看護等というところで、居宅内看護とか居宅同居とかいう規定があるんですけれども、同居じゃないと駄目なのかという疑問があります。同居だけじゃない、ご近所にじじ、ばばがいたりとか、もしくは町外にいる場合も必ずあると思うので、そういう場合は受け入れていないのか。これ、この条例をみる限り、受け入れていないと取れてしまうんですけれども、そのあたりの確認もお願いしたいです。</p>
こども課 長	<p>先ほどは失礼しました。</p> <p>この介護のものにつきましても、現状、あまりこういったケースはないんですけれども、相談等をいただいて、園のほうにお受けしているという状態です。現状、受け入れております。</p>
5 番議員	<p>現状、受け入れているということでした。</p>

	<p>であれば、やっぱりこれ条例、条例じゃない方針ですか、運用方針とはいえ、ちょっとこういうものはしっかり出ているので、この中身もぜひ変えるべきではないかと思います。</p> <p>それから、土曜保育の利用についてもお願いしたいと思います。</p> <p>土曜保育利用については、大きくご両親どちらかのお仕事がお休みの場合はご遠慮くださいと、もうすごい強調して書いてあるんですけども、実例で3人お子さんを育てている、お母さんはお仕事、お父さんは休みだと。3人を1人で見るとすごい酷だと思うんですけども、どうしてもこれは無理なんじゃないでしょうか。その無理の理由もお聞かせいただきたいと思います。</p>
こども課長	<p>事前にこの申込みをいただけるというところで、話は当然、保育士のほうとさせていただいて、その辺の詳細のところというのも話はさせていただいてお受けしていくという状態で、ただ、これが出てきて、はい、受けます、駄目ですとかという判断はしませんので、必ずそこでお話をさせていただいて、どんな状態かという状態でお受けしていくという状態でやっております。</p>
5番議員	<p>残念ながら、やっぱり土曜保育についてもすごく厳しいと、すごく言われるというふうな、これ、苦情になってしまうのかなと思うんですけども、残念ながらそういう実態があると。ちょっとその辺はもう③番につながりますけれども、こども誰でも通園制度というふうに国も言ってきている中でいかななものかと思います。</p> <p>先生の人員不足というのは、先生方ともお話しさせていただいて、一番の悩みというのもお伺いしているんですけども、ちょっと時代に即してどうかなというふうに、柔軟にやっていただきたいと思います。その辺、ご検討いかがでしょうか。</p>
こども課長	<p>当然、それぞれ事情があるわけですから、そういった話は必ず聞いた上、それからお受けするという方向で現状は進めていくと。</p> <p>それで、今のこの制度の関係ですけれども、整備をしていこうと、直していくという方向で進めてまいりますので、お願いいたします。</p>
5番議員	<p>ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>今ちょっとおっしゃいましたけれども、③番、こども誰でも通園制度というものが始まっていると。保育所に通っていないゼロ歳6か月から未滿3歳児未滿までの児童を預かれるということで、今年の6月末時点で115自治体、今年度末までに254自治体ですかね、やる見込みだということで、小</p>

	<p>海でも始まっていくということなんですけれども、これ、この制度自体もちょっといろいろ問題があるかと、乳幼児と事前の面談なしに保育士資格のない人が見ることが可能だったり、そういう問題も私はあると思いながらも、もう始まっているというところで、小海がこれを制度をやるということに関して、今までの話からもつながりますけれども、どのように対応していくのか、ちょっとお聞かせください。</p>
こども課長	<p>こども誰でも通園制度につきましては、国が令和7年度に試行、それから令和8年度から本格実施に向け進めているものでありまして、生後6か月以降のお子様から保育施設を一時的に利用できる仕組みでありまして、小海町としましても、条例整備をはじめ、利用希望者数の想定であったり、受入れに必要な保育士の配置、それから運営面でも課題等、いろいろあるかなと思ひまして、現在、南佐久の町村で連携しながら進めております。</p> <p>3月の議会におきまして、条例等、提案させていただけたらなと思ひますので、今、いろんな受入れの体制、週何回にするとか、どのぐらい受けるとか、そういう詳細、近隣の町村と併せながら、今進めている最中ということをお願いいたします。</p>
5番議員	<p>分かりました。</p> <p>それで、いずれいろんなお子さんを受け入れていくという方針の下、動いているわけで、④番に行きますけれども、相談体制の充実をということですので。ちょっとこれは保育園だけの話ではなくて、今後、こども家庭センターができる中での話にもなるんですけれども、まず、保育園が今どうなっているか、相談体制、現状を確認させていただきたいと思ひます。</p>
こども課長	<p>保育園のほうの現状というところなんですけれども、臨床心理士の金子先生、軽井沢学園のスマイルというところから毎月1回来園いただいております、ちょっと気になる子ども、それから集団の中の様子を見てもらったりして、その子を見ていただいているという状態。それから、その他保護者、それから保育士等の悩みなどにも相談に乗っていただいているという状況です。</p>
5番議員	<p>これ、去年から来ていただいているということによろしいでしょうか。</p> <p>去年からということで、ちょっと前後してしまうんですけれども、民生文教委員会で、今、子育てについて研究調査させていただいて、今日の質問は私個人としてのということをご理解いただいて、私個人の見解と意見を述べさせていただくということをまず言わなきゃいけなかったんで</p>

	<p>すけれども、すみません、今頃になりましたが、その中で、この間、佐久穂町さんにも行かせていただきました。佐久穂町さんには、職員の皆さん、課長方も行かれたかと思えますけれども、やはり相談体制の充実というのがもうすばらしいなと思ってお聞きしました。なかなか佐久穂町さんは、十何年前からこのオンリーワン支援事業、配慮を要する児童について関係機関で情報共有、個別支援を実施と、もう一つ心育ち相談というのもやられていると。</p> <p>オンリーワンについては、年、合計4回と、東信教育事務所の先生、特別支援教育推進委員という方だったり、小諸養護の先生、教育コーディネーターの方がいらっしゃっていると。その子について見ていく、さらに就学支援にもつなげていくということで、小学校の教頭先生もいらっしゃるし、もちろん中間教室の先生も1日見て、さらに佐久穂町さん、保健師さんが地区ごとに決まっているということで、そういう方も交えて、本当にたくさんの結構な人数が保育園に集まって、そういうふうな1人の子をしっかりと見ていくという体制を取っておられると。なかなかずっといろいろな人間関係だとかでつながってきて、佐久穂町さんはこの事業が成り立っていると思うんですけれども、やはりこういうことが、先ほど園児の数も出していただいたところに、もう各学年に加配必要な子がいらっしゃるところで、金子先生が去年からようやくいらっしゃっていただいて本当にありがたいなど、先生も本当に精神的なところでも助かっているというお話でしたけれども、さらにこのあたりを充実を、佐久穂さんからもよくお話聞いてやっていただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。今で十分とお思いか、もっとと思うか、ちょっと現場からお願いします。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>佐久穂町さんのオンリーワン支援事業、これにつきましては、10年ほど前からやられているという状況のようでございます。</p> <p>私どもも7年の4月からこども課としました。そして、今まで学校へ就学する寸前というか、年長の段階で就学支援、そういうことの判定だとかピックアップだとか、そういうことでありましたが、本年から5歳、年中から1個下げて見ていきましょう、そういう流れに変わってきております。そして、今後は、また後で不登校とか、そういう部分で答弁もさせていただきますが、その部分が一番大切である、そんなことを思っておりますから、あゆみ園の在り方、そして保育園の相談体制、そういうことをしっかりと構築していきたい、そんなことを考えております。</p>

	以上でございます。
5番議員	<p>お願いします。</p> <p>じゃ、ちょっと先に2番に、児童館に行かせていただきます。相談支援体制についてはまた後で触れさせていただきたいと思いますので、児童館について、改修がいよいよ始まりました。人員配置はということで、今回の議会、小海町職員定数条例の一部を改正する条例というものも出ておりますけれども、職員定数というか、児童館、広がっていく中で、人員配置はどうかというのはい前からもお聞きしていますが、改めてちょっとどうお考えか、お願いします。</p>
こども課長	<p>児童館の人員配置につきましては、放課後児童支援員を配置して、国の基準、それから利用状況等を踏まえながら、適正な体制になるように運営していきたい。</p> <p>それから、今後も利用者数や事業内容に応じて必要な見直しを行ってまいりまして、現在は常勤の放課後児童支援員3名、正規職員2名と会計年度任用職員が1名、それから代替職員が3名配置しまして、夕方にはシルバー人材センターより1名派遣をしていただいているという状態です。それから開館時間や事業に応じて職員等の出勤等を行っているという状態です。</p> <p>それから、未就園児親子の利用増加、それから放課後の利用者数増等によりまして、職員の業務量も増加している状況もあるということで、安全な運営環境の確保やきめ細かな支援を行う上で、適切な人員配置の維持をすることが重要だと考えます。</p> <p>現在、3人のところなんですけれども、児童館の増築工事後には、現在の人員から増員をし、利用状況、それから職員の負担、事業内容など、総合的に見ながら必要に応じて配置、それから勤務時間等の調整を行って、体制の見直しも検討したいと思います。</p> <p>それから、特に児童の安全管理、遊びの見守りが重要であることから、利用者数が多い時間帯、支援体制強化を視野に人員を増やしていきたいと。</p> <p>それから、先ほども申し上げましたが、こども家庭センター立ち上げによりまして、児童手当など、児童館で行っていた一般業務をこども家庭センターのほうに移管するなど、町民の皆様の利便性の向上、それから適切な児童館運営を行ってまいりたいと思います。</p>
5番議員	<p>来年度から増員、体制を見直して人員を増やしていきたい、利便性の向上ということでお話がありましたので、これはしっかりとやっていただきました</p>

	<p>いと思います。</p> <p>ちょっと時間があれなので、飛ばしてしまってすみませんが、次に、その人員のことで②番目、結婚推進について移らせていただきたいと。</p> <p>これ、今後も児童館が窓口なのかと、この条例改正の提出理由として、業務量の増加やサービスの向上に伴いということもありますけれども、児童館については明らかに業務量が増加すると。子どもたちが遊びに来る場所で、やはり結婚相談というのはいかがなものなのかと、まずその点について、今後も児童館が窓口になるのでしょうか。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>この結婚推進、結婚相談、このご質問につきましては、令和6年の第2回の定例会でも同じようなご質問をいただきました。そして、そのときは長野市の例を挙げられて、所管替えをしたが、小海はどう考えているかなというような内容のご質問でございます。</p> <p>その時点で、過去には社会福祉協議会で担当をしたこともある。そしてもう一つは、結婚イコール出産ではない、そういうことも背景にあるという中で、事務の分担の見直しをさせていただきたいという答弁をさせていただいた記憶がございます。</p> <p>そういう中でありますが、現在、まだどこが担当するか、検討に至っていても答えは出ていないということでもあります。</p> <p>今後、町の組織、そういうものも徐々に変わってくると思います。そういう中でしっかり議論をして一番適切な部署で担当する、そしてもう一つは、行政としてこういうことを担当をしていくべきかどうか、そういうことも踏まえて検討させていただきたい、こんなことを考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p><b>5番議員</b></p>	<p>行政として、前の私の教育長が引いていただいて、そのようにご答弁いただきました。</p> <p>奥多摩町、8月に私たち議会全体で行かせていただきましたけれども、奥多摩町も、もはや今アプリなどもある、費用対効果からいっても行政のやることではないと、スパッと去年で打ち切っておられます。</p> <p>やはり時代の流れというか、もうこれはいろいろイベントなど開催、ご努力されているとは承知しているんですけども、町としてやる必要はないと思うんですけども、職員の負担としてもどうなのかと、いろんなサービス、ことがほかにもあると思うので、これはもう取りやめていいと思うんですけども、ちょっと改めてこれは町長のご見解も伺いたいと思います。</p>

町 長	<p>私も、この結婚相談委員につきましては、多少の疑問は持ってまいりました。</p> <p>しかし、行政がという部分が必要だと思うので、私は進めておる次第であります。</p> <p>今後につきましては、様々な例がございます。そして、効果的なものを見いだした中で進めたいというふうに思っておりますけれども、私が町長になりまして、まだ1件も成立していないという事実がございますので、十分検討させていただきたいというふうに思っています。</p>
5 番議員	<p>さらに検討していただきたいと思います。</p> <p>では、3番、不登校・支援の必要な児童や保護者の対策についてです。</p> <p>①番、現況をお聞きしたいと思います。</p> <p>皆さんご存じのとおり、文部科学省が10月25日に発表した情報によりますと、2024年度不登校となった小・中学生、過去最多の35万3,970人、長野県でも去年から188人増の7,248人と、増加の要因について、長野県教育委員会は、フリースクールなどの多様な学びの場の確保を目的とした教育機会確保法が浸透したことや、コロナ禍で学校を欠席することに抵抗が減ったことなどを挙げているようですけれども、小海町としての受け止め、また現在の状況をお願いしたいと思います。</p>
教 育 長	<p>不登校の子どもさんの数ということでございます。</p> <p>不登校につきましては、定義がございます。怪我だとか病気、そういうこと以外で年間30日以上欠席をされる場合に不登校というような位置づけをされてございます。</p> <p>そして、実際に学校へ来るといふか、行くのが嫌だ、苦痛だ、そして何か嫌な気がする、そういう不登校気味、そんな児童も合わせまして、小海小学校は数人でございます。該当者が極端に少なく、個人を特定されがちでございますので、このようなお答えにさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	<p>小海小、数人ということでした。</p> <p>その数人の子なんですけれども、どういうふうにケアをされているのか、そのあたり、北牧楽集館でという話もありましたけれども、そのあたりもお願いします。</p>
教 育 長	<p>その数人の子どもさんであります。一番は、その子どもさんの心に寄り添う、そういうことによりましてケアをしていくという状況でございます。それぞれの子どもさん、それぞれ違いますから、先ほど議員さん申し</p>

	<p>ましたように、北牧楽集館、そちらへ出向いてもらって、ひきこもりから脱出をすとか、あとの子どもさんは、学校へ行きたい気持ちになったときに学校へ来て、そして別室で過ごすとか、友達と過ごすとか、いろいろなケースで対応をしております。</p>
5 番議員	<p>いろんなケースで対応をされているということでした。</p> <p>ケアの必要な児童、支援級についてもちょっと伺いたいと思うんですけども、保育園も加配の必要な子が各クラスにいと、恐らく様々な、いろんな理由で、学校に上がってから、加配ついていなかったけれども、学校に上がってからという子もいるかと思うんですけども、そのあたりの現状はいかがでしょうか。</p>
教 育 長	<p>特別支援級の子どもさんにつきましては、これは学級に通われている子どもさんでありまして、全部で10名ほどいます。</p> <p>そういう中でありますが、1人、加配のような、支援員のような形で配置をしまして、そして子どもさんが休むだとか、不登校とは全然別に、今日は学校休みみたいとか、そういうこともなく、元気に通われてきているという状況だと思います。</p>
5 番議員	<p>先生にも伺ったんですけども、小学校でも、今年になってから発達関係の研修を先生方が年6回受けたりだとか、支援員の先生もそれを4回は参加するなど、取組を強化されていることがお話を伺いました。</p> <p>多様な子がいるので、支援員の先生も、私も私ごとですけども、子どもが1年生なのでちょっと様子分かるんですが、支援員の先生ももうクラスをいろいろ変わったりだとかして、いろんな工夫をしながら学校側も努力をされているかと思ひます。</p> <p>来年度長期振興計画を見ると、支援員も8人に増員となっていますけれども、もう12月ですが、これ、増員の見込みはついているんでしょうか。</p>
教 育 長	<p>今、真剣にやっている最中でございます。一番課題が大きいところで、いつも言葉は同じなんですけども、人員の不足、正規の教員の皆さんが不足し、そして短期の先生方が不足気味、それに加えて、支援員の先生をお願いをするということが本当に大変な状態だということではありますが、4月1日に向かって努力はしております。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	<p>また恐らく保育園からケアが必要な子も行くと思ひますし、いろんなことが考えられると思ひますので、本当に誰ができる仕事でもないの、ご苦労と思ひますけれども、子どもたちのよりよい教育というか、学校生活の</p>

	<p>ために頑張っていたきたいと思います。</p> <p>それで、今後の対策の強化というところで、②番目。スクールカウンセラーさん、学校の児童数で入る頻度が決められて、県から派遣されていらっしゃるということで、ご本人とお話ししましたけれども、需要があっても、来たくても来られないように伺ったんですけれども、そのあたりがどうなのか。また、スクールソーシャルワーカーというものもありますね、カウンセラーは心理のほう、スクールソーシャルワーカーは学校の中での児童の福祉を向上させるために学校と家庭と地域の橋渡しを行うような、心じゃなくて、その子の外のところを補うというか、ケアする方だと思うんですけれども、こういう方は関わっていらっしゃるのか、そのあたりいかがでしょう。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、今、議員さんおっしゃられるとおりでございます。</p> <p>そういう中でありますが、不登校の対策強化についてという通告、これについて答弁をさせていただきます。</p> <p>先ほども申し上げましたが、不登校になってしまう原因が何か、まず探ることが一番大切なことだと考えております。</p> <p>そして端的に申し上げますと、原因はそれぞれの子どもさんによって違います。そして、それぞれの子どもさんに合った対応が求められるというのが現実でございます。学校での団体行動、そういうことが原因なのか、また家庭環境が原因なのか、大きく2つに分かれるのではないかと。</p> <p>そういう中でありますが、両方が起因している場合もございます。そして学校が原因の場合、それは学校現場である程度は解決に向けた糸口が探せる、そんなことを感じております。そうしますと、行政との連携によりまして修復が可能であります。そして、家庭環境が原因であれば、これはしっかりと行政が対応していくべきだと考えております。</p> <p>先日、長野県の教育委員会から、ウェルビーイング実践校、これはウェルビーイングに特化した幸せ、幸福を求めた教育を推進しますという名称トコトンという事業でございます。</p> <p>このトコトンに町の教育委員会、そして両相木の教育委員会、それぞれ小学校が3校、中学校が指定をされました。</p> <p>県下で、市を除きまして2町4村が指定をされております。2町のうちの1つが小海町、4村のうちの2つが南北相木村であります。これは、中学校組合の単位で指定をされたものでありますが、やはり学び方、そして楽</p>

しき、地域、自らを求めて、これをキーワードに置きまして、小学校においては勉強が分からない、授業が嫌い、こういう課題を、また中学校においては学業不振によります不登校傾向、そういう課題、これらを解決をする一つの手段としての取組に特化したものが県教委に認められたというか、目に止まったということでございます。

今後は、県から特別加配による教師の配置、これが行われます。今まで以上に個別最適な学びを目指して進めてまいるということでございます。学校と教育委員会、このような取組によりまして、対策の強化、こういうことを行っております。

そして、町と教育委員会、行政では、先ほど申し上げましたが、令和7年の4月、こども課を設置をしております。

そして、これは、子どもさんが1年生、入学するとき、いろいろな不安だとか心配、そういうものを少しでも減らし、環境が変わることによる心の動揺を抑える、こういうことが大切だと考えたところでございます。

そして、令和8年4月、来年4月には、こども家庭センターを設置する予定でございます。今定例会に設置条例をご提案申し上げたところでございますが、令和6年12月に定例会において、全員協議会の場でこども家庭センターに従事する資格、そういう職員を採用したい。その中身は社会福祉士、そういうことをご説明を申し上げました。今年7年の4月、その社会福祉士を採用することができております。その社会福祉士、保健師、そして事務の職員、そして健康相談、生活上の悩み相談、子育てに関する手続、包括的な支援を行う計画でございます。

前も申し上げたかもしれませんが、母子手帳を交付する時点から新生児訪問、あらゆる機会を通じまして、親御さんと行政の信頼関係を今以上に築き、一番は伝えづらいことを伝えられる、そんな人間関係を構築することでございます。そんな関係により、不登校やいろいろな悩み、相談の対策強化につなげてまいります。

そして、先ほど7番、黒澤議員のご質問で町長からも答弁がございました。最終的には不登校が悪いわけではございません。子どもたちの気持ちに寄り添う姿勢、そういう気持ちで行政運営を行っていく、これが一番大切なことでございます。

そして、先ほどのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、この皆さん、専門的な知識をお持ちで適切なアドバイスをいただいているところでございますが、このこども家庭センター、この従事する職員、こ

	<p>これはスクールソーシャルワーカー、その家庭の状況、いろいろな状況を承知した中で相談に乗れる、学校現場では町村の保健師さん、その皆さんがスクールソーシャルワーカーの代わりと言ったら失礼なんです、それだけの力があるんです。その皆さんに入ってもらいたい、そういう言葉がございます。</p> <p>今後、こども家庭センターを設置をしまして、学校現場が、あそこへ相談したから何とかなる、そういう組織の運営を目指してまいる。たまたま町民課へ設置条例は内容はなっておりますが、しっかり教育委員会が連携しまして、今、悩みを抱えている、そういう子どもさんをサポートしていきたい、こんな気持ちでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
5 番議員	<p>教育長から、こども家庭センターもつくる中で、しっかりと連携強化してやっていきたいという、それは以前からそういう強いお気持ちは伺っていますけれども、しっかりとその体制をつくるようやっていただきたいと。やはり私としては、いつでも相談できる体制がもっと必要だと、スクールカウンセラーさんに関しても、毎月いらっしゃるわけでもないし、今度1月で今年度は最終ということでした。</p> <p>学校に行って相談をするっていうのも、やっぱりちょっと、私、この間体験してみて、子どもたちが勉強している間に親が学校に行くという、何とか、もっと悩みの深い人は、なかなか学校に相談に行くということも大変だということを感じました。</p> <p>なので、こども家庭センターができる中でしっかりと、社会福祉士さん入れていただきましたけれども、さらに心の専門家をぜひとも入れていただきたいと。先日、総務課長のご答弁で、設置するに当たり、職員増加の条例のところ、必要とあればそういう専門職員をとというご答弁ありましたけれども、必要だと思うんですね。なので、ぜひそういった専門の方を配置していただきたいと思います。総務課長は必要とあればとおっしゃいましたけれども、町長のご認識を伺いたい、またそういう採用をするご意思があるかどうか、ちょっと今の時点でお願いします。</p>
町 長	<p>現場からの声も大変起こっております。</p> <p>したがって、必要とあらば、採用は考えております。</p>
5 番議員	<p>専門の方というのは、見つけるのは本当大変だと思うんですけども、専門でなくとも、もっと頻度を上げて呼んでいただくとか、本当にそういった努力をしていただきたいと思います。</p> <p>ちょっと時間がなくなってきましたんですけども、ちょっともう1</p>

	<p>点、不登校に関してですけれども、いわゆるネット出席、2005年から国が制度を運用しています。どうしても学校に行けない場合、ICTを活用して、おうちでも出席が、これは可能ということによろしいかと、それがきちんと周知されているか、また佐久にも幾つかフリースクールあると思います。今のところ不登校の子は少ないということですが、そういうところを利用したいと言った場合、そういった周知がきちんと行政側、教育委員会、学校側からされているかどうか、ちょっとそこを確認をお願いします。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>この周知については非常に難しく、学校へ来なくても学校へ来たことにするから、皆さん、いいよという周知ではございません。そして、フリースクールへ通われている生徒さん、この生徒さんについては、その組織が学校、校長先生としっかり連携が取れていれば出席扱いにする、そういう制度でございます。インターネットを利用してテストを受ける、そういうことについても、出席として学校現場はみなしております。</p> <p>いずれにしても、どういう形であっても、担任の先生をまず初めに、そして専門の先生、そういう先生と本人、そして小学生の場合は親御さんになると思いますが、そういうところでしっかり協議相談をした中で、その子の一番いい場所、そういうものをつくりながら、あまりその子がストレスをためないうちに上手にケアをしていく、そういうことがこの制度の趣旨だと理解をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p><b>5番議員</b></p>	<p>これから、もしくは起こるかもしれない、フリースクールに行きたいという、どうしても学校に行けなくて、そういう子がいるかもしれない。そういった場合の交通費の補助だとか、それからまた、フリースクールは安くありませんので、そういうところへの補助などもぜひ考えておいていただきたいと思います。</p> <p>また、親への支援、不登校になると親が休んだり、最悪離職しなければならないという事態が全国的には起こっていると。不登校は介護休業の対象であるという周知、こういう周知も必要な方には徹底してやるようお願いしたいと思います。</p> <p>時間がなくなりましたので、ちょっともう少しあったんですけども、また委員会などでお伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>4番の中心街活性化事業（駅・アルル）についてです。</p> <p>現況、資料を出していただきました。ちょっと時間がないので恐縮ですけ</p>

	<p>れども、まず小海駅舎を含めた購入だとか、アルルの無償譲渡を受けた経緯を含め、簡潔で結構です、ご説明お願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>資料につきましては、資料の55ページでございます。ご覧いただきたいと思えます。</p> <p>まず、先ほど議員さん言いました購入のときからということでございまして、一番上、令和4年、このときに購入の費用が上から2行がそうでございます。800万と2,700万の合わせて3,500万円でございます。</p> <p>購入後、その年度の関係費用8,700万とございます。その後は令和5年ですけれども、環境整備ということでご覧の280万円、キッズスペースのマット、遊具、こういうものを設置し始めたのが5年でございます。</p> <p>6年、7年でさらに充実ということで、こちらにございますアルルの空きスペース、それから待合室の環境整備という名目でLED照明ですとかキッズスペースのボルダリング、スイング遊具、ブランコのようなものですけれども、こういうものを総額で400万円弱ということをしてまいりました。</p> <p>令和7年、本年度でございますが、今現在で、これはちょっと建物の関係になりますけれども、アルルの正面玄関の階段の修繕ですとかカフェスペース、障がい者等の働く場として、この費用を予算づけいただいております。</p> <p>その下につきましては、令和5、6、7、これがデジ田と言われる国の事業を申し込んで、この事業を実施したものです。この中に、費用大きいわけですけれども、全てがソフトということでもなく、一部、例えば5年であればエアコンの設置、駅上ですね、2階の、ドアの設置ですとか、あと令和6年では駅上の床、照明の取り替え、アルルの床等、ハード的なものも入ってございます。こういったものを含めて、ソフト事業を実施してきたということでございます。</p> <p>経緯については以上でお願いします。</p>
5番議員	<p>そもそも駅舎、無人になるということで購入をしたと。アルルも、議会でも勉強会など開いたりして、いろんなご質問させていただきましたけれども、無償譲渡を受けたということで、それで、前回の議会でも提出された300万円でカフェができた。これは障がい者の方の雇用ということでいいんでしょうか。</p> <p>それから、時計台800万円はここにも書かれていないし、どうにもなって</p>

	いないかと思うんですけども、そのあたりどうなっているか、お願いします。
総務課長	何の800万円って……
5番議員	800万は時計台で。
総務課長	<p>すみません。それについてはここには、アルルを取得した関係のものということで、すみません、それはこの一連の関係とは別扱いというようなことで掲載してございません。</p> <p>いずれカフェの関係についてですけども、今後の展開も含めて、障がい者の働く場、そういうことをこの駅舎のみならず、その周辺の整備も含めて、まずこの場で試験的ということで、夏場についてはキッチンカーなど来たり、それからイベント的ですけども、販売等を行ってきている、そういう経緯がございます。</p> <p>今後もそういう機会を増やしていく、そういうことにつながるものということで、障がい者の働く場、そういうものの拡大という考えで進めております。</p> <p>以上です。</p>
5番議員	<p>ちょっと時間がないので。</p> <p>それから、前回のときに、いろんな大きな予算つけられた中で、アルルに消防の指導が入っているということが係の方からありましたけれども、そういったところにこれだけのお金をかけているという実態、ちょっとその消防の指導について、どうなんでしょうか。</p>
総務課長	<p>施設につきましては、老朽化をしているもので、消防の設備、電気設備など、点検の際に指摘になることもございます。そのたびに改善できるよう進めているところでございます。</p> <p>中には、やはり根本的に入替え、更新をしなければいけない、そういう内容のものもございますので、そこについては、いずれ費用のたくさんかかることとございますので、精査した中で進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
5番議員	<p>それで、この駅、大きな、これだけお金かけてきたわけですけども、長期振興計画にも今回出ている過疎地域持続発展計画にもろくに出てこないわけですね。全協の資料で、駅上で特にいろいろやられているということは出てきているんですけども、一体位置づけがどうなのかというところが、この大きな計画にちゃんと位置づけられていないということが本当</p>

	<p>に疑問です。公共施設等総合管理計画だとか個別施設計画にも更新がされていないと、重要な施設だと思うんですが、それも大問題だと思います。今出ている公園、都市計画もですけれども、造るとか、何かをするというときには有利な補助金と言って、皆さん、一生懸命になって補助金を持ってきてやられていますけれども、後にかかる維持だとか管理費だとか、そういうところについて明確な考えが何も出てきていないという、大変問題だと思っています。</p> <p>町長もまた3期目、挑戦されるということで、確か2期目の選挙のときも駅で、私には何かあるようなことを演説でおっしゃったかと思いますがけれども、町長、駅についてどのようなお考えなのか、最後、まちづくりについてお聞かせください。</p>
町長	<p>私、前回の選挙のときにも、とにかく町を元気にしたいということで、その中心が小海駅であるということでスタートしました。そうした中、やはり様々なご意見ございますけれども、まだまだ町の中心と考えております。</p> <p>議員さんも駅へ行ってもらっていると思いますけれども、子どもの施設、それから中間層、そして年を取った皆さんというような、総合的に皆さんが楽しめる場所になりつつあるということは確かだというふうに思います。</p> <p>これは一つの投資でございますので、町民が皆集える、元気になる場所づくりということでの投資とお考えください。</p>
5番議員	<p>町長、元気なまちづくりということをおっしゃって、本人も元気ですけれども、具体的にどのようなまちづくりをしたいのか、町民にもっと伝えていただいて、公園計画もですけれども、町の考え、どのような町をつくりたいのかをしっかりお示しいただきたいと思います。</p> <p>ちょっと駆け足になってしまいましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p> <p>これより3時45分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時31分)</p>
<p><b><u>第6番 的埜美香子 議員</u></b></p>	
議長	<p style="text-align: right;">(ときに15時45分)</p>

	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>第6番、的埜美香子です。本日最後の一般質問になります。よろしくお願 いいたします。</p> <p>いよいよ町長任期最後の定例会議会になります。町長ご自身も総括されて おられる時期かなと思います。任期最後の一般質問でありますので、改 めて公約を見ながら、この4年間の黒澤町政を振り返りたいと思います。 町長選挙で挙げられた選挙公約、本日、資料として出していただきました。 資料つづり56ページになります。</p> <p>お子様や高齢者がいつまでも元気で安心・安全に暮らせる町、人口増加策 で経済の好循環を享受できる町を目指してと、大きなタイトルがついてい ます。</p> <p>前回の9月議会の4番議員さんの質問で、5つの公約についてかいつまん でお答えになられ、総体的に見て70点と、ご自分でなかなか高得点をつ けられました。</p> <p>私は、この広報で挙げられた5つの公約の②、③、⑤について議論しなが ら、この残された任期、あともう少しですが、大きなタイトル目標に近づ ける努力がまだできるのではないのでしょうかというところを探ってい たいと思います。</p> <p>まず、1つ目の人口流入増加、移住定住促進政策の進捗とこれからという ことで、とりわけ町長が掲げられた宅地造成、町営住宅建設、空き家対策 が人口流入増加につながったのかというところでそれぞれ見ていきたい わけですが、①の村上団地宅地造成、スムーズに造成できたものの、37区 画のうちの7区画の建設にとどまっている。これは、物価高騰で土地を含 めれば5,000万近い費用がかかり、借入れをしなければ住宅にならないと、 9月議会ではそうお答えになりました。あれから3か月ですが、状況は 変わらないのか、また何か対策は打ったのか、お答えください。</p>
町長	<p>ただいま冒頭、振り返って70点が高い点だとおっしゃいましたけれども、 私は70点と言って大変後悔しました。80点であります。そういうふう に自負しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>村上団地につきましては、本間地区の区長様をはじめ、区の皆さんの強い 要望、そして大変なご協力により実現いたしました。それは前回もお答え したと思います。</p> <p>そして、ただいま売れ行きのことについてなんですが、当初予定した時期、</p>

これは大体30坪の家を坪60万円ぐらいで建った場合に1,800万、土地が500万で合計2,500万から3,000万あれば、これ住宅になったというふうに踏んで始めたわけなんですけど、先ほど議員おっしゃったように、4,000万から5,000万、土地を含めて住宅建設にかかるわけです。そういったことで、非常に家を建てる方たちも本当に苦慮しているわけなんですけど、この現実には、とてもこの地方に勤めている人間には打破しかねるというような状況になっております。

そうしたときに、37区画中7区画ということでございますが、費用といたしましては4億5,300万、買入れから完成まででかかりました。それで400万から500万で1区画売り出しております。2億弱というような売上げになろうかというふうに思います。

この今の現状で一番やはり計算違いだったのは、物価の高騰、賃金の高騰というのがあります、そして金融機関も非常に警戒が強く、5,000万からの借金はなかなか厳しいと。親御さんが、あるいはどこからか半分ぐらいの応援がなければ、ちょっと非常に厳しい状況なのは現在でございます。

では、じゃ、このままどうすればいいかという話ですが、7軒の皆様は夢と希望を持ってお建てになっていただきました。そういった皆様をこれからもっともっと増やしていくというのが基本でございます。仮にこの状態が長引いたということになれば、何らかの施策を講じなければ、これは行政としてうまくないということでもありますけれども、7軒の皆様と不公平感が出ないように、これは値下げという形ではなく進めていきたいというふうに思っています。それには建て売り住宅、公営住宅というものも考えております。それは、町で家を建てて、家賃をお支払いいただいて住んでいただき、20年、25年と、まだ数字は決めたわけではないんですが、お住みになっていただいたならば、それを安価で譲渡するというような形ができればなというふうに思っております。

実際、長野県は移住の中でも大変人気のある県でありますので、そういったこと、それから小海町もいろんな町外の皆様がおいでになって、いろいろ感想を聞きますと、リップサービスの部分は多少あるかとは思いますが、大変よいところであると。それから、憩うまちこうみ事業に参加なさっている企業の皆様も大変よいところであるというようなお答えでございますので、そういったものを活用し、そしてその気持ちを掘り起こしていくといいですか、建築につなげられるよう、これは行政も努力してまいりますので、見守っていただければというふうに思います。

	<p>以上です。</p>
6番議員	<p>当初予定していた時期からすれば、やはり物価高騰で大変なことは分かりますが、あのとき、需要はあると、そうやって押し切って造ったものです。9月議会のときに、町長、スムーズに建設できたと、そういうふうにおっしゃられましたが、私は決してスムーズではなかったと思っています。立ち止まって考え直すタイミングが何回かあったと思います。それでもやはり町は推し進めたわけですから、責任は大きいと思います。</p> <p>今、今後の対策として、不公平感が出ないように、建て売りや公営住宅も考えているということもおっしゃられました。やはり不公平感、やっぱり建て売りとかでも出ると思いますので、しっかりとその辺は吟味していただいて、やはりこういうのを建てるにしてもハードルはあると思いますので、しっかりと考えていただきたいと。</p> <p>例えば条件の一つとして、売買契約の日から3年以内に建築を完了させ居住するということになっています。これを例えば5年とか6年とか、そういった以内というふうにハードルを下げるとか、そういったことも方策ではないかと思いますが、どうでしょうか。</p>
町長	<p>3年というのは、それぞれ皆様の人生設計の中で、これは一番いい期間ではないかというふうに思います。それを5年にしたからといって、果たして今の物価高騰が収まるのかというふうにすれば、それはなかなか厳しいんじゃないかというふうに思います。</p> <p>いろんな条件があろうかと思いますが、5年以内であればどうだいというような身に迫ったそれぞれの計画がやはりあろうかと思っていますので、仮予約といいますか、そんなものをしていただければ、応じる覚悟はできております。</p> <p>そういったものの中でも、やはりこれは私、住宅建築に携わってきた人間に言わせていただきますと、決めて燃え上がる時期があるんですね。この時期に造っちゃわないと、これは一生できません。それをぜひお分かりいただきたいというふうに思います。</p> <p>ぜひ参考にはさせていただきたいと思います。ただし、そういった申込みは今のところないです。</p>
6番議員	<p>5年にしたから売れるかといえば、この物価高騰もいつまで続くか分からないので分かりませんが、町民の皆さんは、あの場所をやっぱり通るたびに一体どうなるんだと、そういった心配をされています。どうにか売れないものかと、やっぱりあのままにしておくのかと、皆さん、そうやって言</p>

	<p>われておりますので、町長、先ほどもありましたけれども、4億近くかけた町の財産ですので、しっかりと方策を立てていただきたいと思います。</p> <p>それから、持ち家から賃貸にニーズが変わってきていると。しかも移住者の多くが賃貸物件を希望されている、求められているにもかかわらず、その要望に応えられない状態にあると、これは6月議会の1番議員さんの質問に総務課長が答えられています。町営住宅の入居募集をするとすぐに埋まってしまうと、そういう実態だと思いますが、町営住宅建設、この4年間なかったわけですが、なぜこの4年間、公約にも掲げているながら町営住宅建設に着手できなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町営住宅の建設ということで、長期振興計画にも掲載してございます。令和8年度に公営住宅長寿命化計画策定して、その後、9年度に馬流団地等の移転も含めてということ、それから、もう一つには若者定住という項目でも載っております。先ほど町長言われた建て売りの関係がこれに該当するものでございます。</p> <p>いずれ準備をして、土地等も町有地がある場所もありますので、それを大いに活用して計画をし、そしてやはり財源というものは必要になりますので、その準備をした中で建設を進めるということで計画をしております。以上です。</p>
6番議員	<p>先ほど町長のほうから、そのときの熱い気持ちで造ることが大事だということがあったんですけども、私、今必要なことを後回しにして、時に思いついたことを熟慮せずに拙速に進めたがゆえの結果ではないかと、そういうふうに思っています。</p> <p>村上団地もそうですが、馬流のJAとの土地交換もずっと後利用が決まらないまま今に至ります。4年間、何も進まないままです。</p> <p>今、町営住宅も準備しているというような、そういうお答えもありましたけれども、町長、馬流の土地利用はどのように考えておられるのか、お答えください。</p>
町長	<p>馬流のJAとの交換の土地のことかと存じます。</p> <p>あの土地につきましては、まず第一に、第二分団の詰所があそこがございます。そして、緊急時、集まっても中途半端な駐車場になっておりますので、まずはあそこに何台かの駐車場、これは急務でございます。</p> <p>そして、1軒住宅の今建っているところまで一緒に譲っていただいたわけ</p>

	<p>なんですけれども、あれを全部まとめた中で、馬流の区民の皆様からは、公民館の建て直しとか、様々な要望がございますが、私とすれば、大変すばらしい土地でありますので、町営住宅という計画を進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>まずは、第二分団の皆さんが緊急時に集まったときの駐車場をまず整備したいというふうに思っています。</p>
6番議員	<p>第二分団の詰所の横の駐車場ということで、それが急務だという話を今伺いました。</p> <p>しかし、もともとあその場所ですね、ヒルサイドコーポの契約でもめたから、無理やりそこに3階建ての町営住宅を建設すると、そういう背景がありました。そのときは地元への相談、説明もなしにJAとの土地交換を決めてしまい、あの空き家の取壊し費用まで払ってしまっています。まだ家はあります。この後の質問にもありますが、私、以前、グループホームの場所としても提案をさせていただきましたが、今の答弁で町営住宅を考えているということなので、しっかりとそれもきちんと馬流の住民とご相談いただいて、わざわざ町の中心に持ってきた町有地なので、しっかりと有効利用させていただきたいと思います。</p> <p>それから、空き家対策です。空き家対策では、補助事業のほうでは解体事業がかなり伸びていて、町長就任の8年前の平成30年からこの空き家対策補助事業、始まっていますが、令和6年までの8年間で62軒解体されており、空き家を放置する方が減ってきている点では、私は定着もしてきているのかなと、そういうふうにも思います。空き家の処分を考えている方の後押しになったのかなと、そういったことも思いますが、これもまた解体費用の値上がりもあり、また伸び悩んでいるというふうなお話もお聞きしています。</p> <p>また、次の課題としてあるわけですが、空き家対策の大きな目的の一つに、空き家の利活用、要綱、要旨ありますけれども、有効利用があると思いますが、なかなかそちらの整備事業だったり、改修事業には使われていないのが現状です。空き家対策の現況と今後の考え方をお聞かせください。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>空き家対策ですけれども、空き家が長く放置されるのも問題、そして取壊しをしない状態で、また利活用もせずに残っていくこともまた問題ということで、今現在、空き家対策の利活用を進めるための取組、頑張っているところでございます。先月11月には、空き家バンク協力事業者との</p>

	<p>意見交換も行いました。空き家を含めた不動産を取り扱う宅建業協会佐久支部の会員の皆さんです。</p> <p>懇談の中で、営業の一環であるので、空き家なら何でも使えるだろう、そういう考えではいけないと。築年数や立地場所、内部の整理とか片づけの状態、片づけ等済んでいなければ、なかなかすぐに賃貸には進まない、空き家も商品である、そういう考え方を持てというようなアドバイスもいただきました。</p> <p>いずれ目を引く特徴のある物件、そういうものが空き家として契約をされる、そういう物件だということでもありますので、決して安いものもいいということではなく、ある程度いい状態のものはそれなりな値段であっても、やはり引き合いはあるということでしたので、今現在はホームページ等にまだ掲載される物件、少ないわけですがけれども、昨年度、空き家調査を行っておりますので、それを所有者との交渉、これを進めていって、移住、ひいては定住につなげていければという考えでおります。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>6 番議員</b></p>	<p>今、空き家対策に協力隊も入って、今しっかりと進めているということなので、続けてやっていただきたいなと思います。</p> <p>協力隊の方、奥多摩町にもご一緒に視察行かせていただいたので、そういったことも研究の一つになると思います。それで賃借人の両方のニーズとかマッチングとか、そういったことも調査を改めて行う必要があるのではないかなというふうに思いますので、これもしっかりと進めていただきたいなと思います。</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>町長、5つの公約から、健康・長寿、福祉政策についてと。</p> <p>これに関しては、福祉政策として高齢者福祉と障がい者福祉というふうにありますので、具体的な施策としてはちょっと弱いかなというふうに感じておりますが、9月議会の中では、高齢者福祉に関しては、タクシー補助券に関して活発に使っていただいていると、今後も続けていく、そしてタクシー会社がしっかりとつよように応援をして続けていきたいとおっしゃられていました。</p> <p>前回の議会でも、この高齢者、障がい者のタクシー券には枚数制限があることはどうなのかと、そういったことも質問しました。係のほうで検討していくと課長、お答えになりましたが、その後、検討はされたかどうか、お願いします。</p>

町民課長	<p>タクシー利用につきましては、各要望等が町民のほうから出ているところ がございましたので、枚数的なものは、まだ撤廃というところまで行って いませんが、枚数を増産するというような形は今対策として取っております。</p> <p>また、今後、枚数の上限が町内、町外どうなのかというところも検証材料 というふうにしておりますので、そこら辺、また検証した中で、今後対応 していきたいというふうに考えてございます。</p>
6番議員	<p>今、枚数の増数を考えているということなので、これも早急にやっていた だきたいなと思います。</p> <p>町長、活発に使っていただいて大変好評なので今後も続けていきたいと、 そうやっておっしゃられたので、早く枚数制限をなくす、なくすというか、 増やすとおっしゃられましたが、なくしてもいいんじゃないかなと、そう いうふうな方針を出すべきではないかと思っています。</p> <p>そして、令和4年2月から、もう一個のタクシー乗ってネ！補助券が開始 されました。これは、コロナで飲食店への来店が減り、それに伴いタクシ ーの利用も減ってきたことが始まりで、コロナ禍の救済措置だったと思い ます。これが、コロナもう落ち着いてきて平常に戻ったと思いますが、こ の事業はいつまで続けるつもりでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>ただいま議員さんおっしゃられたように、乗ってネ！タクシー券、これに ついては、300円で1,000円まで使えるという、コロナ禍のときに大変有効 だったという評価をしていますけれども、今、その後も継続している理由、 これにつきましては、やはり地域の飲食店の振興もありますし、事業者で あるタクシーの利用、そういったものを総合的に鑑みて、それで継続する ことが今後も地域の経済を動く、回していける、その一助になるのではな いかということで継続しているということでございます。</p> <p>先ほどの説明のとおり、やはり利用者、多く利用していただいております。 ですので、バスもありますが、利用できる該当者が高齢者に限らず、それ 以外の方々も利用することで、みんなで全世代でこの地域の経済、お手伝 いしていきましょう、そういうことで今後もかなり有効な方法だという考 えを持っております。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>今の説明で、継続利用は地域振興、そういったこともあると、コロナ禍で 有効だったが、また継続していきたいということなんですが、この事業を</p>

	<p>見ますと、要綱もありませんし、目的が明確でないと思います。ホームページでは、町民の皆さんの生活利便性の向上を図るためと書かれていますが、今、全世代でという話もありましたけれども、実態は飲んだ後の足の問題であって、それを生活利便性の向上というのか、そもそもタクシー利用助成の目的とはかけ離れているのではないのでしょうか。</p> <p>私は、タクシー乗ってネ！券は廃止してもいいんじゃないかなと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>飲酒後の利用というのは私も痛切に感じておりまして、私はほとんどそれで、頂く前に来て、頂いてから帰ると、私のところで4枚要るわけですが、それを使わせていただいているのは私の実情でございます。</p> <p>しかし、交通審議会などで出ている話は、様々な皆さんがお使いいただいているというふうに私、感じております。飲酒によるタクシーの利用というのは、タクシーだけではなく、飲食店の繁栄にもつながるというふうに感じておりまして、そういったものを総合的に見ますと、みんなが元気に商売をやっていくというには、これはもう必須のものであるというふうに今は感じております。</p> <p>タクシーの本音を聞きますと、なかなか厳しいという状況ではございますが、それが廃止という話になれば、いよいよタクシーは廃止というような方向になっていくかというふうに思います。</p> <p>そういったものを踏まえた中で、近隣で親しく話をさせていただきますと、野辺山駅がコロナ明け前からタクシー廃止になっちゃったわけなんですけど、非常に厳しいという話を聞いております。それは日本でも有数な別荘地があったり、それから飲食店も小海よりも倍、四十数件ございます。そうした中のものを見た場合に、すつとやめちゃったんだけど、今になってみれば非常に大変だということで、どうも何らかの復活をしたいというふうに模索しているようです。</p> <p>私たちはそうなる前に手を打っているというような形でございますので、ぜひ町民の皆様にも理解していただくよう努めてまいります。</p>
6番議員	<p>もちろんタクシー会社、なくなってしまったら本当に困るわけなんですけれども、今、様々な皆さんが利用していると、そういう話もありましたけれども、経済対策支援であるならば、私はプレミアム商品券で使えばいいんじゃないかなというふうに思います。やはり一タクシー会社への支援というのは公平性に欠けるのではないかと思います。</p> <p>それと、10月からうすだ代行で使えるようになっており、急に利用が伸び</p>

	<p>ています。資料も出していただきましたので、この説明をまずしていただきたいなと思います。</p>
産業建設課長	<p>資料の57ページをお願いいたします。</p> <p>うすだ代行利用状況でございますが、10月から小海町の事務所を構え、そして小海町の商工会に入ってくださいということが条件で利用を許可しております。10月が町内127枚、町外182枚、合計309枚、そして11月が151枚、町外が188枚で339枚、合計で648枚の結果でございます。</p> <p>ここに小さく書いてございますが、発着場所等についてはデータ等は取っておりませんので、今後取りたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>今、小さい文字でとおっしゃられたんですけども、やっぱりこれ発着場所も入っていない、このデータでは全然分からないんですよ。だから、もっとしっかりとデータ取る必要あるのかなと思うんですけども、そもそも今、小海の商工会のほうに入会していただいて、それでオーケーということなのでしょうか。わざわざこのタクシー券、使ってもらえるように商工会に入会したのか、ちょっとやっぱり私は、乗ってネ！券、一体何を応援する事業なのか、これでますます分からなくなるんじゃないかと思うんですけども、その点に関してはどうでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>私がお聞きしたところによりますと、以前にあったタクシー代行の業者さんが手を引きたいということで、代わりにうすだ代行さんに入ってくださいというふうに記憶しております。</p>
6番議員	<p>町民がうすだ代行さんを使うのはもちろんいいんですけども、うすだ代行を調べると、佐久市の臼田になっています。小海に支店が、営業所があるなんて書いていないですし、そういったことが出てこないんですけども、どう考えても小海の経済対策支援ではないと思います。</p> <p>町長、やはり町民の税金をこのような形で佐久市の事業者に補助券が流れる、そういう仕組みをつくっていいのかと、そういうように思うんですけども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>このいきさつは3年ほどかかっております。</p> <p>というのは、代行を皆さん、お使いになりたいという皆さん、大勢おりました。しかし、小海タクシーのほうで人手がなくて、とてもやっつけられないということでありました。そうしたときに、ご利用なさっている皆さんに聞きましたら、うすだ代行という名前が出てまいりました。そして、私のところにも小海でやりたいから補助券出してくださいといったもので、いろいろ関係のところを調べまして、そして条件として小海に営業所</p>

	<p>がある、それから小海町商工会に加入しているという条件を満たしてくださいというのが係のほうから来ましたのでお伝えいたしました。速やかにそうしたわけですがけれども、開店というか、実際になるまでにはそこからまた半年ぐらいかかったと。何か許可の関係とか、いろいろ非常になかなか難しい部分がありまして、そんな経過でございますけれども、発着についてということで、疑い始めれば、これは切りがないわけですが、今後、やはり公的なお金を使っているということで、これは本当に明確にしなきゃいけないというふうに思っております。明確にしていくようにしますので、ご理解を願いたいと思います。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>私は問題だと思えます。この事業、まだ続けるというなら、しっかりと審議した上で、目的をはっきりさせた要綱をつくるべきだと思います。本来の交通弱者のためのタクシー利用助成事業をもっと充実させるべきだと、私はそう思います。そして、どなたの足も心配の要らない交通政策を知恵を絞って考えましょうよ、やはり。</p> <p>バスの廃止、それも交通政策の私は後退だと思います。これを補うには、タクシーだけでは無理があると思います。土日や長期休みの子どもたちがタクシーに乗って学校や児童館へ行くんでしょうか。ぐるぐる巡回する小型のバスを回すことはできないのか、小海高校のバスを利用することはできないか、小海版のライドシェアは無理なのか、新たな交通体系を確立させることが高齢者、障がい者福祉政策だと思います。</p> <p>そして、しっかりと交通政策、やはり福祉政策を中心に据えて考えていただきたいんですが、町長、そのことに関してお願いします。</p>
<p>町 長</p>	<p>もちろん福祉政策を兼ねた交通体系というものは絶対に必要だというふうに思っております。</p> <p>そうして、どうすれば一番いいのかという、バスもやはりバスのドライバーの不足というものから始まりまして、経費等々を模索した結果、今の状況になってきているということではございますが、これはまだ道半ばでございますので、ぜひ議員もそういったご意見ございましたら、交通政策審議会等々ございます。それから、町民のまず声というものを反映していかなくちゃいけないということで、いい方法がまだあるかと思えます。</p> <p>そして、今言う、全く駄目だというような意見をもらっても、それは私は絶対駄目です、私はいいと思ってやっているんだから。そういったことのすり合わせとか、いいところを取るとか、そういった形のものをつくり上げていくというのが行政だというふうに感じておりますので、またご意見</p>

	<p>ありましたら出していただければというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>私、うすだ代行の件は、町民の方からおかしくないかいというふうなことを言われて、調査したところ、やはりそういうことだったということでおかしいと思います。町長がいいからいいという問題ではないと私は思っています。</p> <p>それでは、次の障がい者福祉に関して質問します。</p> <p>あれだけ時間をかけて検討してきたグループホームですが、先延ばしになってしまったことは、本当に当事者の皆さん、もう何というか、がっかりというか、無念でたまらないという、そういう声をお聞きしています。</p> <p>9月議会での4番議員さんの質問で、町長、障害、福祉、高齢、全部まとめた中で土村地区にその基点を設けて進めていきたいと、そうおっしゃいました。それは、私、場所だけの話であって、中身の話ではないと思います。全部をまとめられる話ではない、地区懇談会の説明でも、誰もが安心して暮らせる住まいづくりとして小海版福祉住宅のイメージ例、資料として書かれてありました。イメージでは駄目ですよ。質問も出ましたよね、あのとき。自立支援というのが本当に最後まで見られるのか、面倒は誰が見るのと、はっきりしたお答えはありませんでした。それどころか、一定の期間、若者、子育て世代に見守りも兼ねて住んでもらうと、配られた物にもそう書かれていますが、子育て中の人にお年寄りや障がい者の面倒が見られるわけじゃないかと、そういった声もありました。</p> <p>課長が、十津川村をモデルにしたという話をしたとき、区民の方、十津川村はコミュニティーづくりをまず積極的にしながら、時間をかけて構築したんだというようなことをおっしゃられました。全くそのとおりだと思います。十津川村は、災害からの復興計画の中でコミュニティーを大事にした復興住宅、地域を構築したんです。復旧・復興をきっかけに村の課題、村の福祉の在り方、防災の在り方を徹底的に議論し構築した、そうでしたよね、課長。役場職員、福祉事務所、ヘルパーなどの専門家がしっかり入り、現場重視で高齢者へのヒアリングをして回り、どういう人がいて、どういったフォローが必要か、そういったこともしっかりと時間をかけて、そういうプロセスが大事なんだということをお聞きしました。そういったプロセスを通り越して補助金ありきで進めるのが小海版なんでしょうか。障害、福祉、高齢、全部まとめた中で、土村地区にその基点をもうけて進めていきたいと、ここまで来られたことが達成率半分と、これが黒澤町長の福祉政策でしょうか。町長、お答えください。</p>

町 長	<p>なかなか議員おっしゃること、私も重々分かりますけれども、行政を進める中で様々なハードルがございます。</p> <p>まず、計画を立てまして、幾ら相談しようが何しようが、お金がなければできません。そのお金を何とかするのが我々行政の人間でございます。</p> <p>そうした中で、ああいった格好、こういった格好、それもこれもというふうなものを踏まえた中で今回ベストな状態のものをつくらせていただいたというふうに、場所から、それから計画から、これだというものにたどり着いたところでございますので、ぜひご理解を願いたいというふうに思います。</p>
6 番議員	<p>立ち止まって、やっぱり考え直すことができずに突き進んでどうしようもなくなる、そういった失敗を何度繰り返すのでしょうか。町民の要望とかけ離れた補助金ありきの事業はやめるべきです。</p> <p>町長の5つの公約から、最後の消費力向上、農林業政策について。</p> <p>9月議会では、農業では農協とのタイアップで様々な政策を行っている。研修生の受入れや経営相談、税制相談、機械の必要性からお金の相談、手厚くとまではいかないが、まああの成績ではないかと思うと答えられています。町長の公約にある遊休農地対策につながったのか、消費力向上につながったのか、改めて伺いたいと思います。</p>
町 長	<p>現在、小海の遊休農地350ヘクタール、10年前から80ヘクタールほど増えてしまっております。</p> <p>遊休農地を食い止めるためには、そこで作る品物を厳選する必要があります。その中でもソバとか鞍掛豆を作っておりますが、若干、伸び率は少ないわけですが、生産は増えております。やっぱり農業というものは、的埜議員、一番よく分かっているとは思いますが、気候に大変左右されるものであります。したがって、ソバも豆も気候の変動によって、これだという年はないわけですが、そういったことで遊休農地をどれだけでも減らすということに邁進しております。</p> <p>なお、様々な知恵を拝見している中で、いろいろちょっとまだ発表できないんですけれども、模索している部分がございますので、緩やかだとは思いますが、農地活用に向けて邁進する所存でございます。</p>
6 番議員	<p>町長、今ありました遊休農地対策として、鞍掛豆やソバのブランド化、そういったことも進めてきたと思いますが、令和2年から面積量も大分増えてきたと思います。この4年間を見るとほぼ横ばいだと思いますが、今おっしゃられたように気候の問題とか、いろいろありますが、消費需要はど</p>

	うなっているのか、頭打ちになっちゃっているのかどうか、ちょっとその辺、分かるようでしたらお願いします。
産業建設課長	今ありましたソバ、鞍掛豆については、品薄、原料が足りないということで、不足しているということでございます。
6番議員	需要はある……
産業建設課長	需要は、100DIVEですとか、いろいろなところに販売のモーションをかけたしまして、たくさんの方で使っていただいておりますので、要は、物の生産できないという苦渋の苦しみがございますが、一応そんなところでございます。
6番議員	また、ワイン用ブドウ栽培も遊休農地対策として荒廃農地化の抑制を目的とし、ワイン用ブドウの栽培ができるか試験栽培を行ってきたわけですが、いよいよ本年度からは産地形成事業と事業名も変わりました。遊休農地対策としての結果は出たのでしょうか、お願いします。
産業振興課長	ワインブドウも遊休農地活用の一つの手段として、今年で試験栽培をやった6年目でございます。本格的な収穫ができたということで、今年度、ワインが完成したというところまで来ています。そして、遊休農地をこれからやっていく中では、初歩的なものと、それからワインブドウというのは有効な遊休農地解消の手段として考えておりますので、このワインブドウの栽培については、まずソフト事業で、第二世代の交付金を使って遊休農地を解消していくブドウ、小海につきましては、千曲ワインバレーに加入させていただいた、その会長様以下、小海はそのうちに東御を追い越すんじゃないかと、小諸市を追い越すんじゃないかというぐらいにお褒めをいただいて、そういうところに力を入れていくという中で、この財源確保の観点から、3年後ぐらいにはワイナリーを作成し、産地化を目指していきたいというふうに考えています。その中の遊休農地解消の一つの手段としては最高の手段だというふうに考えております。
6番議員	全協資料の地区懇談会の報告というのが出ていますが、それにワイン用ブドウ等を植えることにより、遊休農地や荒廃農地を減らす方向で計画を進めていますと、そういうふうにあったもので私は聞いたんですけども、町民に勧めるということは、一定の結果が出たと、そういうふうには受け止めていいんですね。 ワインブドウの栽培に関しても、これまた地区懇談会の中で、試験栽培されている方から痛切な思いが訴えられたわけです。一体このワイン事業、どんなふうには考えているのか、いつまで試験栽培するんだと、町から何も

	<p>ないと、そういった信じられない発言がされたわけですが、笠原の畑は令和3年から栽培が開始されたので、最初の年にちょっと寒さでやられてしまったというのがありますけれども、今年は大分収穫ができたんじゃないかと思うんですが、なぜワインにならなかったのか、本当に試験栽培を行っているのか、その点についてお答えください。</p>
町長	<p>三区の地区懇談会だったと思います。私も非常にショックで実情を確かめました。まだ実がついていないそうです。それはワインにはなりません。その方法として、いろんな種類を作ったりしているんですけども、なかなかみんなで同じ種類作ってくれないと1つのワインにならないというふうな説明でございました。</p> <p>したがって、あれほど強くおっしゃってございましたけれども、やはりこちらでもう一回検証をするというような形にはなろうかと思えます。</p>
6番議員	<p>ということは、まだ試験栽培が続くと、そういうふうに捉えていいのか。あのとき、町長、できたブドウは買い取ると、任せてくださいと、そういうふうにおっしゃられたんですけども、本当に買い取るのでしょうか。そういう予定ですか。</p>
町長	<p>ワイン化ということですので、使えるブドウと使えないブドウとあろうかと思えます。</p> <p>使える物は、全量買い取らせていただきます。</p>
6番議員	<p>ほかのブドウに関しても、やはり町が買い取るということになっているのでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>買取りの関係ですけれども、いずれそういう方法もあるということでございます。発言された方が、取組としてブドウが育つこと、そしてそれをワインにすること、そういう取組をしていくことも十分ご承知の上での発言だったと思います。</p> <p>ですので、基本的には収穫されたときにはそれを活用していく、そういう考え方をしていく、そういうことも承知していたと思います。</p> <p>今後、その方もおっしゃっていたんですけども、これまで木を太らせるために実をつけない状態でずっとやってきたと。今度、そのような来シーズンにはもう随分年数もたつので、今度は実をつけるということですので、相談を十分していった中でどうしていくのか、自分で販売までするのか、それかまたはブドウだけの生産をするのか、そういうことを打合せしていけばいいという考え方をしています。</p>
6番議員	<p>町は、3年後にはワイナリーと、その後、本格化するというようなイメー</p>

	<p>ジでいらっしゃるのかと思うんですけども、もうワインブドウの栽培6年目ですので、やはり試験栽培で植えた苗、もう無償譲渡するなりして町の財産をなくしていく、そういった方向が、私は、町の事業から切り離してしっかりと事業をやってもらおうという形にしていったほうがいいんじゃないかと思います。</p> <p>時間がないので、次へ進みます。</p> <p>林業政策に移ります。</p> <p>9月議会では、林業について積極的な姿勢を出していくということでは、私の打ち上げたものは60%ぐらいとお答えになりました。消費力向上につながる林業政策だったのか、その辺もう少し具体的にお答えください。</p>
町長	<p>現在、町の森林もカラマツや針葉樹林ですが、私有林では主伐が十分に行われておりません。更新が滞る森林も一部で見られます。過去10年で更新や間伐を実施した面積は増えておりますが、依然として手入れが行き届かない森林が多いということでございます。</p> <p>中部森林組合はじめ林業家の皆さん、相当頑張っていていただいております。そうした中、実績も相当上がっているわけですけども、間伐や再生林で補助制度としてCO<sub>2</sub>の削減でJ-クレジットというものがございまして、なかなかハードルが高いという事業でございまして。</p> <p>そこに、我が町にアドバイスしてくれるのが、八十二銀行と商社の丸紅さんということなもので、その辺もどこかで収益がなければというような感じがありますけれども、県の押し出すもの、そして生産者にはまだ相当の乖離があるというふうに感じております。</p> <p>中部森林組合、画期的な計画をつくっていただきまして、皆伐したいいわゆる森林に21万円出していただければ、10年間そこへ再生林して面倒見るよといったのが、これが今度、県が無料で見ていただけるというようなものになったんですけども、まだまだ広大な森林がございまして。少しずつではございますけれども、森林組合、あるいは林業家の皆様と十分相談した中で有効な施策を見いだして取っていききたいというふうに思っております。</p> <p>林業は、私も小さい頃から言われております、年寄りとかカラマツは大事にしろということの基本がございまして、大事にしていきたいと思っております。</p>
6番議員	<p>この間、私たち総務産業常任委員会では、森林政策についての研究、継続しています。森林組合との懇談や現場視察、個人事業主さんとの懇談、ま</p>

たJ-クレジットの勉強会、そういったことにも参加させていただきました。委員会での意見交換などを通じて、近いうちに委員会として町へ提言を出す、そういう予定になっていますので、またそういったことをさせていただきたいなと思っております。

今日は、個人的な感想というか、感じたことを述べさせていただきますと、森林組合は高性能の機械化ということを進める中で主伐は進んでいます。再造林には、冬の寒い時期の植付け、また暑いさなかの下刈りなど、そういったご苦労もされているということ、また離職などの課題もあることが見えてきました。

10年保障制度で主伐後の再造林を進めてきた成果も出てきていると思います。一方で、個人事業主には高性能の機械は買えない、また補助金制度の申請にすごく相当の時間を要し、条件を満たすことも容易ではない、そういったことも分かりました。林業では成り立たなくなっている状況をお聞きしました。せめて町の支障木の伐採といった仕事を回してほしいと、そういった具体的なことも出されました。

J-クレジットについては、私はあまりメリットがないのではと、そういうことも感じたわけです。逆に主伐が進まない状況を生まないか、またさつきありましたけれども、結局、丸紅とか第三者機関がもうかる、そういった仕組み、そういうふうになっているのではないかということも感じました。

まだまだ継続させるつもりなのかどうか分かりませんが、私は、県が進めている主伐、再造林推進、信州の森林づくり事業に力を注いだほうがいいのではないかというふうに思いました。

森林整備や人材育成に森林譲与税で対応することも提案されました。そして林務課に気軽に相談してくださいと、未来につながる山づくり、一緒に山で考えましょうと、そういったことも呼びかけられました。先ほど熊さんの話もありましたけれども、熊の問題も、人が山に入らなくなり、熊の山と里山の境がなくなってしまったことが一番大きな原因ではないでしょうか。未来につながる山づくり、若い人も一緒に考えられるといいなと、そういうふうに思いました。

最後の質問に入ります。

物価高騰対策について質問していきたいと思います。

不安定な世界情勢、円安、人件費の上昇、原材料費や物流費の上昇など、高止まりの状況がしばらくは続くと言われていきます。

	<p>町では、今年もプレミアム商品券の販売や燃料代への補助を実施しましたが、プレミアム商品券は、買えない家庭や燃料代補助はない家庭も、半分以上の家庭はそうです。今、国会でおこめ券とか、そういったことも議論されているわけですが、国民の要求とは少しかけ離れた対策になりそうな、そんな感じもしています。</p> <p>町では、国からの緊急支援策を待つと考えているのか、独自支援策、対策の考えはないのか、町民の生活実態はどうか、併せてお答えください。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お答え申し上げます。</p> <p>今現在、国会のほうで緊急対策ということで交付金の予算を計上しているというような状況でございます。</p> <p>町として今、独自というところはまだ考えてございませんが、もしこの交付金が通過するということになりますれば、それを使った経済対策というようなものを考えていかなければというふうに思っております。</p> <p>国のほうも即効性があるものというようなことを申しておりますので、そこら辺を絡めた中では、物価高騰、また地域のほうに経済が循環するようなことというような形で行けば、また商品券等の発行というようなことを検討の中に一つ入れまして、また検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>いろいろな施策もありますが、国会のほうでは、即効性、即対応していただきたいというようなところですので、他の企業、その他の支援というものになりますと、要綱その他、準備期間がかなり必要になってくるということを考えますれば、商品券というほうが地域への循環性もありますし、消費者のほうにも即行き渡るといったようなことを考えますれば、これが効果的ではないかというような形で町のほうでは検討しております。</p>
<p><b>6 番議員</b></p>	<p>例えば公共料金の値下げとか、4月からくみ取料金が値上げされるということも聞きました。これ、どこかで説明されるのか分かりませんが、町は緊急的に水道料だとか下水やくみ取料金の一部を負担するぐらいのことを考えてもいいのではないのでしょうか。町ができる物価高騰対策はまだまだあると思います。</p> <p>最後の質問とも重なるんですけども、今議会の補正で社協への財政支援が上がっています。また細かい説明があると思いますが、社協だけではありません。介護保険懇話会の中でも不公平ではないかと、そういった意見も出たわけです。</p>

	<p>先ほど病院経営、そのこともほかの議員さんからありましたけれども、やはり病院の収入の97%は診療報酬、そういったことになっているんです。ですから、診療報酬を下げられたら赤字になるのは当たり前で、これに加えて消費税や物価高騰、燃料高による支出増に苦しむ事業所の支援が本当に急がれるのではないかと思います。</p> <p>社協の支援だけでなく、病院や介護、福祉事業所への直接支援、そういったことも考えていないのかどうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>今現在のところ、やはり物価高騰ということになりますれば、社協以外も該当してくるというような形でございます。</p> <p>福祉施設も同様ですので、民間施設、公共性が高いサービスを提供しています。収益確保に苦しんでいる状況ということもありますので、その点、町としても民間の福祉施設に対する支援の必要性も十分に認識しているところですので、これらの施設の持続可能な運営に努める支援策というのをも今後検討していきたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>時間になりました。ありがとうございました。</p> <p>ちょっと最後間に合いませんでしたが、これで私の一般質問を終わりにします。</p>
議長	<p>以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議長	<p>以上で本日の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、明日9日の一般質問は午前10時から行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時46分)</p>

<b>令和 7 年 第 4 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 6 日」	
* 開会年月日時	令和 7 年 12 月 9 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 7 年 12 月 9 日 午前 11 時 02 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。昨日は一般質問 1 日目で、活発な質問が行われました。本日は一般質問 2 日目であります。本日は 1 人の質問者であります。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員数は 12 人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>なお、議会の ICT 化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
<b>議 長</b>	<p>本日の議事日程は、記載したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、所長であります。</p>
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	
<b>議 長</b>	<p>本日は、第 12 番 渡辺均議員の一般質問を会議規則第 61 条の規定により行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、同 63 条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p>
<b><u>第 12 番 渡 辺 均 議 員</u></b>	

議 長	それでは、第12番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
12番議員	<p>12番、渡辺議員、これから一般質問を通告に従って始めさせていただきます。</p> <p>私は、小海という町の歴史的、文化的、地勢的な環境や社会的、経済的な成り立ちを考えたとき、町が果たすべき役割は、医療をベースにした福祉や介護サービスの充実と教育、この2つが南佐久南部地域の扇の要として立地していること、そして、産業では、多々ありますが、林業こそが唯一内発力を備えた存在で、この内発力というのは非常に重要なキーワードですので、ご承知おきください。内発力を備えた存在で、町を支える屋台骨産業であり、したがって、医療、教育、林業振興こそが若者を呼び込み、定住者を増やし、結果、商業に活気を生み出し、小海という町に夢と希望を見いだすと確信しております。今回の質問では、以上の前提に立って政策の実現を訴えたいと思います。</p> <p>1 番目に、医療について語らせていただきます。</p> <p>分院の支援、これは待ったなしの状況だと思っております。6月議会で分院の経営悪化が指摘され、町長は支援を約束しました。9月議会でその後の経緯を尋ねたら、分院の補助要請がないから対処していないと回答されました。昨日の一般質問で、8月に病院と話し合ったような話を聞いておりますのですが、分院側の支援要請あるいは提案内容と併せて4村とも話し合ったようですが、初めに、分院の提案と4村の見解について、その結果をお聞かせください。町長お願いします。</p>
町 長	<p>6月定例、9月定例で、どちらも小海分院に対する支援ということを議員おっしゃられました。その中で私がお答えしたのは、要するに、分院とのいわゆる打合せですね、対話ができていない。要求は何で、要求というか、要求というのはちょっと聞き方おかしいんですけども、どうすればいいんでしょうというものが来ていませんでした。ですから、こちらからやりわりとどうしましょうという形で言ったような気がします。</p> <p>そうした中、分院のほうから8月に要望がございました。そして、南部、佐久穂町を抜く1町4村にて事務レベルの会議を持ち、そして今、進んでいるところでございますが、そうした中、私どもが決して忘れてはいけないのが小海の、議員おっしゃるとおり、ここは健康、そしてすばらしい町であるということを発する一番の根本ではないかというふうに思っております。</p> <p>支援等々の細かい部分については、課のほうから数字を申し上げさせます</p>

	<p>ので、よろしく願いをいたします。</p> <p>私の認識とすれば、共に生きていくという形を目指しておりますので、佐久病院グループなしでこの南佐久はないというふうに思っております。</p>
12番議員	<p>時間の、私、考えもありまして、細かなのは後日伺うとして、私、町長から大きな方針だけ伺えればと思っておりますので、町民課長さんを差し置いてすみません、そのような配慮をいただければと思います。</p>
町長	<p>今の回答でよろしいのでしょうか。</p>
12番議員	<p>はい。</p> <p>今、微々たることかもしれませんが、8月に要請があったという話が今、町長から出ましたけれども、私の質問は9月に行った。だから、そのことの内容を聞かせてほしかった。それはもういいです、終わったことですから。</p> <p>4村もそれなりに分院の存在について一致協力していこうという理解でよろしいわけですね。はい。</p> <p>それで、3月に分院主催の車座会議が行われまして、その席で町長は支援を約束されまして、8月にそういう中身を聞いてきたと。</p> <p>ここで確認したいんですけれども、3月に支援を約束したその結果、支援の増額というのは実施するのでしょうか、しないのでしょうか、はっきり答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>します。</p>
12番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>現在、町の負担は、実質の負担は300万でございます。1,500ですけれども、特別交付税を考えると、20%ですので300万。この300万で満足なのか、満額で行くのか、その辺の見通しを聞かせてください。</p>
町長	<p>特別交付税も町がなければ出ないものでございます。したがって、これは1,500万という認識でおります。</p>
12番議員	<p>ということは、従来どおり1,500万で今後も続けるということで理解よろしいのでしょうか。</p>
町長	<p>それは、ボーダーラインといいますか、そこで、今、協議中でございます。そして、我が町に課せられている部分は大変重いものがあると私自身感じております。今、協議中でございます。</p>
12番議員	<p>他村との連携も必要でございますので、協議中で構わないとは思いますが、けれども、町長として、小海町、先ほど冒頭で小海町は南佐久南部の扇の要であると申し上げました。要である町がこうしようじゃないかと言え</p>

	<p>ば、他の町村も相応に応じてくれるんじゃないかと思うんです。</p> <p>したがって、まずは小海町がどうするのか、一番リスクも、また利益も大きい分院が存在していますんで、まずは小海町がこうしたいということを主張すべきだと思うんですが、その中で幾らぐらいを目安にするのかははっきり答弁いただけませんか。</p>
総務課長	今、協議中……
12番議員	町長をお願いします。
町 長	ただいま申し上げたとおり、今、協議中でございます。
12番議員	ですから、協議を前提に、思惑だけでも示すことはできませんでしょうか。
町 長	本当に事務レベルの会議に連れていきたいです。全員が賛成というものが一気に取れば、こんなものは苦労しないんですよ。我々がどの数字を出すかということが非常に注目されていますけれども、その中ですっとうまくいくように協議をしているということですので、ぜひご理解ください。
12番議員	<p>分かりました。</p> <p>私は、できれば小海町がリーダーシップを取って、こうしようじゃないかと、分院の存在というのは南部地域でも非常に重要な資源、欠かしてはならない存在であるということを踏まえて、他の4村になろうかと思えますけれども、その4村の首長さんたちを納得させ、説得し、リーダーシップを取るというものを私は町長に期待したんですけれども、壊れちゃしようがないんで、ぜひ共同戦線を張って、私はできれば特別交付税の上限である満額を国から得られるような施策を取って、厳しい分院の経営をサポートしたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。</p> <p>ちなみに、町長、4年前の公約では、健康長寿のまちづくりを提案しております。こういう状態になったときに、この公約が果たしているのかどうか、私は、果たせていないんじゃないかと。職員のボーナス、この前、病院で聞いてきましたけれども、夏も冬もカットだそうです。今、世間では賃上げが叫ばれていますが、渦中で医療や介護、福祉を支える人材の賃金が下がっていると。その一番リーダーになってくれる医療が下がると、福祉や介護も上げようがないじゃないですか。そこをしっかりと支えるということが町の最大の責務じゃないかと思うんですけれども、そこについての見識を町長、お示してください。</p>
町 長	<p>ですから、先ほどから申しているとおおり、こんな大切なものはないんですから、お互いに努力するところはしてということになろうかと思えます。</p> <p>また、渡辺議員におかれましては、どこでどういう調査をしたか、私ども、</p>

	<p>よく分かりませんが、そういった部分の詳細の部分もまだ届いておりません、はっきり言って。えっじゃなくて、私どもにボーナスがこれだけ払うつもりだったがこれだけしか払えていないというようなものは来ていないんですよ。渡辺さんはどこでお調べになったか分からないけれども、どちらが正確でどちらが間違っているか分からないですけれども、やはりそういったものはきちっとした格好の中で決めていくべきではないかというふうに思います。</p> <p>そして、その中で、支援という言い方になってしまいますけれども、それは我々は拒むわけにはいけません。いかなる協力もするという所存でございますが、国税の上限等ともございます。そうしたものを協議の中でこれから決めていくというものを先ほどから再三申し上げておりますので、その辺をご理解ください。</p>
12番議員	<p>今、情報の出どころと言いましたけれども、あえてここでは申し上げませんが、私にとっては確かな筋で把握している数字でございます。</p> <p>それで、実は町長、非常にこれは大事な案件であるという答弁をいただいておりますけれども、例えば、小海町の過疎地域持続的発展計画の改定案、この資料ありますね。この資料の中で、8番目に医療の確保と題し、地域医療の確保、医師の確保の観点から分院の維持が南佐久南部地域の責務であると記し、これは町長がおっしゃっているところです。構造的に不採算になっていると課題を明示し、対策として必要な支援を維持・継続し、医師確保を要請し、在宅医療連携ネットワークの構築で町民にとってよりよい医療の提供を行い、特定健診、健康診断等ですけれども、示して、これらの記載された事項について、どのように具体化されるのか、その手順、段取りを聞かせてください。</p>
町長	<p>ただいま読み上げていただきましたけれども、町民に対する医療を十分に計らうということはもちろんでございます。それにつきまして、具体的に申されれば、これは医師の確保等々におきましても、必ず予算がついて回るということでございますので、先ほどから申し上げているとおり、財政へのできる限りの支援をしたいということでございます。</p> <p>また、医療機関、様々ございますけれども、厚生労働省とか総務省とかございますけれども、それがいわゆる相談の中、あるいは要請の中で出てきましたら、私は率先して動くつもりでございます。</p>
12番議員	<p>今質問したのは、手順、段取りなんです。何をやるかということ聞いていないです。どうやるかを聞いているんです。その段取りを、まずはこ</p>

	<p>れはこうやって、3年後にこうするとか、見通しなんですよ。そういうことを示していただかないと、計画にならないじゃないですか。ただああやります、こうやります、検討しますじゃ話にならないんですよ。その段取りを示していただきたいということです。</p>
町 長	<p>数制的なものは、今言える段階ではないですので、近々そういったものを示せるように、病院のほうとも相談しまして決めていきたいと思います。手順、段取り、大切ではございますけれども、容易ではございません。</p>
12番議員	<p>容易でないからといって避けていたら進まないんですよ。 それはそれとして、重ねて質問しますけれども、産業建設課長に伺います。ここに書いてある構造的な不採算。構造的な不採算というのはどういう意味で捉えているかお聞かせください。今私が読み上げましたでしょう。</p>
産業建設課 長	<p>すみません、構造的な不採算について答えろということ。</p>
12番議員	<p>どういう意味で解しているか。</p>
産業建設課 長	<p>私。すみません、私が答えていいですか。</p>
議 長	<p>ちょっと、回答できる課長に。</p>
町民課長	<p>構造的な不採算ということで書いてございますが、病院関係の経営の中、やはり診療報酬等も一定的なもの、これが物価が上がるからといってプラスになるという部分ではないというふうに考えております。 ですので、この構造的な不採算、また、今回の医師への働き方改革という中では、今までと同じような労働環境ということは整えられないということになりますれば、看護師も含め補充していかなくちゃいけないと。 そうなりますと、やはり構造的には診療報酬等が一定の中で、支出のほうの医師の確保や看護師の確保という分では、そこに人件費がかさむというような形ですので、構造的にはやはりどうしても不採算的な構造に陥っていくんではないかということで記載してございます。</p>
12番議員	<p>現象的にはそういうことなんですけれども、私がなぜ産業建設課長に回答を求めたかといいますと、経済的、社会的な町の組み立てられ方が、産業のなりわいなどが、例えば、事業採算性の悪化から就労機会を失って、住民の過疎化が始まって、その結果、医療に関わる、医療、患者さんが減って、その結果が病院経営を圧迫していると。要するに、過疎化の原因、過疎になって患者数が減れば、病院経営は悪化するに決まっています。そういう捉え方をするために、産業構造の改革が必要なんです。</p>

	<p>それを、医療改革とはいえ事業ですから、収支を見るとときに患者数の減少を克服するような対策が産業政策のほうでも反映される必要があるんです。そういう意味で産業建設課長に質問を振ったわけですが、結構です、町民課長の回答で。</p> <p>あわせて、町民課長にお話ししますが、医師の確保とありますけれども、どんな医師を何名で、どんなサービスを町民に提供する予定なのか聞かせてください。</p>
町民課長	<p>すみません、その医師の確保の中身につきましては、分院のほうからの要望のほうで聞かない限りは、ちょっと私のほうも分かりませんので、医師の確保という中では、全体的に不足している部分を確保していくということで、病院関係との話の中で不足している医師について確保していくためには、町のほうとしても協力していくということでございます。</p>
12番議員	<p>私は9月の議会で、病院を支援するという考え方と併せて、まちづくりで町民の健康管理を増進すると、それには新たな医療サービス、介護サービス、福祉サービスが求められるんじゃないかと、それをサービスの中身を検討した上で、こういったお医者さんを病院に置いていただきたいと、予算は町で出しますという提案をしたつもりなんです。</p> <p>病院は病院側で、自分たちのマターの話として、こういう医師が必要だとかあるでしょうけれども、まちづくりの観点から、どういう医療介護サービスをするからこういったお医者さんを分院に配置してほしいという考え方は、町民課長、ないんですか。</p>
町民課長	<p>実際に言いますと、やはり母子関係で言いますれば、要するに発達障害の関係の児童相談の医師とか、そういうものが今回、医師不足により、数ヶ月に1度来ていた医師が、結局本院のほうでも医師不足だということで来ていない。そういう部分については、この1年間、かなり要望をお願いしたという経過がございます。</p> <p>そのような医師、また、介護のほうでもまた必要な医師というものはおのずと出てきておりますし、やはり必要な医師がなかなか分院のほうに来ていただけないという部分は多々出てきております。</p> <p>ですので、そういう部分をまた加味した中で、南部町村での合わせた合同の要望というような形では執り行っておりますが、やはり医師不足という部分では、なかなか病院のほうにも医師を確保するというのが難しいようですので、我々も要望はしておりますし、支援もするというような中ではありますけれども、なかなかそこら辺、病院のほうでは確保が難しい</p>

	というふうに伺っております。
12番議員	<p>私もこれからの住民あるいは医療サービスの事業化みたいな視点からも、精神系のケアを十全に果たしていくと。昨日の質問でも、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとかそういう必要性が出て、それらはあくまでもベースとして医療が介在しているんで、精神科系統の先生が必要になる、そういう方を求めていくのが、町民課長おっしゃるように、真っ当かなと考えておりますんで、その辺をしっかりと、小海はこういうケアをするんだという方針を立てて、その下で分院と連携して住みよいまちづくりをしていきたいと思っております。</p> <p>次に、在宅医療連携ネットワークというのがここで記されていますけれども、町長、その在宅医療連携ネットワークというのはどんなネットワークを考えているのか、ご答弁お願いします。</p>
町長	<p>包括のほうが中心になるかと思えますけれども、今、在宅に対するものの我々のどうすればいいかというのは、結構論議の中でございます。そうした中、在宅医療、この負担を軽減するのはもちろんでございますけれども、基本的に、もう親は出しちゃえというようなところから一つ脱皮したいというような考えでございます。</p>
12番議員	<p>実情を私の認識で申し上げますと、今、介護・福祉は在宅から施設への流れが大きく動いております。理想は在宅なのかもしれないですけども、実勢は在宅から施設なんです。その中で、在宅医療連携ネットワークというのはどういう役割になるのか、ちょっとそこに今の町長の認識と私の認識が違うんですけども、この辺、しっかりと医療をベースにして、社協なり関連のケアサービス事業者なり、そういったところとスクラム組んで、しっかりと進めていっていただきたいと思うんですけども、実は、長期振興計画審議会の資料の実施計画では、医療面で保健医療計画では、分院予算は1,500万で、3年先まで、8年、9年、10年まで同じ金額なんですね。全く見直されていません。</p> <p>改定案の資料に示した事項、先ほど読み上げましたね。必要な支援を維持し、継続し、医師を確保し、こういうことを改革案で言いながら、予算が変更していないというのは、やる意思がないというふうにも取られるんじゃないかと思うんですけども、金がなくて動けるんですか。その辺、ちょっとご答弁お願いします。</p>
町民課長	<p>確実な支援ということでありますので、今のところ先ほど申したように、南部5か町村での協議という中でもございます。分院への支援という中で</p>

	<p>は、その協議の中でどのような方向性で数字を固めていくかということ を今、協議している最中でございますので、その協議の中で数字が固まっ てくる中で、またローリングをしながらその数字を変更していきたいとい うふうに考えてございます。</p>
12番議員	<p>この保健医療計画というのは、南部地域の前提とした医療計画と併せて、 小海としてどういうサービスをするかというのをさっきも申し上げまし た。その予算は全然どこにも入っていないんですよ。そこは町民課長、ど のようにお考えですか。</p>
町民課長	<p>その分につきましても、他の計画の中に折り込んでいる形は取ってござい ますので、一概にそこだけという部分ではございませんので、ご理解をい ただきたいと思えます。</p>
12番議員	<p>分かりました。じゃ、どこにどういうふうに入っているか、今この場では 結構ですんで、今議会中に具体的に示してください。 改めて発展計画に示された事項について、私は実施計画と具体化をぜひ進 めていただきたいと思って、時間も過ぎておりますので、次の森林環境保 全レンジャー制度の導入について移らせていただきます。 伐期を迎えたカラマツ生産が急務ですが、再生林の人材が不足し、伐採、 生産活動にブレーキがかけられています。このことは、森林組合や町内林 業者へのヒアリングで明らかになりました。再生林を含めて若手林業者を 育成する手だてをどのように考えているのか、産業建設課長にお願いいた します。</p>
産業建設 課 長	<p>ご苦労さまでございます。 先ほどの質問も答えられず、大変に失礼いたしました。そして、これから の回答も、渡辺議員の納得できるような回答ではないとは思いますが、回 答させていただきます。 何を答えればいいでしょうか。</p>
12番議員	<p>若手林業者を育成するには、町はどうやって取り組みますかということ を示していただきたいということです。</p>
産業建設 課 長	<p>担い手を受け入れる組織とかそういうことでよろしいですか。</p>
12番議員	<p>カラマツの生産を促進するには、再生林という担い手を確保しておかない と、県の補助が受けられない制度になっている。再生林については、植林 など非常に若手が嫌がると言ったら失礼ですけれども、厳しくて長続きし ない、来ても離職率が高いと、そういう現実があって、若手の林業者をど</p>

	<p>うやって町内に担い手として呼び込むかということが課題になっているんです。その課題に対して、産業建設課としてはどういう対策を考えておりますかという質問です。</p>
産業建設課長	<p>再造林につきましては、まず、主伐の伐期を迎えた森林が多いと、これは戦後の国を挙げての施策が50年後伐期を迎えて、今カラマツの値段だとかそういうものが上がっております。それを繰り返すには、再造林が確実に必要なことだと思います。50年後、100年後の事業を見据えたその中で、今、主伐、そして再造林を行っている事業者さんの中部森林組合さんが主でございます。</p> <p>そして、そこにお勤めになっている方の離職ですとかそういうものについて懸念されているというふうに思いますが、今、林業につきましては、町を挙げていろいろな施策をやっております。そういう中で、中部森林組合を中心としたそういう事業に支援をしていくということだというふうに考えております。</p>
12番議員	<p>はい、結構です。分かりました。</p> <p>今の若手育成導入と併せて、林業には技術習得が不可欠で、新規就農希望者には、習得に要する一定期間、賃金や各種保険などの雇用者負担を軽減し、または住宅の家賃補助などを通じ、人材の育成と確保を図れないかと私は考えておるんですけれども、若手再造林の担い手をいかに町、今、産建課長に質問したことと併せて、その支援のことについて、町長、見解を聞かせてください。</p>
町長	<p>カラマツの育成につきましては、中部森林組合が画期的な案を出していただきまして、皆伐の後、植林をし、再造林をして10年間面倒見ると、それ1ヘクタール21万円というのはご承知かと思っておりますけれども、そういったものが進んでいく中で、これは県のほうでも大変いい事業だということで認めていただき、県のほうで全額出していただくという形になったと思います。</p> <p>そうした中、やはり小海も、中部森林組合を抜いて4軒と認識しておりますけれども、個人の若手の森林関係をなりわいとしている会社がございます。そうした皆さんにも、結局最終的にはその補助金を使えるということは、業務がスムーズに行くということではないかというふうに思います。</p> <p>そして、私が見ている限り、ご使用になっている重機等々内容については、小さな規模の建設会社よりはよっぽどいい安全なものを使い、進んでいるような気がいたします。</p>

	<p>そういったことですので、ぜひこのまま頑張っていたいただければ、中部森林組合も非常にがんがん伸びております。そして、町にとっては大変痛いといえますか、これだけというような形で補助もしておりますけれども、そうした中、やっぱり共に生きるということと、それから、カラマツの大切さ、そして品質のよさが非常に言われているもので、そういったものでいろいろ支援はするところはする、そして一緒に考えていきたいというふうに思っております。</p>
12番議員	<p>今、町長おっしゃったことは、私が提案する前提なんです。生産活動をするには再生林の担い手が必要だと。再生林がセットなんです。その再生林をする担い手がいないから、私はそのことを質問しているんです。今、カラマツは商品価値が高くて、おっしゃるとおりなんです。だけれども、再生林がないと県の補助が出てこないじゃないですか。その担い手のことを言っているんです。</p> <p>次の話として、森林環境贈与税があつて、これは町費を省略しながら生産を高める、その前提として再生林の担い手確保が必要なんです。その再生林の担い手の確保について今質問したけれども、まともな返事が返ってこない。</p> <p>時間もないので進めちゃいますけれども、もう一点、私はこの前、佐久地域振興局林務課に行って、どうしたらいいんだと聞いて、補助申請に壁が厚いと、壁がフィールドが高いと。特に今、建設事業者やほかの中小の林業家が機械化するとか補助を受けるという作業については、書類の整備が大変で、それが嫌で補助申請を見送る方が多いということを知っておりまして、なら、林務のOBを町で雇い入れて、事務代行をしてもらって、補助申請の件数を高めればいいじゃないかと、そういう話をしたら、林務課の方が、そのとおりで、4町村、4村にはそれぞれOBがいますよという返事をいただきました。</p> <p>ついでに、そういった人材をぜひ確保できないかと、雇用形態はいろいろあると思いますけれども、手順を踏んでOBなりそういったことにたけた方を採用していただいて、補助申請の的確な、円滑な申請ができるような手順を取っていただきたいと思うんですけれども、町長、いかがですか。</p>
町長	<p>我が町にも林政アドバイザーがおります。そうした皆さんに相談をさせていただくというのがまずの基本でございます。そして、農林の係も2人おります。そういったところに申し出ていただければ、対応のほうはさせていただきます。</p>

12番議員	<p>アドバイザーがいることも林務の方もいること分かっておりますけれども、補助申請の代行するまでのノウハウが果たしてあるのかどうか。そこはあるというなら、中小の林業家の方とも相談して、ぜひ申請をどんどん進めて、県費を使って町での森林を生かしていくという手だてを進めていただきたいと思います。</p> <p>あわせて、私はなぜ林業がそんなに必要なんだと。これは、地域を持続的に発展させる原動力は、何よりも町内に内在する、先ほど内発力というのが必要だと言いましたけれども、内在する資源を生かすということが大事なんです。それには、小海の資源の中でカラマツというの一番有力で、かつ、カラマツは町の先人の汗の結晶なんですね。この豊かな森林を多面的に生かす。環境を守りCO<sub>2</sub>の排出を抑え吸収を高める、こうした大義があります。</p> <p>また、憩うまちこうみ事業では、都会のテクノストレスにさいなまれる企業戦士を町内に迎え入れて癒やすというサービスの提供が始まっています。これらの新しい役割と大義を満たすために、私は改めて森林環境保全活用レンジャーという組織を立ち上げていただけないかと。</p> <p>この組織については、林業への就労を希望する若い世代を受け入れ育成を図る、2番目に、収支が合わない町場周辺の樹木の除去や支障木、河床など防災に関わる樹木の除伐など、町の予算を配して作業を委託すると。委託という支援を通じて地域の林業者を支え、再生林の担い手として新規就労者を迎え入れ、伐採、再生林、出荷業務を促進させ、伐期を迎えた先人の汗の結晶を収穫すると。伐期を過ぎると材価が落ちてしまうわけです。今こそ大事なんです。4番目に、支援を受けるには補助申請が必要で、その代行システムを整えると。現行の職員でできるなら、なぜ今までやられていないのか。5番目に、そのような多様な役割を担う人たちを森林環境保全活用レンジャーと呼び、その組織を立ち上げ、森林を総体として保全管理し、有効活用すると。その構想案を用意したので、データに載せてありますので、ぜひ見てください。</p> <p>このような絵柄というのに対して、町長、どのようにお考えでしょうか。</p>
町長	<p>まず、カラマツの出荷につきまして、やはり山の木を切って、そして出荷してお金にするわけです。これが採算が、その先人の汗の結晶が、大きくないんですよ。手元に残るのは小さな汗と私は認識しております。机上での話はそういうふうになりますけれども、実際現場に行きますと、そういったことではないと感じております。</p>

	<p>やはり山持ちといますか、所有している方がうんとメリットがあるというふうなところがない限り、これはやっぱりちょっと進まないと思うんですね。大変な経費がかかりまして、このいい木をこれだけ切って、これだけしかないかというところがあるんですけども、それは、例えば森林組合にまけろとか、それから県の補助をたくさんしろとか、そこらしかちょっと手がなくて、あとは、このカラマツは非常に品質がいいもので、いい値で取ってもらっていることは確かなんですけども、実情はそういうことであります。</p> <p>レンジャーとか何とかといって議員おっしゃいましたけれども、そういったものは、本当に機能するかどうかというものは、一抹の不安がございます。</p>
12番議員	<p>今の町長の答弁に対して、非常にいろいろ考えさせられることがあります。1点だけ申し上げますと、林業を単体の一商品としてしか見ていない。多面的な活用と。これからの産業というのは、先ほど医療もネットワークでと言ったけれども、多面的な活用で付加価値を高める。その付加価値ってどこでどういうふうに生み出されるのかの認識がなければ、活用の仕方がないんです。</p> <p>林業単体で見たら、今でも林業は補助がなければ成り立たない産業ぐらい、私は理解しています。しかしながら、CO<sub>2</sub>の問題とか癒やしの問題とか、そういったところに価値を求めてお金が落ちる社会が、経済が上がりつつあるわけです。それをどういうふうに受け止めていくのか、それをどういうふうに町の産業として生かしていくのかというのが、このレンジャー構想なんです。少し私から言うと、想像力が欠けているんじゃないかと思いますよ。</p> <p>もう時間も残っていないので、次に進みますけれども、要は、私は町の産業で一番欠けているのはネットワークだと思います。横のつながりができていない。付加価値の現実が分かっていないというところに尽きるんじゃないかと思います。それらは、ある程度中長期にも見通した事業として進めていかなくちゃいけないんですけども、次の問題として、喫緊の問題として、物価対策があります。</p> <p>これについては、私は米の自給、これを考えたいと思って、考えてこれから質問を繰り返しますけれども、初めに、今年度、直売所に約1,000万の補助が用意されていますけれども、直売所を指定管理者にして補助を1,000万出すことの大義名分について改めてお聞かせください。町長、お願いし</p>

	ます。
町 長	<p>直売所という組織も営利団体でございます。しかし、私が就任した当時、もう直売所というものはできておりました、その中には様々な女性の皆さん、それからOBの皆さん含めた中で、加工直売所という形でやらせてもらっています。</p> <p>そして、私もこの庁舎におるときには、そこのお弁当を頂いているわけなんですけれども、値上がりして500円というようなお弁当を頂いておりますけれども、そうしたものが町の様々なところで活躍していただいているという認識でございます。</p> <p>そうした中、まず主力は、生産物をあそこへ直に入れて、そこで売ると。そして、その利益を上げていくということなんです、なかなか、建物はできたわけなんですけれども、その運営、非常に厳しいものがございまして、スタートの時点で1,000万というものを計上しましてやっていかなければ、ぎりぎりだということでもあります。</p> <p>しかしながら、法人格をお取りになりました。これからはそういった形のもので運営していくという意思がございますので、様々な形の中でお話をさせていただきまして、進む方向、5年間という1,000万を決めましたけれども、その見直しというような時期に来ているのではないかというふうに思っております。</p>
12番議員	<p>直売所の存在意義というのは、単なる八百屋や飲食事業者と違う、それはご理解いただけていると思いますけれども、それは何かと云ったら、ある面では地産地消を推進する。地で取れたものを地で消費して、なぜ、じゃ、地産地消か云ったら、1つは、町長も公約で掲げている地域経済を循環させる。もちろん安心安全な食材をというのはありますけれども、生産者と消費者をつないで地域内の自給自足体制、可能な限りですけれども、立ち上げていく。そういう仲介事業をするものとして、生産者にもよくて、消費者にもよくて、特産化も図り付加価値も高めていく、こういう役割を担っているのが指定管理者としての大義名分なんです。</p> <p>そのことをそういう理解で直売所を捉えてよろしいのかどうか、これは総務課長に聞きます。</p>
総務課長	<p>議員さんおっしゃられるとおり、地産地消の最たるものだと思っております。今までの大量生産するものは、大量消費される中央の都会でございます。これ、引退されたという言い方もおかしいですけれども、農業者の方々、小さい農業者の方々が地元で、小海町で取れたものを小海町の飲食</p>

	<p>店等で使えるようにする、その循環を生むのがこの直売所の最初の設置の目的だったと思われます。</p> <p>なので、加工品も含めまして、そういう地産地消、それを推進することは、このエコな環境を求めるこの時代にはとても合っている、これからも推進する必要があるのではないかと思います。以上です。</p>
12番議員	<p>全く私と考え方一緒でございます。ありがとうございます。</p> <p>ついては、今、米が非常に高騰している。米問題が、お米券発給するとか何とか言っているけれども、それは別個にして、今、消費者は物価高に苦しんでおりまして、米は主食だけに影響が大きいわけです。</p> <p>直売所で町内の米農家が3キロ2,400円、1キロ当たり800円で販売している。直売所で聞いたらよく売れると。私も八峰村の作った米を去年から出し始めております。</p> <p>これとは別個で、農協の今年の買取り価格を聞きましたたら、1俵60キロで約2万8,000円、これはコシヒカリ1級30キロで1万3,970円という回答から導き出した数字です。これを5キロで、消費者価格風に5キロで計算すると2,330円になる。非常に割安で提供できる。買取り価格と消費者価格、イコールでやっちゃうと2,330円で消費者にできる。</p> <p>生産者からの買取り価格と消費者への販売価格の差額を直売所で調整し、生産者には相場より高く、消費者には割安で、かつ直売所の売上げアップを図ると、こういう事業、地産地消活動を9月議会でも提案しましたがけれども、そのときは一蹴されました。</p> <p>改めて、このような事業を指定管理者として支援する傍ら、利益を上げよう、くれようと、例えばこんな案があるじゃないかというようなことを働きかけることはできませんでしょうか。町長で。</p>
町長	<p>渡辺議員より議会でも提案があり、そして町長室でも書面によってご提案いただきました。</p> <p>私も米を生産している皆さんに直接お伺いいたしました。そうしたところ、小海のお米は作った時点で行き先が決まっているんですね。だから、町へ供出してくれないかというような話は聞けるかいといたら、それは駄目だということですので、十数件聞いたんですけれども、ほぼほぼそんな形で、親戚ですとか、それから自家消費だとか、そういう部分になっておりました。</p> <p>したがって、米を集めて、そしてこれまた保管が非常に大変なんですよね。涼しいところへ置いておかなきゃいけないから。佐久のライスセンターに</p>

	<p>も問合せしました。そうしたら、町単位での要請があれば何とか一肌脱ぎましようということは言っていたんですが、逆なもので、やっぱり町のほうへお米を全部集約して、そこに付加価値をつけて生産者にはお支払いする。消費者には安価なものを届ける。理想ですけれども、なかなか、一蹴と言いましたけれども、私、本当に真剣に考えて、ちゃんとお答えしたと思うんですけれども、その辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。</p>
<p>12番議員</p>	<p>確かに具体化には多々問題があると思うんですけれども、直売所の存立をどうやって持続性を担保するかと、その一つの手だてとして、やっぱりこういったことをぜひ、出荷する人はいないかもしれない、でも、出している人もいるわけです。小さく生んで大きく育てるとというのが地産地消ですから、ぜひ試みだけはトライしていただきたいと。</p> <p>今回、給食用の米1,860キロ、これ1俵に直すと31俵ぐらいになるんですけれども、30俵作るには、おおむね1反歩10俵ぐらいとして3反歩の水田ができればできると。3反歩の水田に投資すれば、給食費は米の分についてはただになると。町長は給食費無料化を公約でうたっております。3反歩だけ学校給食用に、例えば今年の買取り価格だと1,860キロ買うと80万ぐらいになるんですけれども、80万出すから学校給食用に米を作ってくれないかと。3反歩で80万だったら1反歩24,5万になります。これ十分採算合うんじゃないかと。買い取るから作ってくれと、本間や東馬流が比較的コシヒカリが多くておいしいというような話を聞いていますんですが、例えば、そのほかでも八峰の湯の食材の米、それから直売所の米、これはもう比較的高く扱っております。直売所で結構高い米買っている。こういったところに地産地消の哲学を入れて、直売所を通じて米の自給を満たしていくという指導なり連携なりが図られればいいんじゃないかなと思っています。ぜひそれは取り組んでいただきたいと。</p> <p>時間がないので続けますけれども、長振の農業計画では、水田農業対策、町単独事業で予算が取られていません。県費が150万だけです。水田の耕作放棄が進んでいる。町は水田の維持に対策がなくていいのかどうか甚だ疑問です。これはまた機会を見て建設課長あたりに返事をいただきたいと思います。</p> <p>それから、遊休耕作放棄農地を増やさないために、ブドウ栽培に指導者派遣、試験栽培委託、これに1,800万使っている。同様の目標を持って取り組まれている中山間直接支払い、これは耕作放棄の発生を防ぎ、多面的機能</p>

を確保するために、集落などを単位に農地を維持管理する協定を結び、農業生産活動を行う者に支払われる国の制度です。この国の制度には、町は61万しか計上していない。

私は、ワインについても国費を活用し、関わる農家、集落と協定を結び、遊休農地の維持管理を含め集落型営農体制を整えていく、そのような取組が適当ではないかと思っておりますが、これもまた返事を待っていると言いたいことが言えなくなっちゃうんで、後日、何らかの回答をいただければと思います。

重要なことは、各種の助成金資金が町内で循環し、外に出ていかない仕組みを作ることにある。町長は公約で循環型経済を掲げていると。その成果がどこに出ているのか具体的にお示しいただいて、町政8年間の成果が80点だということの裏づけを示していただきたいと思います。

次に、次期町政の骨子について。過疎債の発行する法律の裏づけとなるものがあります。例えば、過疎地域の持続的発展の支援にというのが直近でございませう。その前は、過疎地域自立促進特別措置法というのが裏づけになっている。キーワードは、持続性と自立なんです。これをどうすれば担保できるのか。このためには、内発力を生かす。あるものを生かす。ないものを施設を造ってやるんじゃないで、今あるものをいかに生かすかという発想の転換が必要で、それには、まずは役場職員が改めてモチベーションを高めて業務に精通していただく必要があります。

次に、医療、介護、福祉、各種ボランティアなどの人材、これをネットワーク化して戦力アップを図ると。ところが、この方向に対して、例えば分院の経営悪化、社協も厳しい状況で、健康長寿の公約はどこへ行っちゃったんでしょか。

2番目に林業再生プログラムをぜひ推進をしていただきたいと。まだこれはたたきなんで、欠陥しているところが多々あるかと思えます。けれども、大きな風呂敷を広げましたんで、これをたたき台にして、連携して、小さな力を寄せ集めて、数少ない予算を有効に使うという組織体、運動推進母体をつくっていただきたい。

3番目には人材の育成です。例えば隣町の町長の広報には、例えばフルーツパーラーの老舗、新宿高野との連携が始まっております。これは、東京事務所に派遣した職員の飛び込み営業によって始まっている。それから、モンベルが道の駅にできました。モンベルとの連携も職員が送った1通のメールと2名の職員が二人三脚で行った体当たりの営業活動から始まっ

	<p>ている。3番目に、佐久穂町は白樺のイメージになっていますけれども、セイコー本社に職員が送ったメールから始まって、諦めない真摯な営業が成果となりました。佐久穂町の町のトレードマークである白樺とセイコーの時計、高級時計、白樺、これをタイアップしてブランド力を高めていると。こういう職員の内発力があって初めて成り立っている事業が道の駅であり、果物のブランド化でありという話になっている。</p> <p>こういう職員を私はすばらしいなと思いつつ、では、小海ではどうなっているのか。実は、中堅の職員が辞めていく方がおります。これって深刻な問題じゃないのかと。それを含めて、医療の改革、林業の再生、職員の改めてモチベーションを高める施策、こういったものについて、町長、1分しかないんですけども、最後の締めもやっていただけますか。</p>
町長	<p>佐久穂の取組については、町長、結構親しいもんで、いろんな話をさせていただいています。そうした中で、その飛び込みというようなものがどれだけ功を奏すかと、万やってみようかというふうには思いません。</p> <p>私は日頃から、職員はアイデアマンであってほしいということを申し上げております。そうした中、アイデアをいっぱい出して、そして活力ある町政を築いていくというものがあろうかと思えます。</p> <p>渡辺議員、自立、自立と、本当に耳の中にがんがん入っていますけれども、自立というものは大変難しいことであり、そして今、この法律がある限り、法律に乗った中で、そして今の政治がある限り、この政治の中でいかにうまく、うまくという言い方はちょっと渡辺さんにとっては異論があろうかと思えますけれども、上手に生かして町政を進めていくということが大切じゃないかというふうに思っております。以上です。</p>
12番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p>
議長	<p>以上で第12番 渡辺均議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、明日10日午前10時から合同現地視察及び全員協議会を行います。これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時02分)</p>

<b>令 和 7 年 第 4 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 14 日」	
*	開会年月日時 令和7年12月17日 午後3時00分
*	閉会年月日時 令和7年12月17日 午後4時45分
*	開会の場所 小海町議会議場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、こんにちは。本日は、令和7年第4回定例議会の最終日であります。先ほどは議員と職員による人権研修会が行われ、3時からの開会となりました。本日の最終日に条例3件と補正予算3件が追加されました。内容は人勧によるものと物価高騰対策として、子育て世帯への給付等であります。</p> <p>臨時国会では、16日に経済対策の財源を裏づける2025年度補正予算が可決されました。それによって、重点支援地方交付金の使い道は各自治体の裁量により決めることができます。町でしっかり検討をしていただき、町民皆さんのためになるような使い道を検討していただきたいと思います。ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、掲載したとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
<b>議 長</b>	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。議長としての報告は、議事日程づくりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p>

	以上で諸般の報告を終わります。
<b><u>日程第2 「行政報告」</u></b>	
議 長	日程第2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	改めまして、皆様こんにちは。人権研修会お疲れ様でございました。 令和7年第4回定例会、本日が最終日となりました。会期の14日間、議員の皆様方におかれましては、各議案に対し慎重なご審議をいただき、本当にありがとうございました。 1件報告させていただきます。12月6日、7日に第75回松原湖スケート大会中学校の部が開催されました。四つの中学と二つのクラブチームを合わせ32人が参加し、男子5000mでは川上中学校の川上春之介選手が、29年ぶりに中嶋敬春選手の記録を破り大会新記録で優勝するなど、選手の皆様方の活躍ぶりを見ることができました。文化の継承として側面からサポートしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日は追加議案といたしまして、条例3件、補正予算3件を提案させていただきます。人事院勧告に伴う給与・手当と国の物価高騰対応子育て応援手当給付金が主な内容でございます。提案しました全ての議案に対しまして、可決決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 なお、臨時国会におきまして、昨日決議されました物価高騰対応重点支援交付金につきましては、国の要綱等を精査し、また、県が実施する事業との関連を見極め、来月の臨時議会に小海町の事業内容を提案させていただく予定でありますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。 以上でございます。
議 長	以上で町長の報告を終わります。他に、行政報告がありましたらお願いいたします以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・各課長・所長であります。なお、小平生涯学習課長は療養のため欠席であります。
<b><u>○ 議案の上程</u></b>	
議 長	それでは、順次議案を上程いたします。
<b><u>日程第3 「議員派遣の件」</u></b>	

議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。 事務局長に朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。したがって、議事日程つづりの4ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定しました。
<b><u>日程第4 「議案第46号」</u></b>	
議 長	日程第4、議案第46号「こども家庭センター設置条例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 渡邊晃子 君。
(委員長報告一可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第46号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第46号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第46号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第5 「議案第47号」</u></b>	
議 長	日程第5、議案第47号「小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

	<p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 黒澤敦史 君。</p>
	<p>(委員長報告一可決と決定)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 47 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第47号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第47号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><b><u>日程第 6 「議案第48号」</u></b></p>	
議 長	<p>日程第 6、議案第 48 号「小海町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 黒澤敦史 君。</p>
	<p>(委員長報告一可決と決定)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 48 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第48号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第48号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>

<u>日程第7 「議案第49号」</u>	
議 長	日程第7、議案第49号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 黒澤敦史 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第49号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第49号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第49号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第50号」</u>	
議 長	日程第8、議案第50号「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 黒澤敦史 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第50号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第50号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第50号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第51号」</u>	
議 長	日程第9、議案第51号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 黒澤敦史 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第51号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第51号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第51号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第10～12 「議案第52号～議案第54号」</u>	
議 長	日程第10、議案第52号から日程第12、議案第54号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告—すべて可決と決定) (委員会からの要望事項—1件)	
<委員会からの要望事項> 簡易水道事業について、町民に安心を提供するために課題や問題を整理し、対策を講じていることについて、周知されたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略した

	いと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	ご回答申し上げます。町民の皆様への周知、広報活動は、水道事業の理解を得るために不可欠です。事業の現状や将来の見通しを含め、情報発信してまいります。以上です。
議 長	これより議案第 52 号、「令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 6 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 52 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 52 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 52 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて、議案第 53 号、「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 53 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 53 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて、議案第 54 号、「令和 7 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 54 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 54 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<p><u>日程第 13 「陳情第 10 号」</u></p> <p><u>日程第 14 「発議第 8 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 13、陳情第 10 号、「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書」及び日程第 14、発議第 8 号、「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書」は関連がありますので、一括議題といたします。</p> <p>陳情第 10 号については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 渡邊晃子君。</p>
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。5 番渡邊晃子君。
5 番議員	<p>5 番渡邊晃子です。私はこの陳情書に賛成の立場で討論をいたします。委員長でしたので討論に委員会では参加できませんでしたので、この場で述べさせていただきます。陳情書の資料からですが、医療機関、介護、障害福祉、各ケア現場からの切実な悲鳴といえる声が上がっていることが改めて浮き彫りになっていると思います。委員会でも、特に介護現場の切実な実態、努力もお聞きいたしました。また、待たなしの状況で分院への支援拡大をと複数の議員方から一般質問もあり、町長からはともに生きていくという明快なメッセージがありました。</p> <p>特に中山間地における医療介護福祉のサービスが減退する、またなくなってしまうということは、住民の命に関わるということ、皆さんの共通認識かと思えます。12 月 4 日から 10 日が人権週間で、今日も先ほど人権研修行われたところです。</p> <p>医療、介護、そして障害のサービスを受けること。全国どこに住んでいても等しくサービスを受けられるということは、人権の問題です。</p> <p>そこへの国の負担減など全くおかしな話であります。平成 5 年に人権宣言をしている小海町議会として、この人権の観点からも、ケア労働者の切実な声をしっかりと受けとめ、この意見書を国に提出することは当然のことと考えます。</p>

	委員会では全会一致で提出をとなりました。全議員の皆さんのご賛同を心からお願いして、私の賛成討論といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから陳情第 10 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。陳情第 10 号を委員長報告のとおり、採択することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第 10 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。
議 長	事務局に発議第 8 号の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 8 番 鷹野文則君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 8 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 8 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第 8 号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<b><u>日程第 15「発議第 9 号」</u></b>	
議 長	日程第 15、発議第 9 号、「小海町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に発議第 9 号の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 2 番 小池喜昭君。
	(提出者説明)

議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 9 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 9 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第 9 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。 ここで 4 時まで休憩とします。
	(ときに 15 時 50 分)
<b><u>日程第 16「議案第 55 号」</u></b>	
議 長	(ときに 16 時 00 分) 日程第 16、議案第 55 号、 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 55 号を採決いたします。 議案第 55 号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決する

	事に決定いたしました。
<b><u>日程第 17「議案第 56 号」</u></b>	
議 長	日程第 17、議案第 56 号、「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 56 号を採決いたします。 議案第 56 号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 18「議案第 57 号」</u></b>	
議 長	日程第 18、議案第 57 号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	

議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 57 号を採決いたします。 議案第 57 号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 19「議案第 58 号」</u></b>	
議 長	日程第 19、議案第 58 号 「令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 歳入、7 ページ。歳出、8 ページ。9 ページ。10 ページ。11 ページ。12 ページ。6 番的埜美香子君。
6 番議員	6 番的埜です。お願いします。 12 ページ児童措置費、物価高騰対応子育て応援ということでただいま説明がありましたが、これ日程的にはいつ頃の支給でという予定か、お願いします。
こども課長	はい、お疲れ様でございます。 これに支給するこどもの方は確定しておりますので、準備ができ次第支給していくという状態です。
6 番議員	はい、準備ができ次第ということなんですけど、これから年末年始ということで郵便局の方もね、すごく忙しくなると思うんですけど、そのあたりはどういった手順かお願いします。
こども課長	はい、年内ではちょっと難しいかなということですので、1 月または 2 月の頭という形になろうかと思えます。
議 長	13 ページ。14 ページ。15 ページ。16 ページ。17 ページ。18 ページ。19

	ページ。20 ページ。補正予算給与費明細書、21 ページ。22 ページ。23 ページ。24 ページ。25 ページ。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 58 号を採決いたします。 議案第 58 号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 20 「議案第 59 号」</u></b>	
議 長	日程第 20、議案第 59 号、「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 歳入、4 ページ。歳出、5 ページ。補正予算給与費明細書、6 ページ。7 ページ。8 ページ。9 ページ。10 ページ。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 59 号を採決いたします。 議案第 59 号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決する

	事に決定いたしました。
<b><u>日程第 21 「議案第 60 号」</u></b>	
議 長	日程第 21、議案第 60 号、「令和 7 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 宮澤産業建設課長。
（産業建設課長説明）	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 収益的収入及び支出、2 ページ。補正予算給与費明細書、3 ページ。4 ページ。5 ページ。6 ページ。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
（質疑なし）	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
（討論なし）	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 60 号を採決いたします。 議案第 60 号を、原案のとおり決定する事に賛成する方の挙手を求めます。
（挙手全員）	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
（異議なし）	
議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<b><u>○ 閉 会</u></b>	

議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和7年第4回小海町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。 <p style="text-align: right;">(ときに 16 時 45 分)</p>

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

10 番 議 員

11 番 議 員